

平成 27 年度

集約型都市形成のための計画的な緑地環境形成実証調査

**「埼玉県東南部地域 5 市 1 町における
緑と農の地域資源の活用方策検討調査
(埼玉県東南部地域 5 市 1 町
緑と農の地域資源活用協議会)」**

報 告 書

平成 28 年 3 月

国土交通省都市局

Contents

I. 調査の前提

| | |
|-----------------|-----|
| 1. 調査の目的 | I-1 |
| 2. 調査の内容 | I-1 |
| 3. 調査のフロー | I-3 |

II. 取組-1「本圏域における自然資源の実態調査」

| | |
|----------------------|-------|
| 1. 取組-1 の概要と流れ | II-1 |
| 2. 現況の解析 | II-2 |
| 3. 計画の整理 | II-23 |
| 4. 農の現況 | II-48 |

III. 取組-2「本圏域における自然環境管理団体の活動実態調査」

| | |
|----------------------------|--------|
| 1. 取組-2 の概要と流れ | III-1 |
| 2. 自然環境管理団体の調査 | III-2 |
| 3. 活動に関する支援・助成制度の調査 | III-8 |
| 4. 教育機関との連携・協働に関する調査 | III-17 |

IV. 取組-3「モデル地区の選定と保全・活用計画の検討」

| | |
|-----------------------------------|-------|
| 1. 取組-3 の概要と流れ | IV-1 |
| 2. 取組の前提 | IV-2 |
| 3. モデル地区の選定 | IV-9 |
| 4. ネットワーク軸の抽出 | IV-11 |
| 5. モデル地区の保全・活用計画の検討 | IV-12 |
| 6. 代表的モデル地区における「保全・活用計画」の検討 | IV-14 |
| 7. その他のモデル地区における「保全・活動」の検討 | IV-23 |
| 8. ネットワーク軸活用計画 | IV-30 |

V. 調査のまとめ

| | |
|---------------------------|-----|
| 1. 今後の課題 | V-1 |
| 2. 広域連携における汎用的手法の検討 | V-3 |

I

調査の前提

I. 調査の前提

1. 調査の目的

埼玉県東南部地域に位置する 5 市 1 町、草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町（以下 5 市 1 町と表記）は、昭和 40 年に「埼玉県東部清掃組合（現在の東埼玉資源環境組合）」を組織し、一般廃棄物の広域共同処理に取り組んできた。また、その他の行政課題についても広域連携を図るべく「埼玉県東南部都市連絡調整会議」を平成 3 年に設立し、調査研究及び広域連携事業を行ってきた。

一方、埼玉県東南部地域は、平成 16 年に国交省、農水省、環境省等によってとりまとめられた『首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン』において、保全すべきまとまりのある貴重な自然環境の 25 箇所のゾーンの 1 つ『草加・越谷新田ゾーン』に位置づけられている。

しかしながら、市街化の急激な進展や住民のライフスタイルや価値観の変化等、社会情勢の変貌により、緑や農地等の自然資源そのものや管理運営の担い手の減少などが課題となっている。

また、5 市 1 町各市町のみどりの基本計画や環境基本計画等の策定や改訂年度に差異があるため、策定期の時代背景の影響を受け、生態系の保全・ネットワークの形成に関して計画論の不揃いや、一体性の不足が見られる。実質的な自然資源の保全・活用に関する広域連携による施策の取組は未だ途上にあると言える。

本調査では、これらの課題に対応し、5 市 1 町における緑や農地等の自然資源及びその管理活動の実態の把握、自然資源を保全・活用するための方策の検討を行い、広域連携としての「都市と緑・農が共生するまちづくり構想」の検討を試行することを目的とする。

2. 調査の内容

調査の実施については、「埼玉県東南部地域 5 市 1 町緑と農の地域資源活用協議会（以下協議会と表記）」により以下の 3 つの取組についての調査解析を行った。

併せて、有識者、埼玉県、5 市 1 町環境所管課課長、NPO 代表により構成される「埼玉県東南部地域 5 市 1 町緑と農の地域資源活用検討会（以下検討会と表記）」を組織し、全 3 回の検討会議を開催し、3 つの取組の調査解析結果について検討を行った。

(1) 取組の内容

取組- 1 「本圏域における自然資源の実態調査」

- ・ 5 市 1 町の緑や農を含む自然資源に関する既往調査成果の統合及び解析
- ・ 5 市 1 町の緑の基本計画をはじめとする各種行政計画の統合及び解析
- ・ 5 市 1 町の農に関する現況及び行政計画の解析

取組-2 「本圏域における自然環境管理団体の活動実態調査」

- ・ 緑や農を含む、自然資源の管理実態の調査
- ・ 活動に関する支援・助成制度の調査
- ・ 教育機関との連携・協働に関する調査

取組-3 「モデル地区の選定と保全・活用の検討」

- ・ 取組 1.2 の成果を解析し、5市1町全域から、タイプ別のモデル地区を選定する。
- ・ 取組 1.2 の成果を解析し、5市1町全域から広域的ネットワーク軸を選定する。
- ・ 選定したモデル地区において、将来の「地域連携保全活動計画」に資する、「自然資源保全・活用計画」をモデル的に検討・立案する。

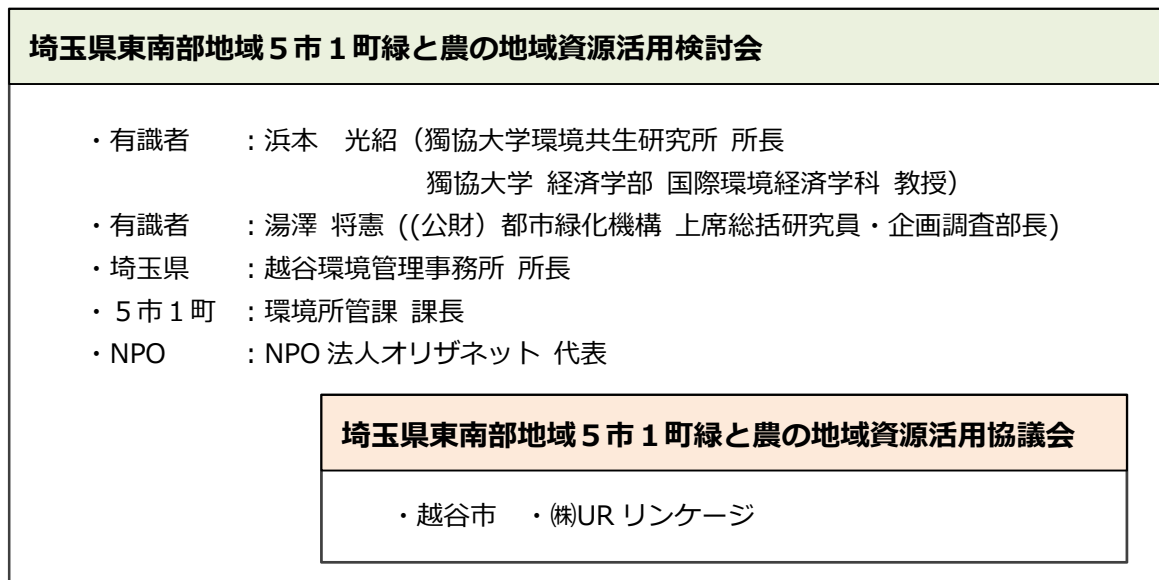
(2) 埼玉県東南部地域 5市1町緑と農の地域資源活用検討会の位置づけ

図 I-1 埼玉県東南部地域 5市1町緑と農の地域資源活用検討会の位置づけ

3. 調査のフロー

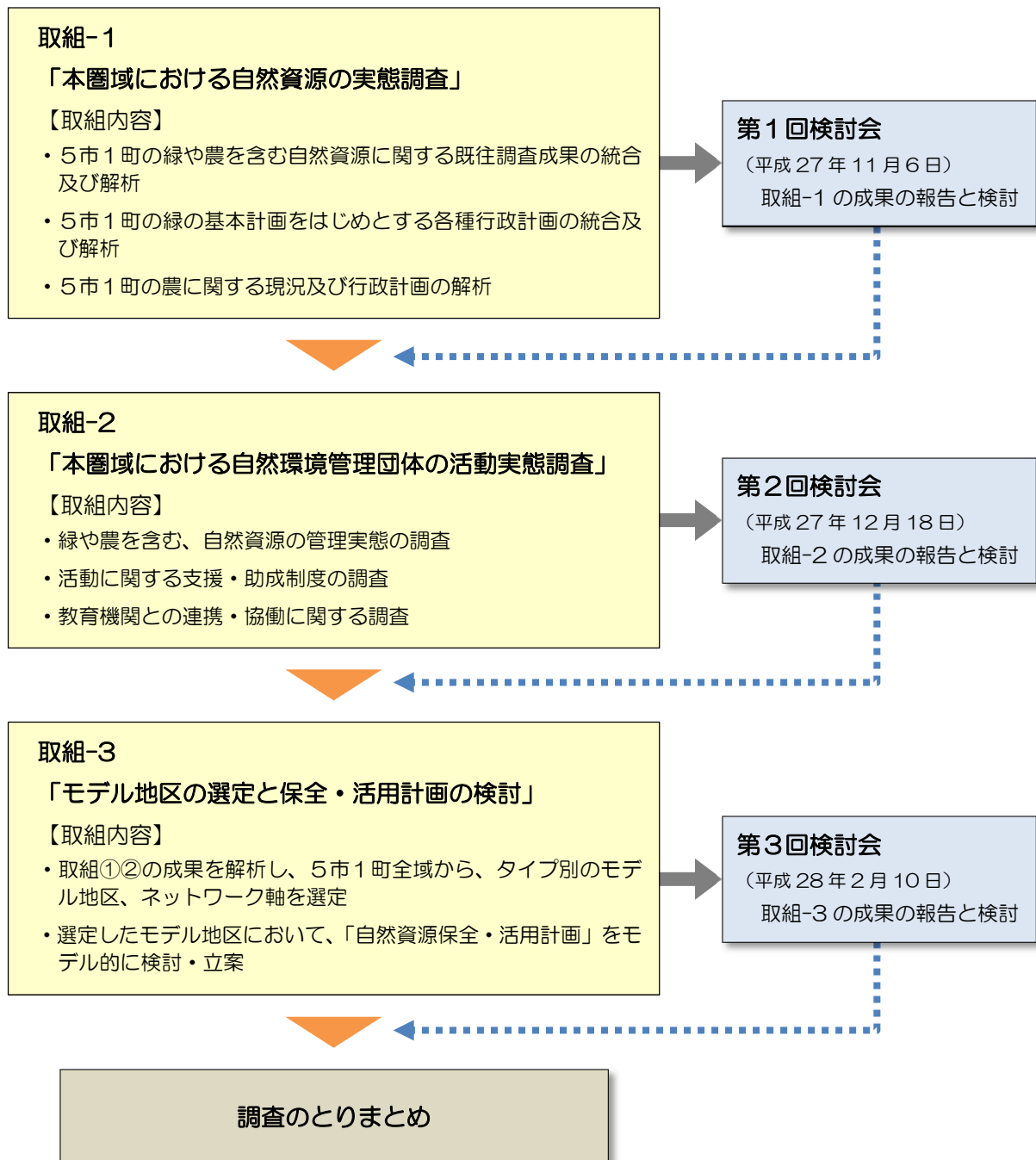


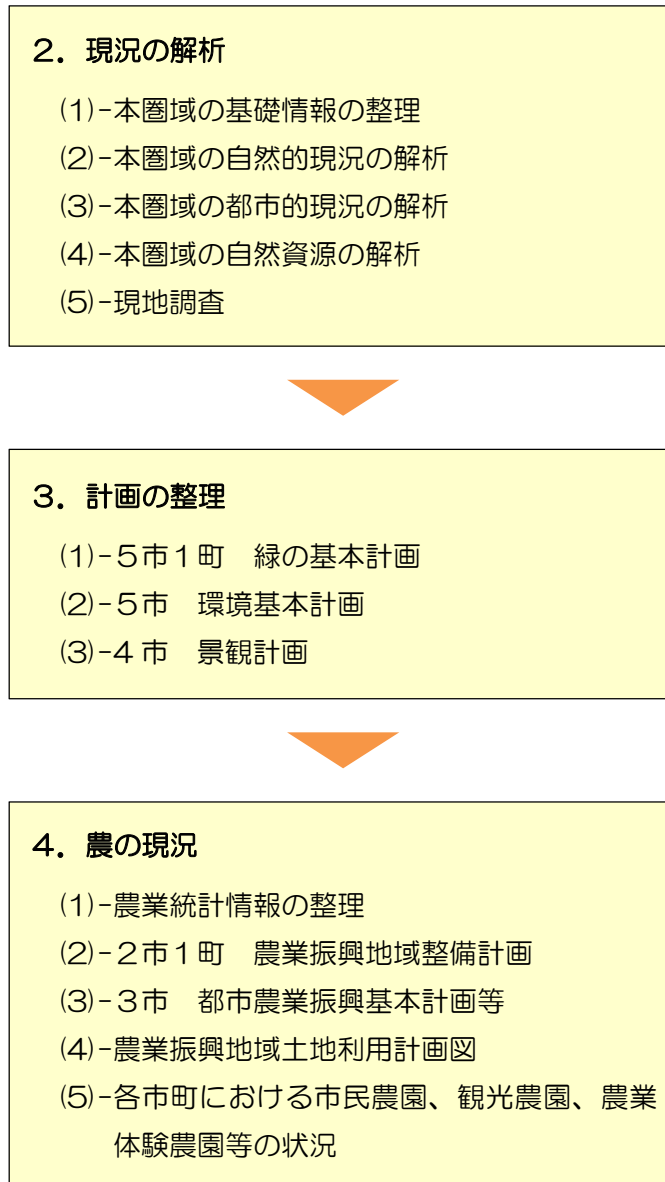
図 I-2 調査のフロー

III

取組- 1「本圏域における自然資源 の実態調査」

Ⅱ. 取組-1「本圏域の自然資源の実態調査」

1. 取組-1 の概要と流れ



図Ⅱ-1 取組-1 の概要と流れ

2. 現況の解析

(1) 本圏域の基礎情報の整理

- ・ 構成基礎自治体：草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
- ・ 全面積：約 183 km²（草加市 27.46 km² 越谷市 60.24 km² 八潮市 18.02 km² 三郷市 30.22 km² 吉川市 31.66 km² 松伏町 16.2 km²）
- ・ 全人口：906,184 人（草加市 245,891 人、越谷市 335,974 人、八潮市 85,922 人、三郷市 137,289 人、吉川市 70,667 人、松伏町 30,441 人（平成 27 年 8 月時点））

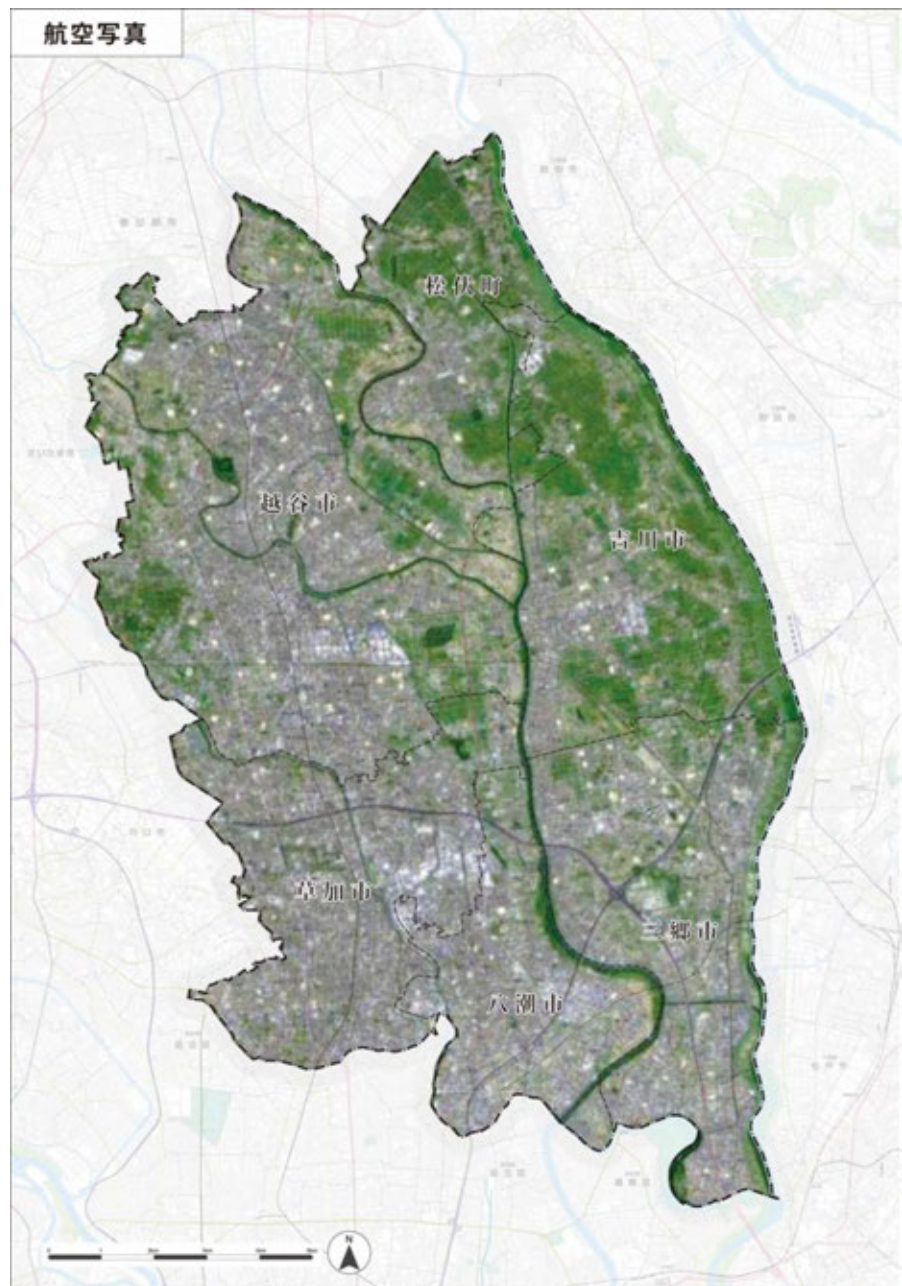
航空写真

埼玉県東南部地域 5市1町の基礎情報

- 構成基礎自治体：
草加市、越谷市、八潮市、
三郷市、吉川市、松伏町
- 全面積：約 183km²
草加市 27.46 km²
越谷市 60.24 km²
八潮市 18.02 km²
三郷市 30.22 km²
吉川市 31.66 km²
松伏町 16.2 km²
- 全人口：906,184 人
（平成 27 年 8 月時点）
草加市 245,891 人、
越谷市 335,974 人、
八潮市 85,922 人、
三郷市 137,289 人、
吉川市 70,667 人、
松伏町 30,441 人

出典

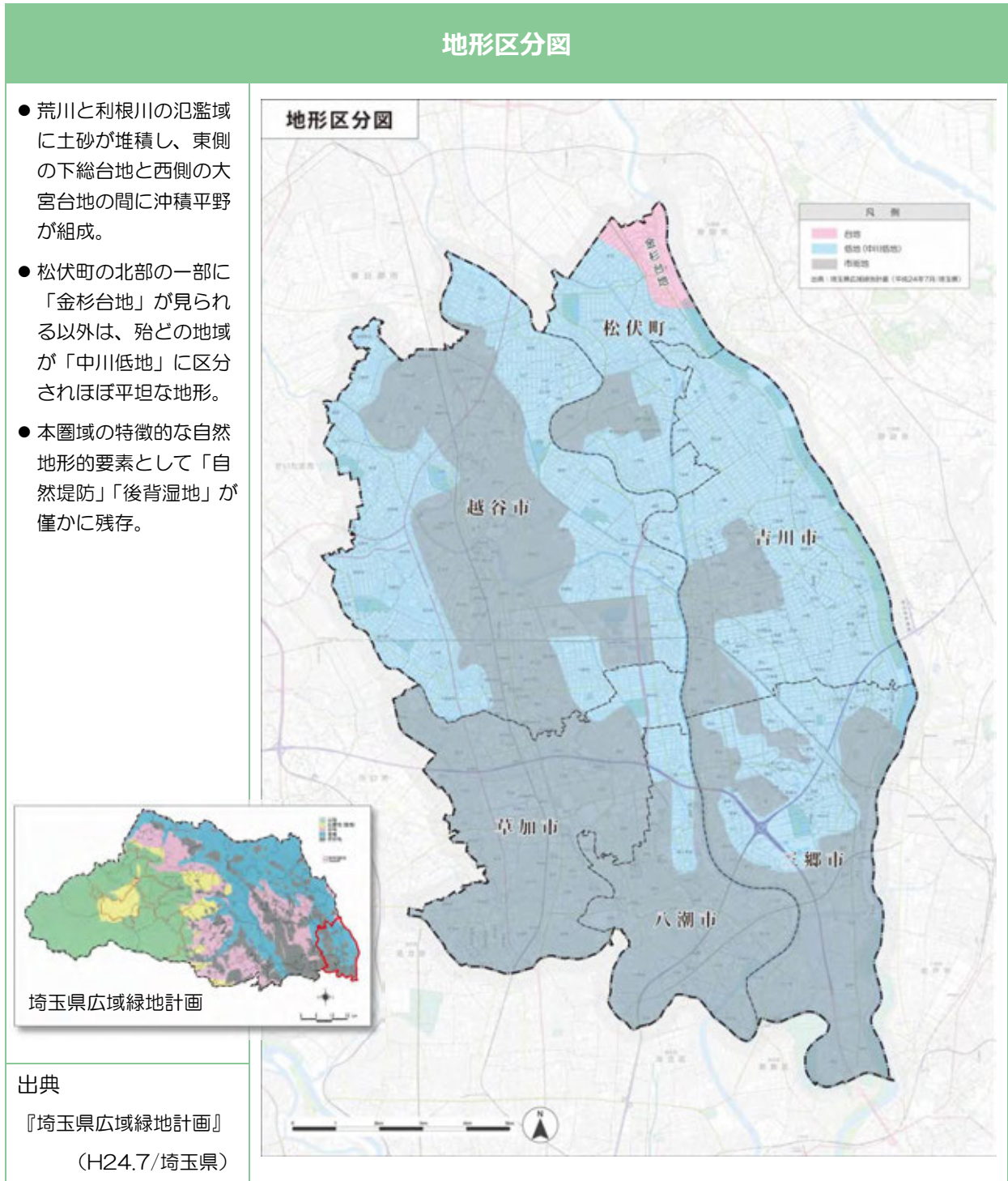
Google Earth



図Ⅱ-2 航空写真

(2) 本圏域の自然的現況の解析

① 地形区分図



図Ⅱ-3 地形区分図

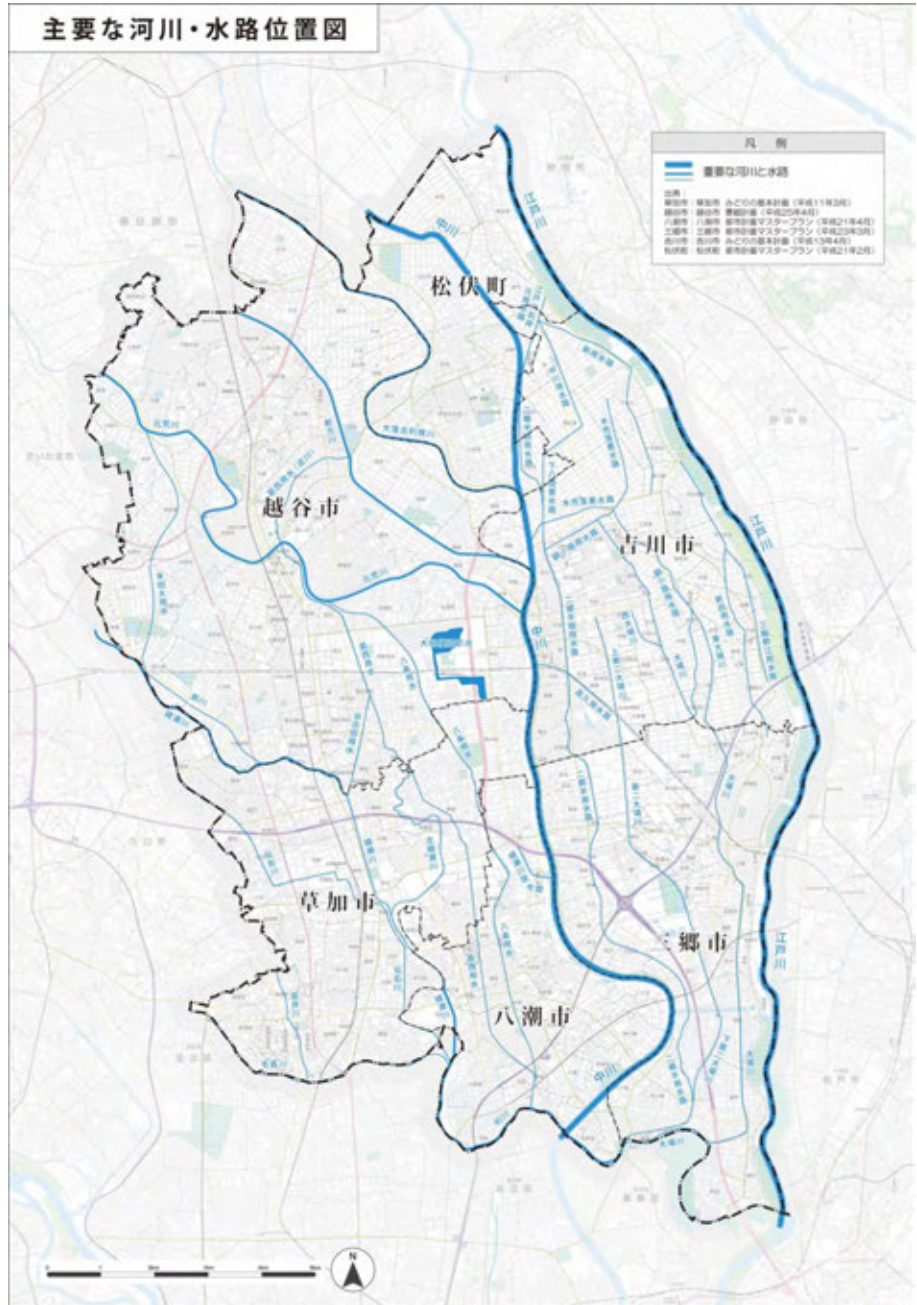
② 主要な河川・水路位置図

主要な河川・水路位置図

- 江戸川、中川、綾瀬川を中心に、数多くの河川、用水路、排水路、調節池が在る。
- 繰り返される河川の氾濫と抗しつづ、農地や市街地を形成してきた土地利用の歴史の結果を表出。
- 生物多様性保全機能以外にも、治水機能、農用水供給機能、親水機能、景観形成機能、環境緩和機能、等の多面的な機能を有す。

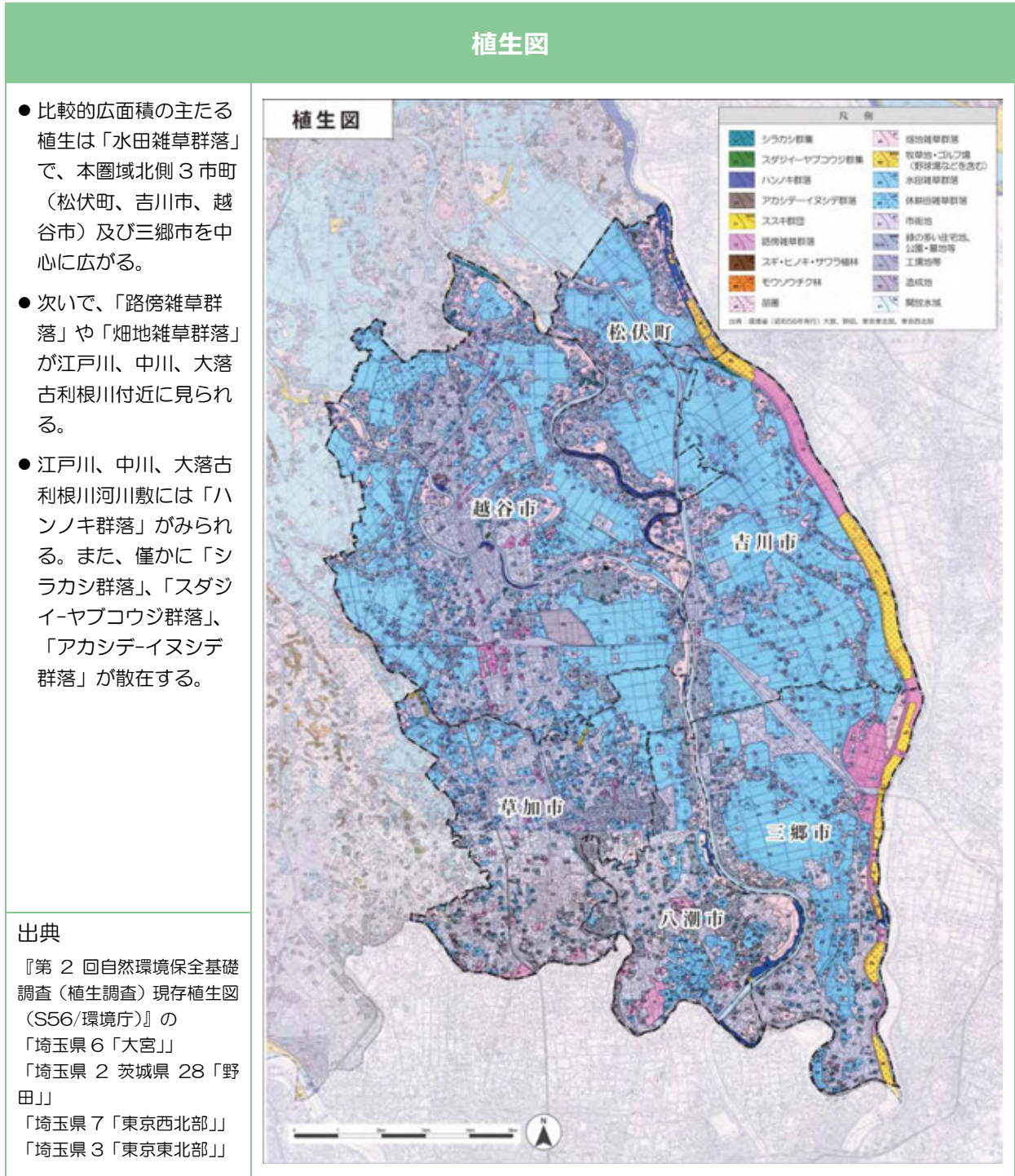
出典

- 『草加市緑の基本計画』(H11.3)
- 『越谷市景観計画』(H25.4)
- 『八潮市都市計画マスタープラン』(H21.3)
- 『三郷市都市計画マスタープラン』(H23.3)
- 『吉川市緑の基本計画』(H13.4)
- 『松伏町都市計画マスタープラン』(H21.2)



図Ⅱ-4 主要な河川・水路位置図

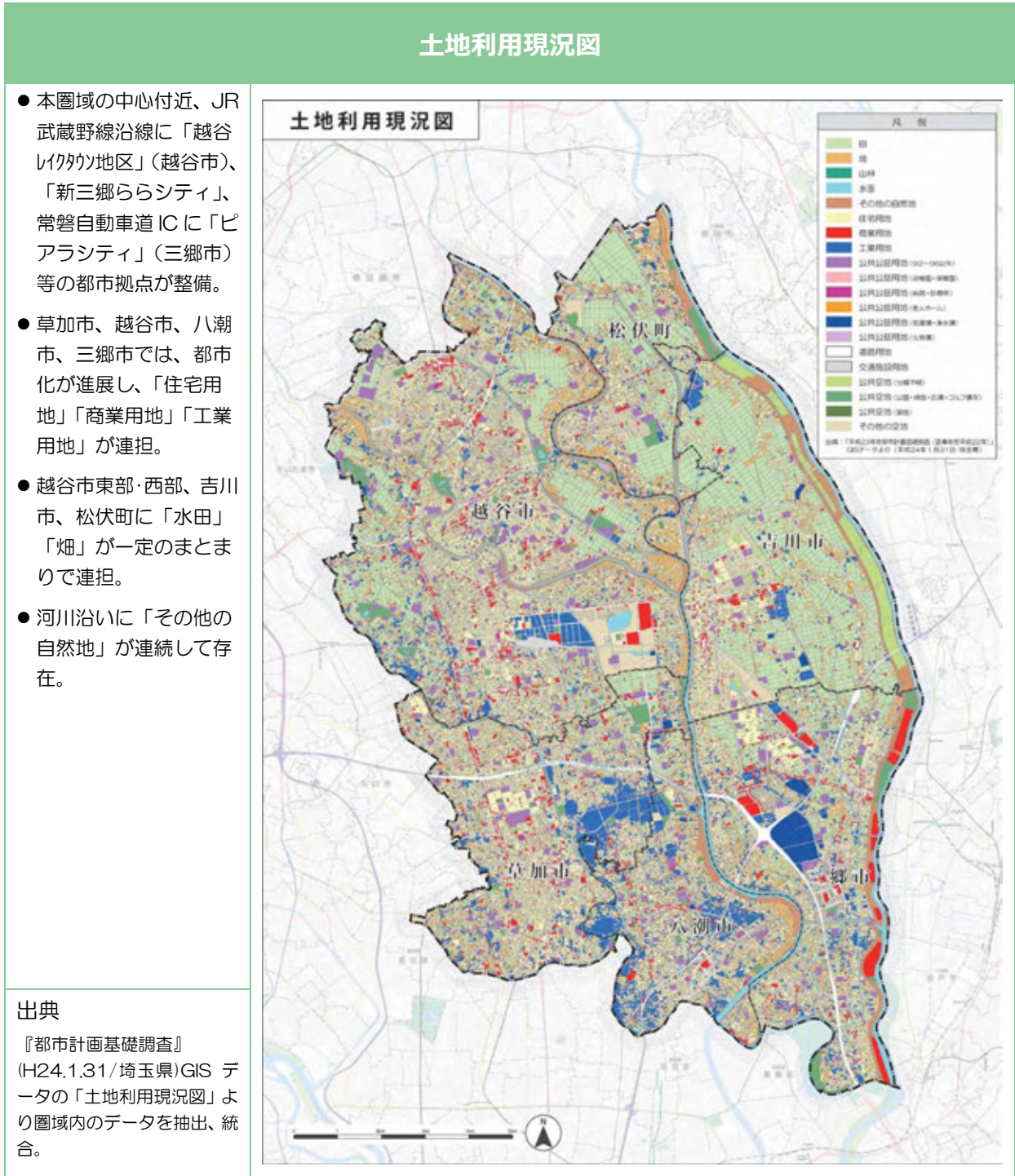
③ 植生図



図Ⅱ-5 植生図

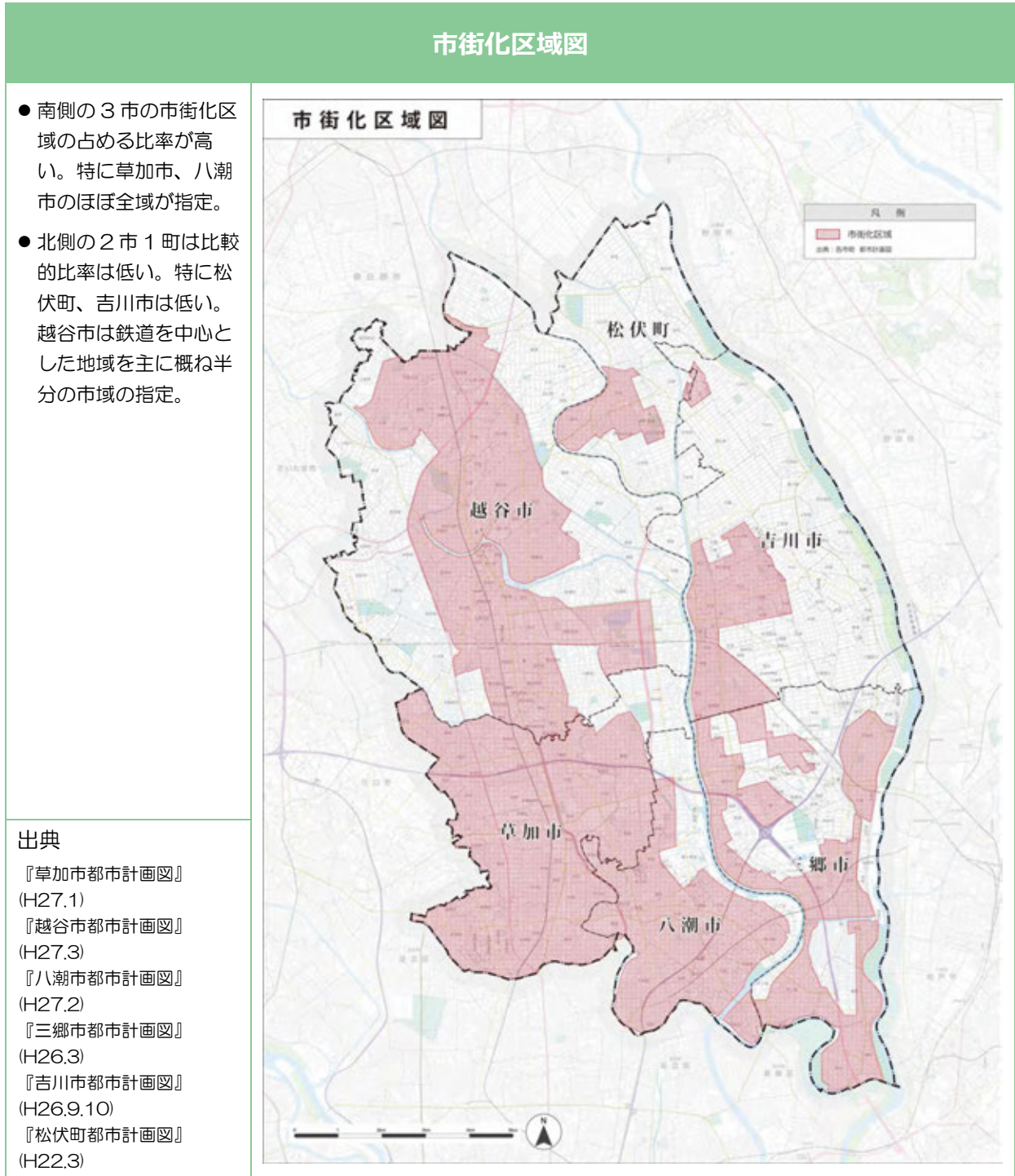
(3) 本圏域の都市的現況の解析

① 土地利用現況図



図Ⅱ-6 土地利用現況図

② 市街化区域図



図Ⅱ-7 市街化区域図

③ 都市公園等配置図



図Ⅱ-8 都市公園等配置図

④ 主要幹線道路位置図



図Ⅱ-9 主要幹線道路位置図

⑤ 緑道・サイクリングロード等位置図



図Ⅱ-10 緑道・サイクリングロード等位置図

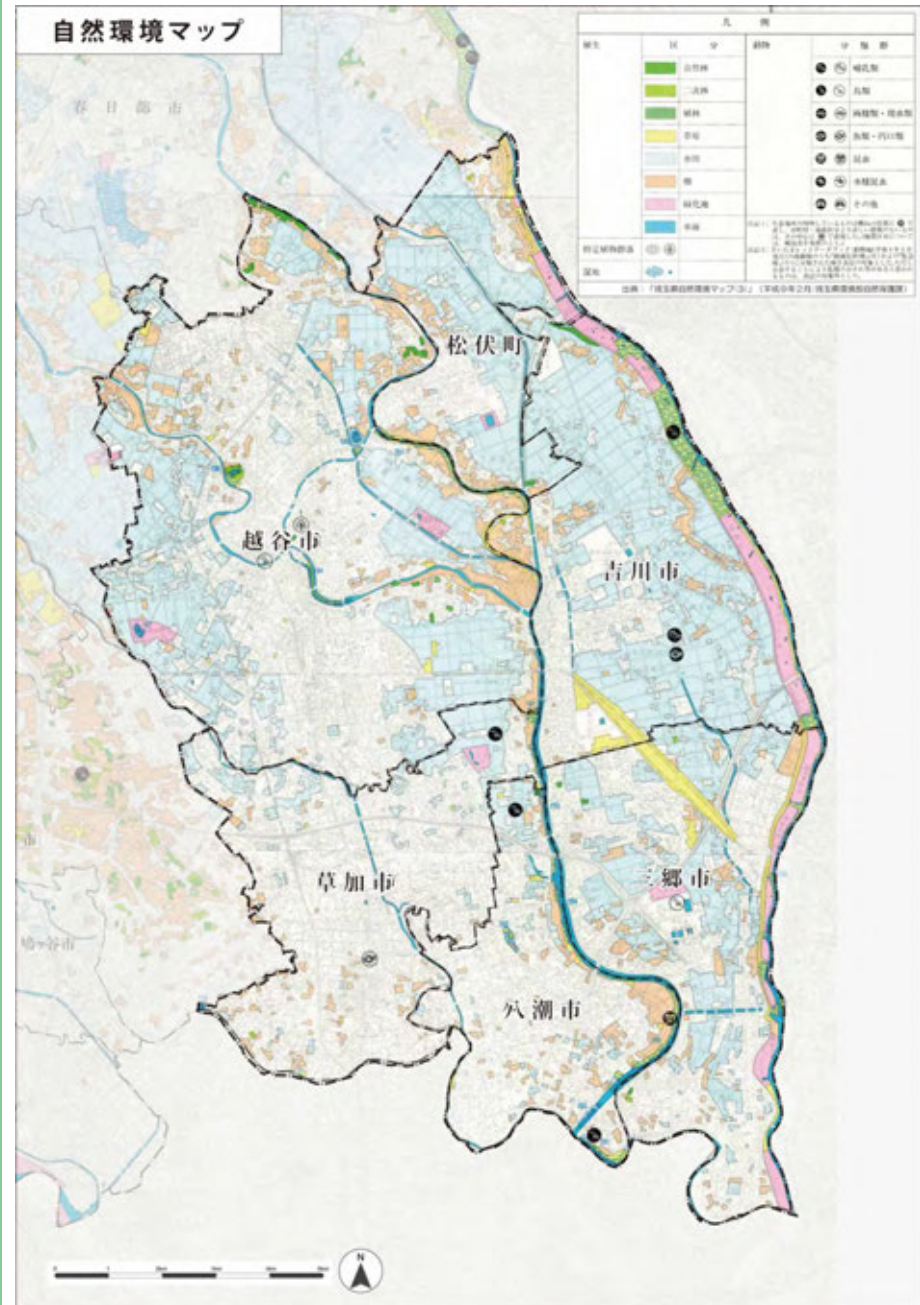
(4) 本圏域の自然資源の解析

① 埼玉県自然環境マップ

- 植生は、自然林、二次林とみにごく僅か、水田、畑が農地に、草原、緑化地が河川敷に在する。
- 湿地は、江戸川、中川、大落古利根川、元荒川、に散在。
- 動物は、11箇所が抽出。

出典

『彩の国豊かな自然環境づくり計画基礎調査資料集』（H9/埼玉県）の「埼玉県自然環境マップ」より、本圏域を抽出。植生、特定植物群落、湿地、動物の生息の状況を整理、把握。



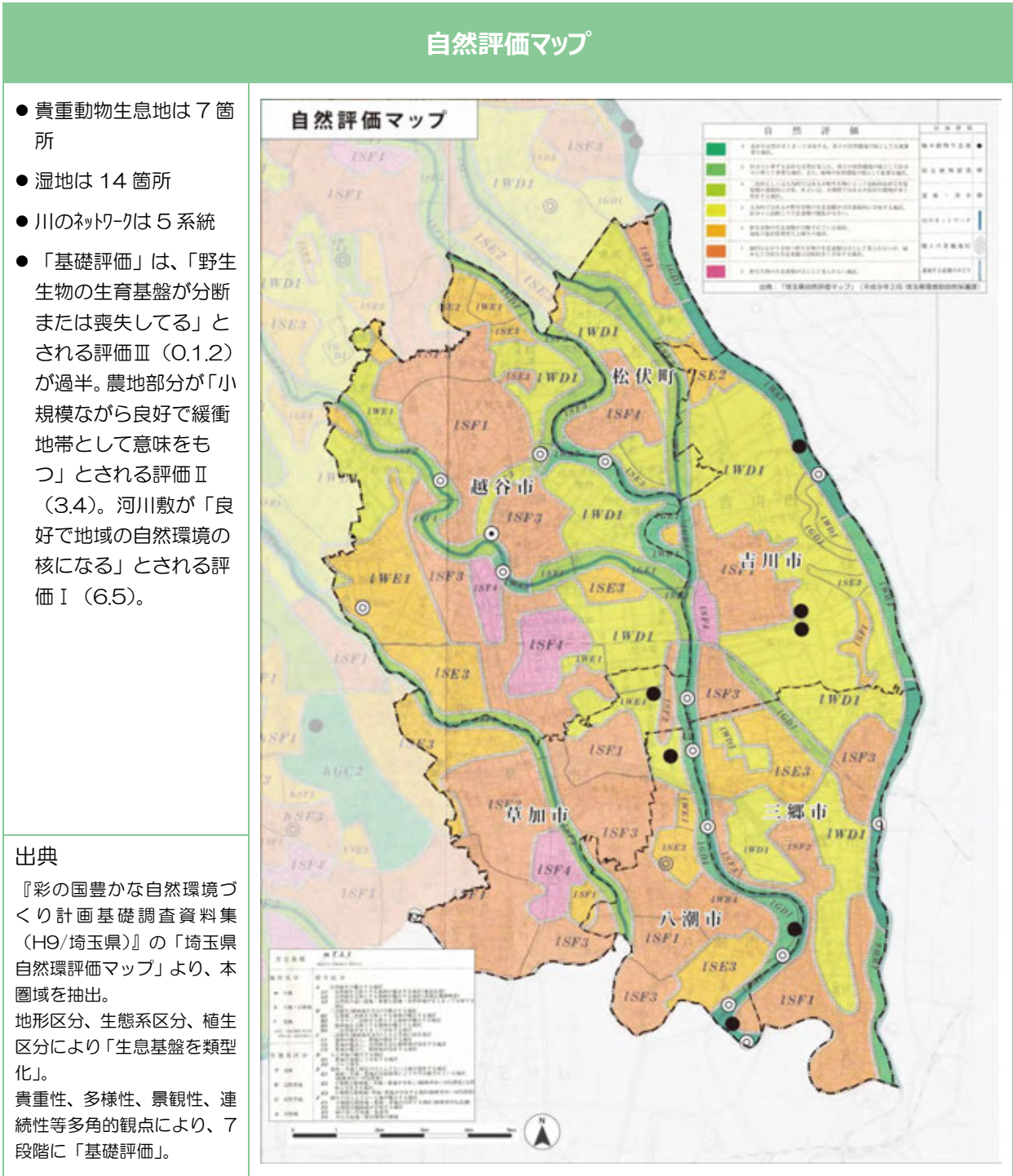
図Ⅱ-11 埼玉県自然環境マップ

② 埼玉県保全状況マップ



図Ⅱ-12 埼玉県保全状況マップ

③ 自然評価マップ



図Ⅱ-13 自然評価マップ

④ 主要な生き物生息・生育位置図



図Ⅱ-14 主要な生き物生息・生育位置図

⑤ 保全優先度の高い緑地位置図



図Ⅱ-15 保全優先度の高い緑地位置図

⑥ 県指定鳥獣保護区



図Ⅱ-16 県指定鳥獣保護区

⑦ 旧「ふるさと埼玉の森を守り育てる条例」に基づく指定状況図



図Ⅱ-17 旧「ふるさと埼玉の森を守り育てる条例」に基づく指定状況図

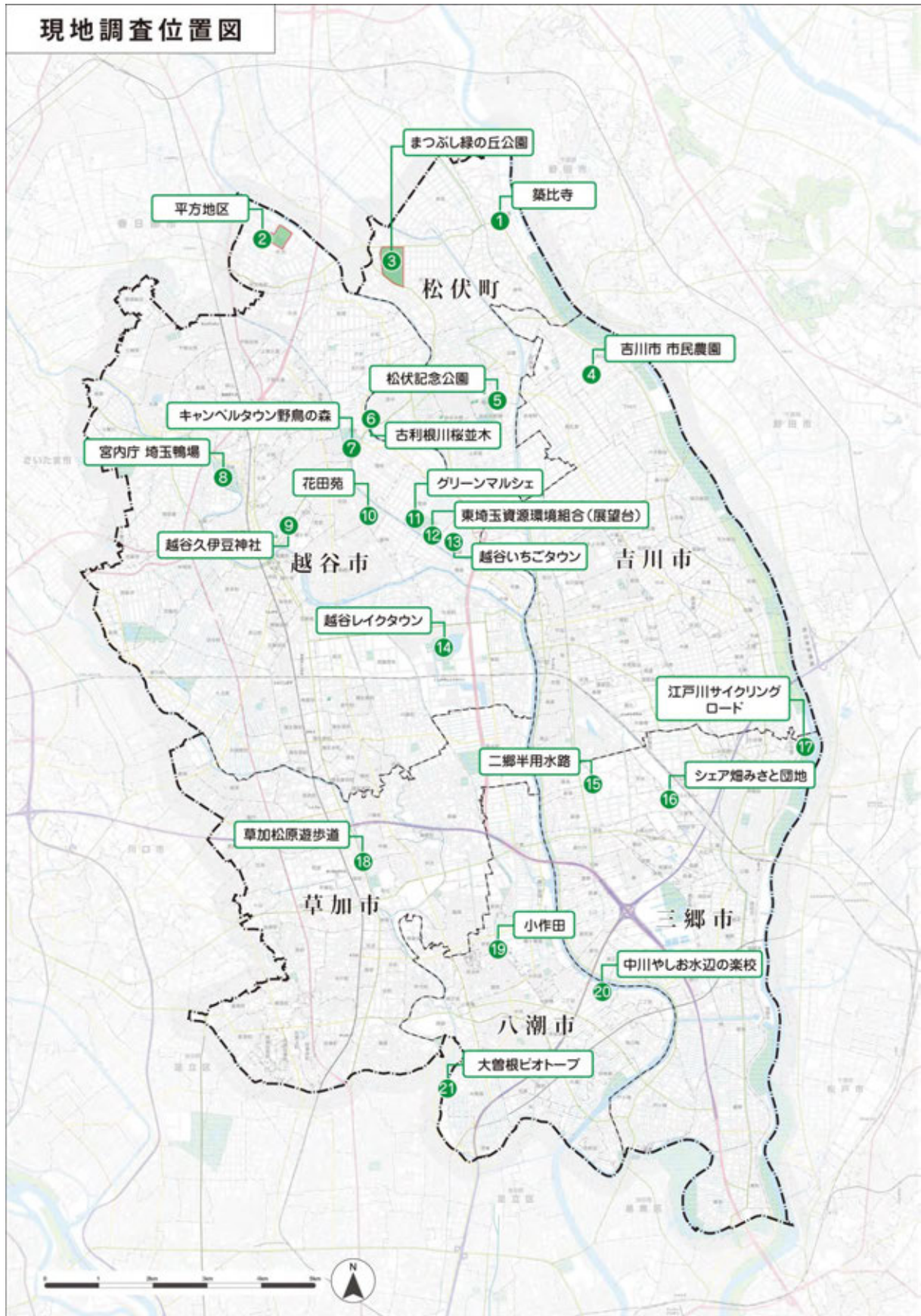
(5) 現地調査

| 番号 | 名称 | 写真 |
|----|---|--|
| 01 | <p>築比地地区（松伏町）</p> <p>松伏町の北側に位置し、本圏域唯一の台地である金杉台地には、斜面林が形成されている。他、斜面の下には用水が流れ、その周辺には広大な水田が広がっている。斜面林の一部にはピオトープが整備されているほか、近くには活動の拠点と成り得る施設も存在している。</p> |  <p>写真Ⅱ-1・2 築比地地区</p> |
| 02 | <p>平方地区（越谷市）</p> <p>越谷市の最も北に位置し、田園・集落ゾーンに指定されている。平方公園や、河川沿いの屋敷林や「ふれあいサンクチュアリ」と呼ばれる平方自然観察林があるほか、河川沿いには連続した屋敷林も見ることが出来る。</p> |  <p>写真Ⅱ-3・4 平方地区</p> |
| 03 | <p>まつぶし緑の丘公園（松伏町）</p> <p>里山、広場、水辺からなる原風景を創出し、樹林や野鳥、草花、昆虫などとのふれあいを通じ、心も体も元気になる公園を目指し計画された県営公園。水辺ゾーン、公園ゾーン、里山ゾーンに分かれており、平成28年春に里山ゾーンが開園する事により、全面開園となる。</p> |  <p>写真Ⅱ-5・6 まつぶし緑の丘公園</p> |
| 04 | <p>市民農園（吉川市）</p> <p>埼玉県下最大級の面積を誇り、管理棟内に研修室、ユニットシャワー、トイレ、更衣室、調理室、駐車場などが完備され、市民の方が手軽に農業にふれあうことができるよう整備されているとともに、指導員が常駐し、作付け指導に当たっている。</p> |  <p>写真Ⅱ-7・8 市民農園</p> |
| 05 | <p>松伏記念公園（松伏町）</p> <p>隣接する「松伏総合公園」とともに、大きな緑地の塊を形成している。また、近隣住宅地における大雨時の水害対策の貯水機能をもった公園で、調節池のポンプ場を兼ねた展望風車は公園のランドマークとなっている。</p> |  <p>写真Ⅱ-9 松伏記念公園</p> |
| 06 | <p>古利根川桜並木（越谷市・松伏町）</p> <p>松伏町と越谷市の市境にある古利根川堤に1.5kmにも渡り約150本のソメイヨシノが植えられている。 開花期間中には多くの人を訪れる。</p> |  <p>写真Ⅱ-10 古利根川桜並木</p> |

| 番号 | 名称 | 写真 |
|----|--|--|
| 07 | <p>キャンベルタウン野鳥の森（越谷市）</p> <p>大吉調節池公園に隣接している、大吉公園の中にある総面積 5,350 m²の施設で、オーストラリアのキャンベルタウン市との交流を記念して開設された。天然記念物のシラコバトの繁殖をおこなっている。</p> |  <p>写真Ⅱ-11・12 キャンベルタウン野鳥の森</p> |
| 08 | <p>宮内庁 埼玉鴨場（越谷市）</p> <p>越谷市大林地区にある宮内庁埼玉鴨場は、明治 41 年につくられた約 10ha の面積を持つ御猟場で、鴨の狩猟期間に、天皇陛下の思召しにより内外の賓客の接待の場として使用される。</p> |  <p>写真Ⅱ-13・14 宮内庁 埼玉鴨場</p> |
| 09 | <p>越谷久伊豆神社（越谷市）</p> <p>創建年代は平安時代中期と推測され、境内には、県の天然記念物に指定されている樹齢二百五十年の藤がある。参道の途中にある「越谷アリタキ植物園」にはメタセコイアやナンキンハゼ、菩提樹などの巨木や マロニエなど約 3,500 種類の樹木や花などがある。</p> |  <p>写真Ⅱ-15・16 越谷久伊豆神社</p> |
| 10 | <p>花田苑（越谷市）</p> <p>敷地面積 2 万 1,000 m²の庭内には、約 2,000 本もの樹木が植えられ、日本文化の伝統を備えた廻遊式池泉庭園となっている。</p> <p>また、庭園内の水辺は水生植物や、トンボなど水生昆虫も生息できる環境として整備されている。</p> |  <p>写真Ⅱ-17 花田苑</p> |
| 11 | <p>グリーンマルシェ（越谷市）</p> <p>約 150 軒の農家が出荷者登録する、越谷市内最大の農産物直売所である。</p> <p>旬の野菜をはじめ、お惣菜、農産物を使ったお菓子や日本酒、お花など、農に関する商品を多数揃えている。</p> |  <p>写真Ⅱ-18・19 グリーンマルシェ</p> |
| 12 | <p>東埼玉資源環境組合（越谷市）</p> <p>東埼玉資源環境組合は、当該 5 市 1 町のごみ・し尿処理などの清掃業務を担当している。</p> <p>第一工場は第二工場とともに本圏域のごみを焼却しているほか、積極的に資源のリサイクルに取り組んでいる。</p> |  <p>写真Ⅱ-20・21 東埼玉資源環境組合</p> |

| 番号 | 名称 | 写真 |
|----|--|--|
| 13 | <p>越谷いちごタウン（越谷市）</p> <p>栽培面積約 10,000 m²の園内では、「章姫」「紅ほっぺ」を中心に、6 種類のいちごを栽培している。</p> <p>この施設は、越谷市が農地を借り上げ、農家を作る生産組合が運営している。</p> |  <p>写真Ⅱ-22・23 越谷いちごタウン</p> |
| 14 | <p>越谷レイクタウン（越谷市）</p> <p>平成 20 年 にまちびらきをした計画面積 225.6ha、計画人口 22,400 人のニュータウン。街の中心には約 39.5ha の調節池があり、その北西エリアは「ピオトープゾーン」とされ、この地域の自然を再生する試みが進められている。</p> |  <p>写真Ⅱ-24・25 越谷レイクタウン</p> |
| 15 | <p>二郷半用水路（三郷市・吉川市・松伏町）</p> <p>松伏町で江戸川より取水し、中川の左岸側を平行するように流れ、三郷市で下第二大場川と合流している。一部では遊歩道等が整備されているほか、稀少植物であるキタミソウが自生している区間がある。</p> |  <p>写真Ⅱ-26・27 二郷半用水路</p> |
| 16 | <p>シェア畑みさと団地（三郷市）</p> <p>新三郷駅近く、みさと団地内の、サポート付き農園である。</p> <p>「豊かな農ある暮らしの発信地みさと」をコンセプトに UR 都市機構との共同事業として開園した。</p> |  <p>写真Ⅱ-28 シェア畑みさと団地</p> |
| 17 | <p>江戸川サイクリングロード（三郷市・吉川市・松伏町）</p> <p>歩行者や自転車が安全で快適に通行できるように、歩道の設置や拡幅とあわせてネットワーク計画に基づいた自転車歩行者専用道路の整備が沿川自治体により進められている。</p> |  <p>写真Ⅱ-29・30 江戸川サイクリングロード</p> |
| 18 | <p>草加松原遊歩道（草加市）</p> <p>江戸時代から「千本松原」と呼ばれ、うっそうとした緑のトンネルを形成し街道の名所となっていた。</p> <p>松を保護することができるように、草加松原内を通っていた県道に移設。「埼玉シンボルロード整備計画」に基づいて整備された。</p> |  <p>写真Ⅱ-31・32 草加松原遊歩道</p> |

| 番号 | 名称 | 写真 |
|----|---|--|
| 19 | <p>小作田（八潮市）</p> <p>かつてはマコモ群落、ガマ群落、ヨシ群落が見られる市内で唯一川沿い以外での湿地で、カイツブリ、カルガモ、バン、オオヨシキリなどが確認されていたが、現在は埋め立てられ、駐車場、市民農園等となっているが、水田が一部残置している。</p> |  <p>写真Ⅱ-33・34 小作田</p> |
| 20 | <p>中川やしお水辺の楽校（八潮市）</p> <p>『「子どもの水辺」再発見プロジェクト』に登録された事が契機となり中川に隣接して整備され、平成27年にオープンした。日常の管理運営は、関係17団体で構成される「中川やしお子どもの水辺運営協議会」が担っている。</p> |  <p>写真Ⅱ-35・36 中川やしお水辺の楽校</p> |
| 21 | <p>大曽根ビオトープ（八潮市）</p> <p>魚類、底生動物、鳥類の生育・繁殖場の創出を目的に、平成19年度に整備された。市民の意見も取り入れながら整備が進められ、完成後は、市民主催の夏休み自然観察会等も行われており、新たな活動の場となっている。</p> |  <p>写真Ⅱ-37 大曽根ビオトープ</p> |



図Ⅱ-18 現地調査位置図

3. 計画の整理

(1) 5市1町 緑の基本計画

① 基本理念 他

| 自治体名 | 草加市 | 越谷市 | 八潮市 |
|-------|--|--|---|
| 策定年月 | 平成11年3月 | 平成11年3月 | 平成13年3月 |
| 基本理念 | <p>基本理念 緑の拠点づくりとネットワーク型のまちづくりの推進</p> | <p>基本理念 ■人にも生き物にもやさしい、心を豊かにしてくれる緑のまち ●人にも生き物にもやさしい緑のまちづくり ●心を豊かにする緑のまちづくり ●市民みんなで進める緑のまちづくり</p> | <p>基本理念 緑の現況、市民との歴史的な結びつき、市民参加、上位計画などを考慮した市の緑の将来像は、中川の豊かな水辺の自然を保全・活用して市民が自然を身近に感じ、ふれ親しみ守り育てる環境を整え、中川の恵みを後世に伝えていくことが大切であります。</p> |
| 緑の将来像 | <p>整備目標 I:水と緑のネットワークの形成 II:地域の拠点となる防災公園の整備 III:緑のランドマークの保全 IV:草加の顔となる緑の充実 V:学校を中心とする地域緑化の展開</p> | <p>緑の将来像 水と緑の環境共生都市・こしがや ・しっかりとした構造とつながりを持った緑の構成 ・地域毎に特徴・個性のある緑のまちなみ</p> | <p>緑の将来像 中川の恵みを伝える</p> |
| 基本方針 | <p>基本方針 “みどりをまもる～保全” “みどりをつくる～創出” “みどりをそだてる～育成”</p> | <p>取り組みの基本方針 ●緑のシンボルをつくります。 ●水と緑のネットワークを形成します。 ●地域毎の多様な緑を育てます。 ●市民みんなで緑のまちづくりを進めます。</p> | <p>取り組みの基本方針 1.中川の広大な水辺空間にふれ親しみます 2.水辺と生活をつなぎます 3.身近な自然環境を整えます 4.市民の緑を市民と協働で育てます</p> |
| 計画目標 | <p>緑地の確保目標 ●平成27年における緑地の確保目標 ・市街化区域で約256.03ha(10.3%) ・都市計画区域で約317.83ha(11.6%) ●平成27年における都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標 ・施設緑地 6.5㎡/人 ・都市公園 3.7㎡/人 ・都市公園等 6.4㎡/人</p> | <p>計画の目標 市域面積の30%の緑地の確保を目指します。 公園緑地等の倍増を目指します。 市全域で80万本の緑化・植樹を進めます。</p> | <p>計画の目標水準 ①平成27年までの緑地の確保目標水準 市街化区域に62.3ha(4.8%) 都市計画区域に329.2ha(18.3%) ②平成27年までの都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準 都市公園で25.7㎡/人 都市公園等で25.9㎡/人</p> |

| 自治体名 | 三郷市 | 吉川市 | 松伏町 |
|-------|--|---|--|
| 策定年月 | 平成23年6月 | 平成13年4月 | 平成11年3月 |
| 基本理念 | 緑のまちのイメージ みんなで育む水と緑と花のガーデンシティ | 基本理念 水と緑のネットワークの形成 | 基本理念 河川沿いや農地に代表される本町固有の緑を保全・活用し、また、都市基盤の整備に伴い新たな緑を創造していくことで、「水と緑のネットワーク」を実現していくことを計画の基本理念とします。 |
| 緑の将来像 | 3つの目標 水 環境の基盤となる水辺が豊かなまち 緑 質の高い花と緑が彩るまち 人 市民・団体・事業者と市の緑のパートナーシップが支えるまち | 緑の将来像 ・水と緑の軸 ・緑の拠点 ・吉川らしい田園風景 ・緑豊かな市街地 ・良好な水辺環境 上記を市内に展開し「水と緑のネットワーク」を実現する | 緑の将来像 人の輪でみがかく緑のまちづくり 松伏 →人の輪・町民、企業、行政の協働による取り組み →みがかく向上させる、価値を高める →緑(みどり):身近な草花から緑地までを含めた多様な緑 |
| 基本方針 | 計画の基本方針 1.三郷の環境を支える水辺と緑を守り、育てる 2.魅力ある公園や緑のオープンスペースをつくる 3.花と緑があふれる街並みとネットワークつくる 4.花と緑にかかわる市民との協働を推進する | 計画の基本方針 1.吉川らしい緑をまもる 2.特色ある緑をつくる 3.市民と共に緑を育てる | 取り組みの基本方針 ①固有の緑の保全と活用を進めます ②新たな緑の創出を進めます ③住民参加の緑の活動を拡大します ④人と自然に配慮した取り組みを進めます |
| 計画目標 | 緑の目標水準 ●市域の緑地率 22% ●市民1人当たりの都市公園の整備水準 3.2㎡/人 ●市民1人当たりの公園等の整備水準 7.5㎡/人 ●緑の基本計画に対する認知度 60% ●市民が主体となった花と緑の活動団体数 150団体 ●市民が維持管理にかかわる公園の割合 60% ●三郷の水や緑に対する満足度 40% (5人に2人程度) ●公園の整備内容・管理等に対する満足度 50%(2人に1人程度) | 計画の目標 ●緑地の確保目標 市街地内では10%以上の緑地面積の確保をめざします ●都市公園の整備目標 都市公園の3倍増をめざします ●緑化の整備目標 公共施設の緑被率20%をめざすとともに、緑豊かな親しみのある道路空間を形成します | 計画の目標 1) 緑地の確保目標 町域全体で40%以上の緑地を確保します 2) 都市公園の整備目標 都市公園の面積を現状の3倍に増やします 3) 緑化の目標 一帯に一つの緑の活動参加を目指します |

| 自治体名 | 草加市 | 越谷市 | 八潮市 |
|------|--|---|---|
| | 基本方針と施策 | 施策推進の要点 | 計画の内容 |
| 施策 | (1) 緑の保全 ①ふるさとの森の保全 a) 屋敷林等の保全 b) 保存樹林の指定及び保全 c) 公園緑地としての整備 ②樹木、生垣の保全 a) 保存樹木、保存生垣の指定及び保全 b) 保存樹木助成制度の強化 ③農地の保全 a) 生産緑地地区の活用 b) 市民農園の拡充 | 1 緑をまもる ①まちのシンボルとなる緑地の保全 ・市を代表する緑地の維持・保全 ・広がりのある農地の保全と活用 ②河川・水路の環境保全 ・河川整備等と合わせた環境整備 ③身近な緑地の保全 ・樹林地の保全 ・大樹・名木等の保全 ・まちなかの農地の保全 ④越谷らしい緑や生き物の保全 ・越谷らしい緑を保全する様々な取り組み ⑤緑のリサイクル事業 ・樹木のリサイクル ・落葉や枯葉、枯枝等の活用 ・緑のリユース | 中川の広大な豊かさを楽しむ 1. 中川の自然特性に配慮した都市基幹公園を配置します 2. 中川等の水辺の自然を保全・活用します 3. 中川の水辺に、親しみのある景観形成を図ります 4. 中川河川敷及び中川沿いの農地等を保全・活用します |
| | ② 緑の創出 ①公園緑地の整備 ②道路空間の緑化 ③水辺空間の緑化 ④公共空間の緑化の推進 ⑤私有空間の緑化の推進 | 2 緑地をつくる ⑥まちのシンボルとなる公園緑地の整備 ⑦緑地軸を形成する緑道等の整備 ⑧身近な公園緑地等の整備 | 中川と結ぶネットワークづくり 1. 水辺と身近な緑をつなぐネットワークを形成します 2. 身近な緑の拠点となる公園・緑地を配置します |
| | ③ 緑の育成 ①市民の参加・協力 ②緑化活動の普及・啓発 ③調査・研究 | 3 緑化を進める ⑨河川・水路の緑化 ⑩道路の緑化 ⑪公共公益施設の緑化 ⑫民有地の緑化 | 水辺と身近な緑をまもる 1. 水辺の自然を保全・回復します 1) 綾瀬川・坊川の水辺の生態系の保全・回復 2) 葛西用水等の水辺の生態系の保全 2. 身近なビオトープ(野生生物の生息空間)を回復します 1) 公園・緑地、学校ビオトープの整備 3. 身近な緑を保全・回復します 1) 特徴的な水辺の自然地の保全 2) 身近な森の保全・回復 3) 農地の活用 (1) 生産緑地地区の活用 (2) 「防災協力農地」をしての活用 4. 人目にふれる緑を保全・創出します 1) 学校緑化 2) 民有地等接面緑化 3) 人工地盤上の緑化 4) 保存樹木等制度の拡充 |
| | | 4 緑をささえる ⑬緑化の体制整備 ⑭緑化の普及・啓発 | 緑を育む 1. 市民・企業・行政が協働して緑を育みます 2. 市民が協働して緑を育みます 3. 緑化活動を広めます 4. 持続性のある緑を育みます |

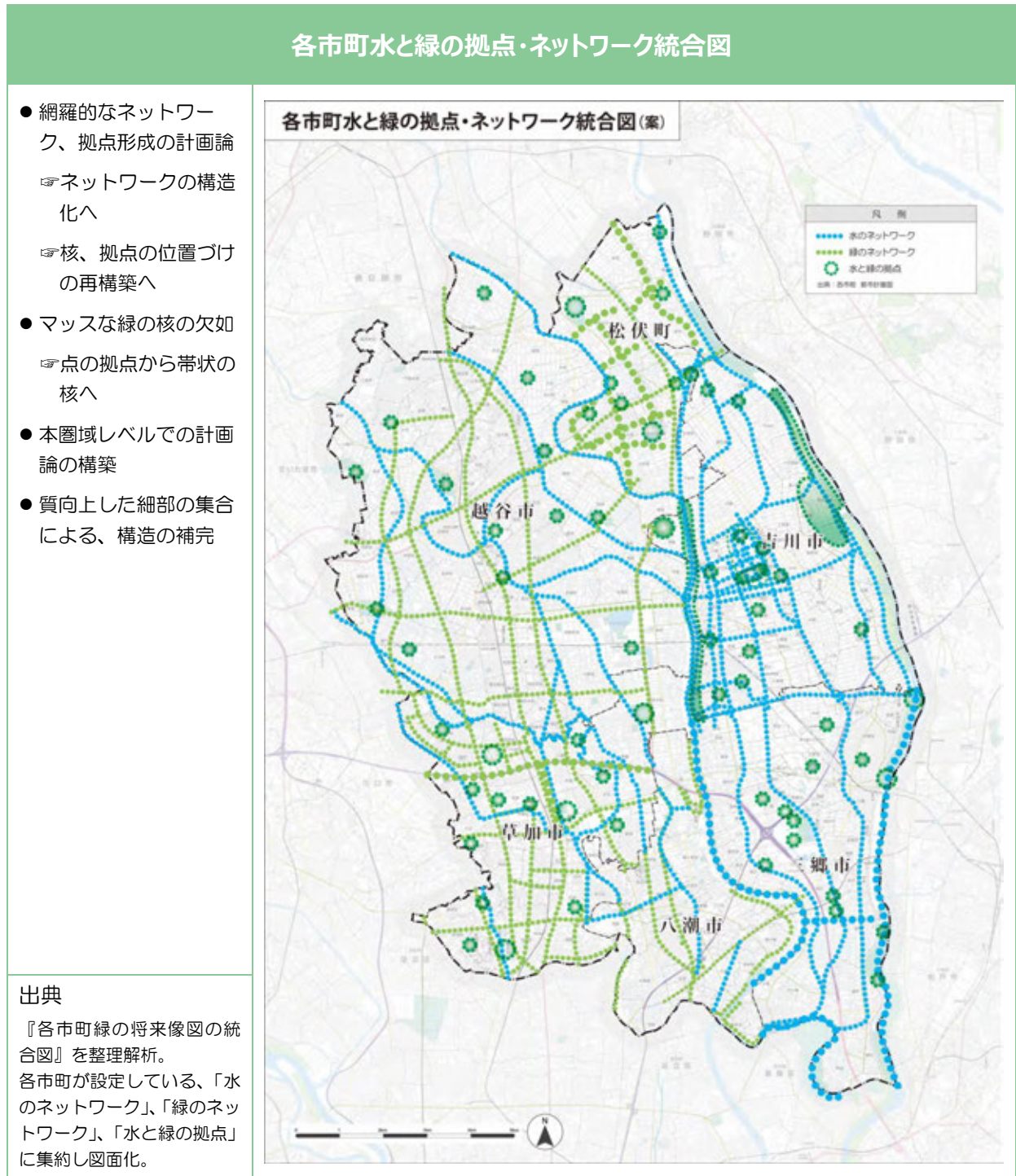
| 自治体名 | 三郷市 | 吉川市 | 松伏町 |
|------|--|---|--|
| | 緑の基本方針と施策の柱 | 実現のための施策の方向 | 施策の体系 |
| | <p>1 三郷の環境を支える水辺と緑を守り、育てる</p> <ul style="list-style-type: none"> ●1-1 水と緑の骨格軸づくり <ul style="list-style-type: none"> ①江戸川骨格軸づくり ②中川骨格軸づくり ③小合溜井骨格軸づくり ④三郷放水路骨格軸づくり ●1-2 水辺のシンボル軸づくり <ul style="list-style-type: none"> ①大場川シンボル軸づくり ②第二大場川・下第二大場川シンボル軸づくり ③三郷半用水シンボル軸づくり ●1-3 樹木・樹林地の保全・活用 <ul style="list-style-type: none"> ①保存樹木・保存樹林・保存生垣の指定 ②樹木・樹林地の管理支援の拡充 ③樹木・樹林地の役割についての普及啓発 ④景観重要樹木の指定 ⑤景観計画との連携による樹木の保全誘導 ⑥市民緑地制度などの活用 ●1-4 農地の確保・活用 <ul style="list-style-type: none"> ①まとまりのある農地の確保 ②生産緑地地区の保全と追加指定の検討 ③オープンスペースとしての農地の活用 ④農を知り、農とふれあう機会の提供 | <p>1 吉川らしい緑をまもる</p> <p>(1) 樹木・樹林地の保全・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存樹木・樹林の指定の促進 ・良好な樹木・樹林の市民への周知 ・樹木・樹林を活用した活動の場の提供 <p>(2) 田園環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地を取り囲む田園環境の保全 ・生産緑地地区の維持・活用 ・市民と農地のふれあいの場の創出 <p>(3) 水辺環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江戸川の自然環境の保全・活用 ・中川の水辺環境の維持・活用 | <p>緑をまもる</p> <p>水辺の保全・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 水辺のピオトープづくり サクラ並木と草花の水辺づくり フラワーバンク化事業 <p>樹林地の保全・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 保存樹林による担保性の向上 樹林地の活動拠点づくり <p>農地の保全・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業振興による農地の活性化 市民農園の整備 景観作物の栽培促進 <p>樹木の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 保存樹木による担保性の向上 |
| 施策 | <p>2 力ある公園や緑のオープンスペースをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2-1 水と緑のレクリエーション拠点づくり ●2-2 歩いて行ける身近な公園づくり ●2-3 多様なオープンスペースの確保 | <p>2 特色ある緑をつくる</p> <p>(1) 緑の拠点の整備</p> <p>(2) 身近な公園緑地の整備</p> <p>(3) 水と緑の軸をつくる</p> <p>(4) 地域の緑化</p> | <p>緑をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市公園 公共施設緑地 民間施設緑地 道路の緑化 河川・水路の緑化 公共施設の緑化 民有地の緑化 |
| | <p>3 花と緑があふれる街並みとネットワークをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ●3-1 市民・団体・事業者と市の協働による花と緑づくり ●3-2 公共施設の緑づくり ●3-3 駅前の花と緑づくり ●3-4 緑づくりの誘導・支援 ●3-5 緑と水辺の道づくり | <p>3 市民と共に緑を育てる</p> <p>(1) 緑化推進体制の充実</p> <p>(2) 市民参加の推進</p> <p>(3) 緑の普及啓発の推進</p> | <p>緑をひろげる</p> <p>(1) 緑化推進体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民参加の促進 花いっぱい運動 緑のリサイクル 管理ボランティア 住民参加の支援 緑の普及・啓発 |
| | <p>4 花と緑にかかわる市民との協働を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ●4-1 花と緑に関する情報の発信 ●4-2 花と緑にふれあう機会の拡大 ●4-3 花と緑を育てる人材の育成 ●4-4 花と緑に関する調査・研究 ●4-5 緑のリサイクル ●4-6 緑のための財源の確保 | | |

② 各市町みどりの将来像図 統合図



図Ⅱ-19 各市町みどりの将来像図 統合図

③ 各市町水と緑の拠点・ネットワーク統合図



図Ⅱ-20 各市町水と緑の拠点・ネットワーク統合図

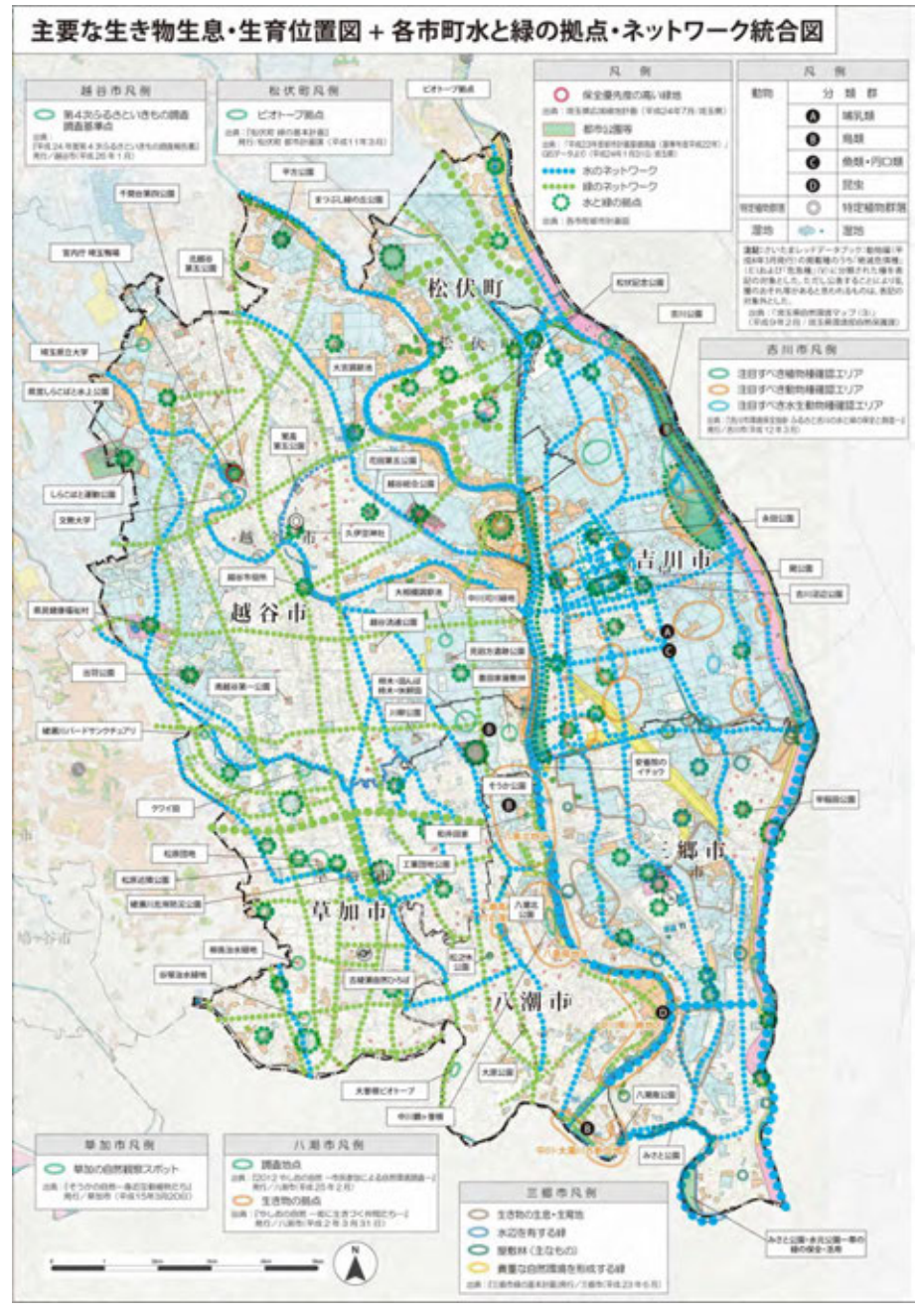
④ 主要な生き物生息・生育位置図+各市町水と緑の拠点・ネットワーク統合図

主要な生き物生息・生育位置図+各市町水と緑の拠点・ネットワーク統合図

- 生き物生息・生育地点と計画論の水と緑の拠点のマッチング
- ネットワークのヒエラルキー
 - ↳ ネットワークの構造化へ
- 本圏域レベルでの計画論の再構築
 - ↳ 核、拠点の位置づけの再構築へ

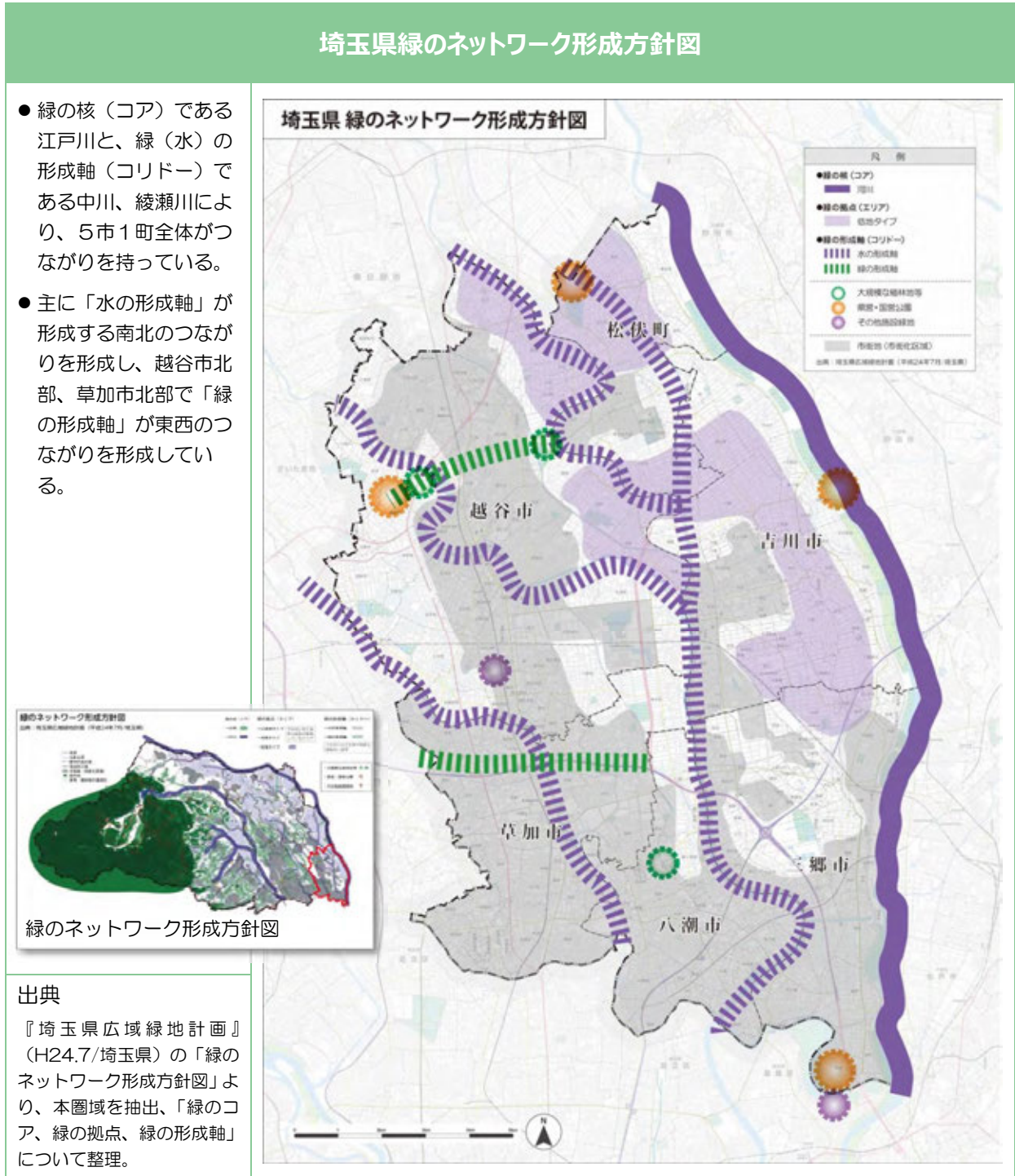
出典

『埼玉県自然保護マップ』をベースに、『主要な生き物生息・生息位置図』及び、『各市町水と緑の拠点・ネットワーク統合図』をオーバレイし、整理解析。



図Ⅱ-21 主要な生き物生息・生育位置図+各市町水と緑の拠点・ネットワーク統合図

⑤ 埼玉県緑のネットワーク形成方針図



図Ⅱ-22 埼玉県緑のネットワーク形成方針図

(2) 5市 環境基本計画

| 自治体名 | 草加市 | 越谷市 | 八潮市 |
|--------------|--|---|--|
| 策定年 | 平成22年3月 | 平成23年12月 | 平成21年4月 |
| 望ましい環境像 | 人と自然が共に生きるまち そうか | 未来へつなげよう、地球と人にやさしいまち こしがや | 水と緑にふれあえる、環境にやさしいまち八潮 |
| 目標 | <p>環境目標1 ：水環境の改善</p> <p>環境目標2 ：身近な自然の保全と創造</p> <p>環境目標3 ：環境への負荷の少ない循環型社会の構築</p> <p>環境目標4 ：地球環境の保全</p> <p>環境目標5 ：環境学習の推進</p> | <p>基本目標1 ：安全で安心して暮らせる生活環境を守るまち</p> <p>基本目標2 ：資源やエネルギーを大切に、エコな暮らしを実現するまち</p> <p>基本目標3 ：多様で豊かな自然の恵みを次世代へつなげるまち</p> <p>基本目標4 ：潤いと安らぎがある、住み続けたいまち</p> <p>基本目標5 ：市民みんなの協力で、だれもが環境保全に参加するまち</p> | <p>環境目標</p> <p>自然環境分野 きれいな水と豊かな緑に恵まれた、自然と人がともに生きるまち</p> <p>生活環境分野 健康で安心して生活を送ることができるまち</p> <p>快適環境分野 快適にいつまでも住みたいと思うまち</p> <p>地球環境分野 地球環境をまもり循環型社会をつくるまち</p> <p>環境活動分野 みんなが環境への思いやりを持ち環境活動に参加するまち</p> |
| 取り組み（施策）の方向性 | <p>環境目標2 ：身近な自然の保全と創造</p> <p>環境施策の柱2-1 ：生きものと共生するまちづくりの推進</p> <p>【取組方針】 ○自然環境の調査と創出</p> <p>①自然環境や生物の多様性を保全するため、生態系調査を実施し、自然環境の保全に活用します。 ②自然保護意識を向上させ、身近な自然環境を保全するため、観察会等を実施します。 ③野生の生きものに親しめる場として、ハードサンクチュアリ等を保全するとともに、自然観察ができる場所づくりを進めます。 ④多様な生物の生息空間や環境学習の場として、市民との協働により、学校等の公共施設や地域のビオトープを整備します。</p> | <p>基本目標3 ：多様で豊かな自然の恵みを次世代へつなげるまち</p> <p>多様な動植物が生息・生育する豊かな自然とふれあえるまちを守ろう</p> <p>①いきものとふれあえる空間の整備 ②いきものとふれあえる活動の推進 ③有害動植物対策 ④生物多様性の向上 ⑤生物多様性の普及</p> <p>希少な動植物を守り増やそう</p> <p>①希少動植物の復元と保全 ②自然ネットワークの形成 ③動植物の分布状況の把握 ④生き物の生育空間の保全</p> <p>河畔林・農地・社寺林・屋敷林などの緑を守り、育てよう</p> <p>①都市環境の保全につながる身近な緑化整備等 ②樹林、樹木の保全 ③農地とその周辺の保全 ④優良農地の保全・有効活用 ⑤環境保全型農業の推進 ⑥自然環境の保全体制の整備 ⑦民有地の緑化推進 ⑧緑のネットワークの整備 ⑨緑の創出と保全対策 ⑩都市基幹公園の整備 ⑪住区基幹公園の整備 ⑫公園施設の維持管理 ⑬緑道の整備 ⑭身近な自然の保護</p> | <p>1.自然環境分野 方針1： 八潮らしい自然の保全とふれあいの確保</p> <p>■緑化の推進 1-1-1 公共施設整備・維持管理 1-1-2 花いっぱい運動の推進 1-1-3 緑化基金の運用 1-1-4 屋上や壁面等の緑化の推進 1-1-5 市民との協働による緑化活動の推進</p> <p>■緑地の保全 1-1-6 保存樹木等の指定 1-1-7 緑地協定の導入</p> <p>■水辺環境の保全 1-1-8 河川・湿地の保全 1-1-9 河川改修の促進</p> |

| 自治体名 | 三郷市 | 吉川市 |
|--------------|--|--|
| 策定年 | 平成25年3月 | 平成12年3月 |
| 望ましい環境像 | 豊かな水と緑とともに 環境について考え、創造に取り組むまち | ふるさと吉川の水と緑の保全と創造 |
| 目標 | <p>(自然環境) 豊かな自然の保全・創造をめざして</p> <p>(生活環境) 健康で暮らしやすいまちの実現をめざして</p> <p>(快適環境) 快適で住み心地の良いまちの実現をめざして</p> <p>(地球環境) 地球と人にやさしいまちの実現をめざして</p> | <p>水の浄化と緑の保全・創造及び水と緑のネットワークづくり</p> <p>(1)環境負荷を削減する都市</p> <p>(2)環境と共生する都市</p> <p>(3)歴史と将来の調和する都市</p> |
| 取り組み(施策)の方向性 | <p>4-1 環境施策の柱1(自然環境) 豊かな自然の保全・創造をめざして</p> <p>取り組みの方針 ：自然の恵みである水と緑を保全しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水と緑の保全と創造 ・環境保全に資する農地の保全 <p>取り組みの方針 ：みさとの生き物と共生しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全 | <p>(1)環境負荷を削減する都市</p> <p>1)水質の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川・水路の水質浄化 ・流域市町との浄化ネットワーク ・生活排水対策 ・産業排水対策 ・水質異常時の対応 <p>2)大気環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車排出ガス対策 ・産業による大気汚染防止 ・周辺市町との汚染防止ネットワーク <p>3)廃棄物の適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化・資源化、適正処理 ・リサイクル社会の構築 ・市民の意識啓発 <p>4)エネルギー低消費型社会の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー、省資源の促進 ・新エネルギーの導入 ・エネルギーの有効利用 <p>5)水環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田の水源涵養機能の向上 ・雨水の地下浸透の促進 ・河川・水路の循環的利用 <p>6)騒音防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生源対策 ・防音対策 <p>7)環境監視体制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視・測定の促進 ・地域開発に伴う環境負荷の低減 |

| 自治体名 | 草加市 | 越谷市 | 八潮市 |
|----------------------|---|--|--|
| 取り組み (施策) の方向性 | <p>環境施策の柱2-2 ：緑の保全と創出 【取組方針】</p> <p>○公共用地内の緑化対策の推進 ○民有地内の緑化対策の推進 ○緑化活動への支援</p> <p>1.公共用地内の緑化対策の推進</p> <p>①自然とのふれあいの場、やすらぎの場として公園の整備を積極的に進めます。</p> <p>②街路樹や河川沿いの樹木の保全及び整備を通して、道路や水辺の緑化を進め、緑地空間をつくります。</p> <p>③草加松原の松を保全するため、松の管理を継続的にを行います。</p> <p>④景観に配慮し、公共施設の敷地内緑化を積極的に進めます。</p> <p>⑤新田西部土地区画整理事業地内で設置する街区公園の一部は、屋敷林等を生かした公園として整備します。</p> | <p>基本目標5 ：市民みんなの協働で、だれもが環境保全に参加するまち</p> <p><u>学校や地域、事業所などあらゆる場で環境教育、学習を行い、環境に優しい心豊かな人を育てよう</u></p> <p>①子供の環境教育 ②地域の環境教育 ③環境教育の充実 ④環境教育推進</p> <p><u>より多くの市民、事業者による主体的な環境保全活動に取り組もう</u></p> <p>①環境保全活動の協働体制の整備と連携 ②市民参加型環境保全活動の推進 ③こどもエコクラブの拡充 ④環境にやさしい学校づくり</p> <p><u>環境保全活動と情報のネットワークをつくり、交流による更なる活動を推進しよう</u></p> <p>①環境保全活動のネットワーク化 ②環境情報の充実 ③環境宣言制度等の普及啓発 ④様々な環境イベントによる意識啓発推進</p> | <p>1.自然環境分野 方針2 ：生態系の保全</p> <p>■生息・生育空間の確保 1-2-1 ビオトープの保全活動 1-2-2 市民参加による自然環境調査等の実施 1-2-3 自然保護や生態系保全に係る普及啓発の実施</p> <p>■外来生物対策 1-2-4 外来生物の対策</p> <p>■自然体験の場・機会の提供 1-2-5 自然体験の場づくり 1-2-6 自然体験の推進</p> |
| | <p>2.民有地内の緑化対策の推進</p> <p>①屋敷林等の所有者を支援し、ふるさとの森、屋敷林等みどりの保全を進めます。</p> <p>②都市農業を振興するとともに農地を貴重な緑地として保全するため、生産緑地の維持拡大を目指し、追加指定を継続します。</p> <p>③大規模行為又は建築行為に対して、緑化や公園緑地の設置等を義務付け、みどりを増やします。</p> <p>④工場、事業所等の緑化の普及啓発を進めます。</p> <p>⑤優秀な景観の形成及び緑化を普及啓発するため、表彰・助成制度等を活用し、PR活動を行います。</p> | | <p>1.自然環境分野 方針3 ：農地による環境保全機能の維持・増進</p> <p>■環境保全型農業の推進 1-3-1 環境保全型農業の推進 1-3-2 農業後継者の育成 1-3-3 優良農地の保全 1-3-4 都市農地の保全</p> <p>■農とのふれあいの確保 1-3-5 市民農園の管理 1-3-6 生産緑地地区の保全 1-3-7 ふれあい農業の促進</p> <p>■地元農産物の消費促進 1-3-8 ハッピーこまちゃんの活用 1-3-9 ふれあい農産物直売所の支援 1-3-10 地場産農産物PRの推進 1-3-11 地産地消の推進</p> |
| | <p>3.緑化活動への支援</p> <p>①植栽、除草、清掃、整枝等の緑化事業を行う市民団体に対し、必要な助成等を行います。</p> | | |

| 自治体名 | 三郷市 | 吉川市 |
|---------------------|--|---|
| <p>取り組み（施策）の方向性</p> | <p>4-2 環境施策の柱2（生活環境） 健康で暮らしやすいまちの実現をめざして</p> <p>取り組みの方針 ：公害のないまちをめざそう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気の保全 ・水質の保全 ・騒音・振動の防止 ・その他の公害の防止 <p>取り組みの方針 ：新たな有害物質の影響を防ごう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類対策の推進 ・新たに組み込むべき対策の推進 | <p>(2)環境と共生する都市</p> <p>1)環境保全区域の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴重な動植物の保全 ・すぐれた自然環境の保全 ・身近な動植物の保全 ・ピオトープの創出 <p>2)水辺の保全と創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川・水路の保全、整備 ・親水エリアの創出 <p>3)緑の保全と創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業をとりまく環境の保全と活用 ・生産緑地の保全 ・屋敷林の保全 ・公共緑地の整備 ・道路緑化の推進 <p>4)水と緑のネットワーク整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑道の整備 ・ネットワークの推進 <p>5)環境学習推進体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の整備 ・自然とのふれあいの場の整備 ・環境教育の推進 <p>6)環境の調和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な土地利用の推進 ・都市環境の整備 ・環境配慮の推進 |
| | <p>4-3 環境施策の柱3（快適環境） 快適で住み心地の良いまちの実現をめざして</p> <p>取り組みの方針 ：きれいで清潔なまちにしよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみのポイ捨て、不法投棄の防止 <p>取り組みの方針 ：歴史・文化を保全しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史・文化資源の保全 <p>取り組みの方針 ：快適で環境と調和する都市空間をつくろう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市における緑化の推進 ・潤いのある公園とオープンスペースの創出 ・快適で安全な道路空間の確保 ・まちに調和した景観づくりの推進 ・計画的なまちづくりの推進 | <p>(3)歴史と将来の調和する都市</p> <p>1)景観資源の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉川の原風景の保全 <p>2)景観の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市的環境の整備 <p>3)歴史的環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的・文化的環境の保全 <p>4)地域シンボルの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域特性モニュメントの整備 ・環境啓発と市民参加 |
| | | |

| 自治体名 | 草加市 | 越谷市 | 八潮市 |
|----------------------|--|-----|---|
| 取り組み (施策) の方向性 | <p>環境目標5 ：環境学習の推進 環境施策の柱5-1 ：地域・学校における環境学習の推進</p> <p>【取組方針】 ○地域における環境学習の推進 ○学校における環境学習の推進</p> <p>1.地域における環境学習の推進 ①市民の環境保全意識を高揚させるため、環境学習を実施します。 ②環境学習活動に講師の派遣等の支援を行います。 ③市民の環境保全意識を高揚させるため、環境学習に関する図書やビデオの充実を図ります。 ④「こどもエコクラブ」を支援します。 ⑤小中学校での環境に関する学習成果を発表する場として、「子ども環境サミット」を実施します。 ⑥省エネルギーに関するセミナーを通じて省エネルギー意識の向上に努めます。 ⑦地域における省エネルギー活動の指導員や推進員を通じて、省エネルギー行動の普及を図ります。</p> | | <p>5.環境活動分野 方針1 ：地域での環境活動の推進</p> <p>■協働による環境活動を促進するための仕組みづくり 5-1-1 環境リーダー制度の創設 5-1-2 協働の担い手づくり 5-1-3 協働の場づくり</p> <p>■ネットワークづくりと情報共有 5-1-4 広報やしおの発行 (環境に関する情報提供) 5-1-5 ホームページの維持管理 (環境に関する情報提供) 5-1-6 NPO・活動団体の交流促進 5-1-7 図書館の情報提供 5-1-8 コミュニティ仕組みづくり</p> <p>■活動の場・機会の提供 5-1-9 地域での環境活動の場・機会の提供 5-1-10 ゆまにて利用尾による噴火祭の実施 5-1-11 環境推進大会の開催 5-1-12 ピオトープの保全活動 5-1-13 花いっぱい運動の推進 5-1-14 景観まちづくりの推進 5-1-15 ボランティア活動の育成・支援</p> |
| | <p>2.学校における環境学習の推進 ①小学校5年生及び中学校2年生の全員による自然教室を通して、自然体験を行い、環境を大切にすることを育てます。 ②教職員を対象とした環境教育に関する研修を進めます。 ③学校給食用牛乳パック及びアルミ缶の回収を行います。 ④身近な環境問題を取り上げた学習教材を作成し、各学校で活用します。 ⑤教職員を対象とした環境教育用の手引きを活用します。 ⑥次世代を担う小中学生を対象に、エネルギー問題や環境問題の意識付けを行います。</p> | | <p>5.環境活動分野 方針2 ：環境教育・環境学習の推進</p> <p>■生涯学習等における環境学習の推進 5-2-1 出前講座の実施 5-2-2 市民大学・大学院の運営 5-2-3 環境月間におけるロビー展示 5-2-4 文化財愛護啓発活動の充実 5-2-5 消費生活展の開催</p> <p>■環境教育の推進 5-2-6 キッズISOの推進 5-2-7 学校における環境教育の推進 5-2-8 食育の推進</p> |

| 自治体名 | 三郷市 | 吉川市 |
|---------------------|---|-----|
| <p>取り組み（施策）の方向性</p> | <p>4-4 環境施策の柱4（地球環境） 地球と人にやさしいまちの実現をめざして</p> <p>取り組みの方針 ：低炭素社会を構築しよう ・新エネルギー導入の推進 ・省エネルギー対策の推進</p> <p>取り組みの方針 ：資源循環型のライフスタイルを実践しよう ・ごみの発生抑制と資源化・リサイクルの推進 ・廃棄物の適正な処理の推進</p> <p>取り組みの方針 ：環境保全・創造に取り組む仲間を増やしていこう ・環境教育・学習の推進 ・環境づくりに対する意識啓発の推進</p> | |
| | | |

| 自治体名 | 草加市 | 越谷市 | 八潮市 |
|---------|---|--|---|
| 達成指標・目標 | <p>環境目標2 ：身近な自然の保全と創造</p> <p><u>環境施策の柱2-1</u> ：生きものと共に生ずるまちづくりの推進 【達成目標】 ○生きものといれあえるまちをつくろう。 ・平成27年までのビオトープの整備面積目標67,900㎡(累計) ・平成27年までのビオトープの箇所数目標21箇所</p> <p><u>環境施策の柱2-2：緑の保全と創出</u> 【達成目標】 ○みどりのネットワークをつくろう。 ・平成27年までの市の面積に対する緑地の割合目標11.6% ・平成27年までの市民1人当たりの都市公園面積目標3.7㎡/人</p> | <p>基本目標3 ：多様な豊かな自然の恵みを次世代へつなげるまち</p> <p><u>多様な動植物が生息・生育する豊かな自然といれあえるまちを守ろう</u> ・平成32年までの越谷市ふるさといきもの調査で確認される動植物の種類を増やす(現況1,032種/平成19年)</p> <p><u>希少な動植物を守り増やそう</u> ・平成32年までにコシガヤホシクサを野生復帰させる(野生絶滅/平成21年現在) ・平成32年までにキタミソウの生息ヶ所を増やす(現況2ヶ所/平成21年) ・平成32年までに在来種フジハカマの生息面積を増やす(現況85㎡/平成21年)</p> <p><u>河畔林・農地・社寺林・屋敷林などの緑を守り、育てよう</u> ・平成27年までの緑道等の整備延長目標43.6km(現況41.5km/平成21年) ・平成27年までの樹林・樹木の現況調査目標100%(現況0%) ・平成27年までの平方公園整備事業の進捗率目標36%(現況0%) ・平成27年までの市民1人あたりの公園・緑地面積目標5.95㎡(現況5.48㎡/平成21年) ・平成27年までの市民管理公園等の割合目標10%(現況3%)</p> | <p>1.自然環境分野 方針1： 八潮らしい自然の保全といれあいの確保</p> <p>■緑化の推進 1-1-2 <u>花いっぱい運動の推進</u> ・平成27年までに市民花壇の設置数を20か所に増やす(現況1か所/平成20年)</p> <p>1-1-4 <u>屋上や壁面等の緑化の推進</u> ・平成27年までに公共施設等における屋上緑化数を5か所に増やす(現況0か所/平成20年)</p> <p>1-1-5 <u>市民との協働による緑化活動の推進</u> ・平成27年までに生垣設置の奨励を200㎡にする(現況0㎡/平成20年)</p> |
| | <p>環境目標5：環境学習の推進 <u>環境施策の柱5-1：地域・学校における環境学習の推進</u> 【達成目標】 ○身近な環境について学ぼう。身近な環境問題や地球環境問題を学ぼう。 ・平成27年までの環境学習に係る講座等の開催数目標350回(累計) ・平成27年までの環境学習参加者数目標38,000人(累計)</p> | <p>基本目標5 ：市民みんなの協力で、だれもが環境保全に参加するまち</p> <p><u>学校や地域、事業所などあらゆる場で環境教育、学習を行い、環境に優しい心豊かな人を育てよう</u> ・平成27年までに環境教育コンテンツ活用実施率を100%にする</p> <p><u>より多くの市民、事業者による主体的な環境保全活動に取り組もう</u> ・平成32年までのECOこしがや推進事業所宣言をした企業数目標300社(現況106社/平成21年) ・平成32年までのECOこしがやファミリー宣言をした世帯数目標8,000世帯(現況3,782世帯/平成21年)</p> <p><u>環境保全活動と情報のネットワークをつくり、交流による更なる活動を推進しよう</u> ・平成32年までの環境イベントへの参加者数目標10,000人(現況6,725人/平成21年)</p> | <p>1.自然環境分野 方針2： 生態系の保全</p> <p>■生息・生育空間の確保 1-2-1 <u>ビオトープの保全活動</u> ・平成27年までに市民団体によるビオトープの管理運用件数を2件に増やす(現況0件/平成20年)</p> |

| 自治体名 | 三郷市 | 吉川市 |
|---------|---|---|
| 達成指標・目標 | <p>4-1 環境施策の柱1（自然環境） 豊かな自然の保全・創造をめざして</p> <p>取り組みの方針 ：自然の恵みである水と緑を保全しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年までに市域の緑地率を22%にする（現況21.6%/平成23年） 平成27年までに江戸川クリーン大作戦の参加者1人あたりの回収したごみ量を0.53kgにする（雨天中止/平成23年） 平成27年までに第二大場川浮遊ゴミ等回収大作戦の参加者1人あたりの回収したごみ量を3.09kgにする（3.64kg/平成23年） 平成27年まで販売農家50戸を維持する（現況50戸/平成24年） 平成27年までの認定農業者数を現況維持する（現況36人、1法人/平成24年） 平成27年までの市民農園・体験農園数を現況維持する（現況7箇所/平成24年） <p>取り組みの方針 ：みさとの生き物と共生しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年までに市内のピオトープ整備数を3箇所にする（現況2箇所） | <p>(2)環境と共生する都市</p> <p>1)環境保全区域の指定 【ビジョン目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内全域でアオスジアゲハを見ることができる街にします。 <p>2)水辺の保全と創出 【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1河川につき1ヶ所以上の親水エリアを整備します。 <p>【ビジョン目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生物とふれあい、自然と水に親しめる水辺環境を取り戻します。 <p>3)緑の保全と創出 【ビジョン目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民が農業にふれあう機会を増やし、すべての市民が農地の大切さを認識できるようにします。 樹木が四季を彩る街を目指します。 |
| | <p>4-3 環境施策の柱3（快適環境） 快適に住み心地の良いまちの実現をめざして</p> <p>取り組みの方針 ：快適で環境と調和する都市空間をつくらう</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年までに市民1人あたりの都市公園面積を3.2㎡/人にする（現況3.14㎡/人/平成23年） 平成27年まで市民1人あたりの公園等面積（都市公園、ちびっ子公園、運動公園等を含む）の現状を維持する（現況7.79㎡/人/平成23年） | <p>4)水と緑のネットワーク整備 【ビジョン目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水と緑のネットワークのなかで、「うるおい」と「やすらぎ」が感じられる街を目指します。 <p>5)環境学習推進体制の確立 【ビジョン目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 知りたい環境情報が得られ、市民が環境に対する理解を深められる環境を整えます。 <p>6)環境の調和 【ビジョン目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 吉川らしい街並みがあり、水や緑などに彩られ、身近な生き物たちと共存できる街を目指します。 |

| 自治体名 | 草加市 | 越谷市 | 八潮市 |
|---------|-----|-----|---|
| 達成指標・目標 | | | <p>1.自然環境分野 方針3 ：農地による環境保全機能の維持・増進</p> <p>■環境保全型農業の推進</p> <p><u>1-3-1 環境保全型農業の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年までにエコファーマー数を50人に増やす(現況30人/平成20年) <p><u>1-3-2 農業後継者の育成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年までに認定農業者数を35人に増やす(現況23人/平成20年) |
| | | | <p>5.環境活動分野 方針1 ：地域での環境活動の推進</p> <p>■協働による環境活動を促進するための仕組みづくり</p> <p><u>5-1-1 環境リーダー制度の創設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年までに環境リーダー登録数を5人に増やす(現況0人/平成20年) <p><u>5-1-3 協働の場づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年までに各種委員会や審議会などへの公募人数の割合を20%にする(現況7.8%/平成19年) |
| | | | <p>5.環境活動分野 方針2：環境教育・環境学習の推進</p> <p>■生涯学習等における環境学習の推進</p> <p><u>5-2-1 出前講座の実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年までに出前講座の全利用件数を300件にする(現況2870人/平成19年) 平成27年までに環境に関する出前講座実施回数を12回/年にする(現況1回/年/平成20年) <p><u>5-2-4 文化財愛護啓発活動の充実</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年までに各種講座の開催を18回/年にする(現況16回/年/平成20年) |

| 自治体名 | 三郷市 | 吉川市 |
|---------|--|-----|
| 達成指標・目標 | <p>4-4 環境施策の柱4（地球環境） 地球と人にやさしいまちの実現をめざして</p> <p><u>取り組みの方針</u> ：環境保全・創造に<u>取り組む仲間を増やしていく</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年までにエコライフDAY参加者数を夏20,062人、冬21,232人にする(現況 夏14,862人、冬15,542人/平成23年) 平成27年まで水と緑の環境フェスタ来場者数を維持する(現況2,000人/平成23年) 平成27年までに環境活動ボランティア団体の登録数を5団体にする(現況2団体/平成20年) | |
| | | |
| | | |

(3) 4市 景観基本計画

① 目標 他

| 自治体名 | 草加市 | 越谷市 |
|-------|---|--|
| 策定年月 | 平成20年3月 | 平成25年3月 |
| 目標 | <p>景観づくりの目標 水と緑に囲まれ、歴史・文化・伝統が息づいたにぎわいのある快適で心地よいまち</p> | <p>景観形成の目標 新しい魅力と歴史ある水郷こしがやの景観づくり</p> |
| 背景特性等 | <p>景観づくりの指針 ①原風景を大切にし、水と緑あふれる豊かな自然環境と調和したまちなみ景観を形成します ②歴史的、文化的、伝統的資源を活かしたまちなみ景観を形成します ③商業地や工業地と調和し、まちの活性化を促すまちなみ景観を形成します ④快適で心地よい生活環境に寄与し、市民が誇りの持てるまちなみ景観を形成します</p> <p>景観づくりの行動指針 市民、事業者、行政が、景観はまちの資産であり、それぞれが景観形成の主体であること意識を共有し、三者の協働のもと、「活かす」、「守る」、「創る」をキーワードとして、草加の特性を活かした景観形成に取り組んでいきます</p> | <p>景観形成の基本的な視点 ●骨格や個性をつくり出している要素を引き立てる ●まちの個性を活かした身近な景観まちづくりを進める ●景観形成の主体の役割分担と協働により取り組む</p> <p>越谷市の景観特性 ●水郷こしがやの豊かな水辺の景観 ●市の東西に広がる田園や屋敷林などの緑の景観 ●平坦な地形と特徴的な眺望 ●宿場町などの歴史を伝える景観 ●住宅地や商業・業務地などの多様な市街地の景観 ●公共施設がつくり出す特徴のある景観 ●多くの人が目にする幹線道路や鉄道・駅前の景観</p> |
| 方針 | <p>良好な景観の形成に関する方針</p> <p>□1.景観施策の展開 (1) 市民との協働による景観づくり (2) 良好な景観づくりに向けた助言・指導 (3) 良好な景観づくりの普及・啓発 (4) 良好な景観づくりに対する表彰・助成 (5) 景観協定の活用 (6) 関係機関との調整及び連携</p> <p>□2.公共施設等を核とした景観づくり (1) 道路 (2) 河川・水路 (3) 公園・広場 (4) 建築施設 (5) 生産緑地地区及び保存樹林、樹木等</p> <p>□3.景観形成のためのゾーニング 地域の特性に応じた景観形成を図るため、市内を縦横に流れる河川や幹線道路、商業、工業の集積地などの土地利用を考慮しながら、下記4つのゾーンを区分。 「水と緑の景観ゾーン」 「歴史・文化・伝統の景観ゾーン」 「商業・工業のある景観ゾーン」 「身近な生活景観ゾーン」</p> | <p>景観形成の基本方針</p> <p>1 水郷こしがやを特徴づける水と緑の景観づくり 1-1 ●元荒川のシンボルとなる景観の保全・活用 1-2 ●河川・用水の景観の保全・活用 1-3 ●親しみのある水辺の景観づくり 1-4 ●屋敷林などの緑の景観の保全・活用 1-5 ●田園景観の保全・活用</p> <p>2 広がりを活かした景観づくり 2-1 ●広がりのある眺望の保全・活用 2-2 ●鉄道の車窓からの眺めへの配慮 2-3 ●特徴ある眺望の保全・活用</p> <p>3 越谷の歴史と文化を活かし継承する景観づくり 3-1 ●旧日光街道の道すじの景観づくり 3-2 ●歴史的景観資源の保全・活用 3-3 ●地域の祭り・イベントを活かした景観づくり</p> <p>4 快適に住み続けられる景観づくり 4-1 ●緑と調和する住宅地の街並み景観づくり 4-2 ●楽しく歩ける道の景観づくり 4-3 ●幹線道路沿道の秩序のある景観づくり 4-4 ●まちの顔となる景観づくり 4-5 ●景観を阻害する要素・要因の改善</p> <p>5 みんなで創り育てる景観づくり 5-1 ●景観づくりに対する意識の醸成 5-2 ●景観づくりを担う人づくり 5-3 ●市民が主体となった身近な景観づくり</p> |

| 自治体名 | 八潮市 | 三郷市 |
|-------|--|--|
| 策定年月 | 決定：平成19年3月30日 変更：平成25年7月31日 | 作成：平成22年 改定：平成25年3月 |
| 目標 | 景観まちづくりの目標 - 「きて」「みて」「ふれて」- 心に残る「美しい演出」のまち | 基本目標 『自然と街が調和し、ほっとする景観づくり』 |
| 背景特性等 | 目標の背景 八潮市の景観まちづくりは、50年100年先を見据え、様々な人に「きて」「みて」「ふれて」感じてもらうために、市民・事業者・市が一体となり、それぞれの場に相応しい演出を考え、共通の目標に向かって協力し合うことにより「心に残る美しい演出のまち」を目指し、誇りと愛着の持てる「ふるさと」へ皆さんと一緒に進めていくものです。 | 基本目標の補足 ◆三郷市がめざす景観形成の目標像は、水・緑を地域景観の礎とした「水・緑と街（まち）が調和する景観連鎖」です。 ◆この景観連鎖は、良好な景観が形成された一定の地域が、それぞれに係わりをもちながら市全体に連なり広がるさまを表し、三郷市景観の特色となるものです。 |
| 方針 | 景観まちづくりの基本方針（P4） ○地域性を活かした表情豊かで安心して暮らせる街並み景観づくり 都市近郊農地として貴重な田畑や水路などの地域性を活かした景観まちづくり を基本とし、住宅地、商業地、工業地などそれぞれの周辺地域や環境との調和による演出を図り、誰もが安全安心に暮らせる表情豊かな街並みの景観づくりを進めます。 ○川に育まれた八潮の自然や伝統文化・文化財等を受け継ぐ景観づくり 中川をはじめとする周辺河川の恵み を受けて育まれた 八潮市の自然 や伝統文化・文化財などを貴重な共有財産として考え、それらを大切に守り・活かすなどの演出を図りながら、次の世代に誇れるものとして受け継がれていく景観づくりを進めます。 ○魅力と個性のある八潮の「顔」となる景観づくり 八潮駅周辺の新たな中心市街地や、市役所周辺の既存中心市街地などの拠点となる地域において、魅力的で活力ある街並みをつくるための先導的役割を果たす演出を図るとともに、主要な道路や 公園 などの公共施設においても、地域性を活かした演出を推進し、魅力と個性ある八潮市の顔となる景観づくりを進めます。 | 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針 ■ 自然・田園 とまちが係わる景観づくり ・水や緑と共生し、次代へ伝える市民空間の景観づくりをしましょう。 ・水と緑を活かし、三郷らしさを守り、育みましょう。 ・水と緑に人とまちが魅力的に映える景観づくりをしましょう。 ・人と人、人と自然の触れ合いがある景観づくりをしましょう。 ・緑の拠点と人の集まる拠点を結ぶネットワークの景観づくりをしましょう。 ■市街地全体の景観づくり ・地域の特色を活かして、まちの景観づくりをしましょう。 ・市街地や集落景観を活かし、三郷らしさを育み、つくりましょう。 ・地域の景観資源を守り、活かしましょう。 ・調和のとれたまち並みの景観づくりをしましょう。 ・緑豊かな住宅地を守り、育みましょう。 ■拠点における景観づくり ・三郷中央地区、新三郷らシティ地区、三郷インターA地区など、新たな街や顔となる景観整備を推進しましょう。 ・駅周辺などは、賑わいやシンボルとなる景観演出を図りましょう。 ・街にゆとりや賑わいを創出し、魅力ある都市空間の景観づくりをしましょう。 ■市民と事業者と市の協働による景観づくり ・良い景観はみんなの共有資産です。景観意識を育みましょう。 ・市民と事業者と市が協働で景観づくりに取り組みましょう。 ・住民参加により住居環境や田園環境の保全を進めましょう。 ・誰もがほっとする景観をみんなでつくりましょう。 ■推進方策による景観づくり ・良好な景観形成に向けた道しるべを持ちましょう。 ・公共事業の景観形成は先導的な役割を果たしましょう。 ・景観の活動や整備等を支援しましょう。 ・景観づくりを進める取り組み体制を整えましょう。 ・持続性のある景観づくりを推進しましょう。 |

| 自治体名 | 草加市 | 越谷市 |
|----------------|---|---|
| <p>景観区分の方策</p> | <p>各ゾーンにおける地区別方針（基本方針）</p> <p>水と緑の景観ゾーン 水と緑あふれる自然環境が住宅地と調和し、良好な景観が保たれている地区 活かす ・市内を河川や水路が縦横に流れていることが草加市の特徴です。この特徴を活かし、河川を軸として積極的に緑化していくことにより、水と緑の景観づくりを進めていきます。 ・河川沿いには花や緑を育てる市民の活動があります。これらの活動を支援し、市民の自主的な取り組みを大切にしながら、より良いまちなみ景観の形成を進めていきます。</p> <p>守る ・水路や河川の改修にあたっては、水路や河川沿いに自然に育っている樹木を残すことで地域の自然的な景観を守っていきます。 ・点在する屋敷林や大木、生け垣などは市民の努力により保たれています。緑化や維持管理を支援していくことにより、かつての原風景を感じさせる郷土の景観を守っていきます。 ・生産緑地地区を適正に保全するとともに、積極的に追加指定することで、農地の広がる景観を守っていきます。</p> <p>創る ・河川沿いは、遊歩道、散策路など歩行者専用道路を整備するなどして、親水性の高い空間を創り出していきます。 ・水辺やまとまった緑に面する地域では、建築物や工作物の形態意匠に配慮し、自然環境に調和した景観を創り出していきます。 ・緑の多い地域では、地域に根ざした緑化を進めることで、周辺と調和した景観を創り出していきます。</p> <p>歴史・文化・伝統の景観ゾーン 宿場町の面影や歴史的な種のある建築物が残されていたり、草加市の代表的な景観資源である松並木のある地区。または、かつての草加市の原風景を感じさせるような屋敷林等が残されている地区 活かす ・歴史、文化、伝統を感じさせる建築物等を保全するとともに、それらの形態意匠を現代の建築物のデザインに活かし、歴史的な種のある景観を次世代に継承していきます。 ・綾瀬川左岸広場や松原遊歩道では、これまで行政と市民が協働で花や緑を植える活動を行ってきました。このような活動を大切に、花と緑あふれる景観を市民とともに維持管理していきます。</p> <p>守る ・松並木は、草加市を代表する貴重な景観資源として適切に維持管理を行い守っていきます。 ・草加松原地区では、綾瀬川左岸広場を中心とした良好な眺望景観を守っていきます。また、高層建築物の形態意匠に配慮することにより、松並木と調和した景観を誘導し、松並木と綾瀬川が織りなす歴史と風格を感じさせる景観を守っていきます。 ・榑木地区に点在する屋敷林や大木、生け垣などは、市民の努力により保たれています。市民の維持管理を支援していくことで郷土の景観を守っていきます。</p> <p>創る ・草加宿地区や草加松原地区は、旧道や綾瀬川、草加松原を軸として、緑や河川などの自然環境や歴史、文化を活かしながら、個性と活気あふれる草加市のシンボルゾーンとしてふさわしい魅力的なまちなみ景観を創っていきます。</p> <p>商業・工業のある景観ゾーン 商業業務施設の集積している地区。または、皮革、浴衣、煎餅等の伝統的産業を支える工場や近代的な工場の集積している地区 活かす ・商業地では、多様な設えも賑わいの一つの側面となります。一定の統一感の下で個性を活かし、また景観を阻害する要因を取り除いていくことにより、より魅力ある景観に誘導していきます。また、商店街では花の設置やイルミネーションなど様々なイメージアップを図る活動が行われており、これらの市民の自主的な取り組みを支援しながらより良いまちなみ景観の形成を進めていきます。 ・駅前周辺では、行政と町会、商店会等が協働でゴミの清掃や捨て看板の撤去等を行っています。このような活動を大切に、安心して暮らしおくれることのできる、清潔で美しいまちなみ景観を市民とともに創り出していきます。 ・工業地で特に敷地規模の大きい工場では、外周部にまとまった緑化がされています。事業者が景観に配慮した維持管理をしてもらうことで、より良い景観を誘導していきます。 ・幹線道路沿いには街路樹が植栽されています。管理者に景観に配慮した維持管理をしてもらうことで、より良い景観を誘導していきます。</p> <p>守る ・駅前広場を適切に維持管理し、駅前における魅力的なオープンスペースを守っていきます。 ・商店街や商店としての魅力を見出し、歩道の確保に努めていくことにより、人々の生活に密着した商店が通り沿いに連続する、身近な商店街の景観を守っていきます。</p> <p>創る ・商業地の建築物や工作物は、色彩のバランスに配慮し、一定の統一感の下で、まちのにぎわいが感じられる形態意匠を工夫し、人が集まるまちなみ景観を創り出していきます。 ・工業地の建築物や工作物は、形態意匠やその規模にふさわしいボリューム感で緑化を行い、やすらぎや親しみを感じられる景観を創り出していきます。</p> <p>身近な生活景観ゾーン 地域の人の取り組みにより良好な景観が創出され、維持管理されている地区。 活かす ・開発行為により一回の専用住宅が整備される場合には、ルールの啓発を行い、民間事業者の活力を活かしながら良好な住宅地を整備していきます。 ・道路沿いや公園・広場を中心に、花や緑を育てる市民の活動が行われています。これらの活動を支援し、市民の自主的な取り組みを大切にしながら、より良い景観の形成を進めていきます。</p> <p>守る ・土地区画整理事業によりまちなみの整備が終わった地区については、すでに形成された良好な自然環境を将来にわたって守り、さらに地域の価値を高めるよう、地区計画制度や建築協定、景観協定などを積極的に活用し、良好なまちなみ景観を守っていきます。 ・点在する屋敷林や大木、生け垣などは市民の努力により保たれています。維持管理を支援していくことで郷土の景観を守っていきます。 ・貴重なオープンスペースである生産緑地地区を適正に保全するとともに、積極的に追加指定することで、農地の広がる景観を守っていきます。</p> <p>創る ・今後まちなみが整備される地区については、形態意匠などのまちなみづくりのルールに基づき、一定の統一感の下で個性を表現したまちなみ景観を創り出していきます。</p> | <p>類型別景観形成方針 景観を形成する要素を景観軸、景観拠点、景観ゾーンとして整理し、それぞれの景観形成方針を設定します。</p> <p>（1）景観軸の景観形成の方針</p> <p>シンボル水辺景観軸（元荒川） ・自然の豊かさや開放感が感じられる越谷を代表する水辺の景観の形成を図ります。 ・堤防・緑道や橋梁などの眺望点となる場所からの眺めに配慮した景観の形成を図ります。 ・屋敷林などの水辺の緑の保全・創出を図ります。</p> <p>河川景観軸 ・堤防・緑道や橋梁などの眺望点となる場所からの眺めに配慮した景観の形成を図ります。 ・水辺の緑の保全・創出により緑豊かな景観の形成を図ります。</p> <p>幹線道路景観軸 ・沿道の特性や周辺の景観との調和に配慮した秩序ある景観の形成を図ります。 ・道路の緑化や沿道の緑の保全・創出により緑豊かな景観の形成を図ります。 ・橋梁などの眺望点となる場所からの眺めに配慮した調和した景観の形成を図ります。</p> <p>シンボル道路景観軸（越谷駅前線・南越谷駅越谷駅線） ・都市の風格やゆとりが感じられる景観の形成を図ります。 ・歩行者に魅力を与える景観の形成を図ります。 ・道路の緑化や沿道の緑の保全・創出により緑豊かな景観の形成を図ります。</p> <p>旧日光街道景観軸 ・旧日光街道沿いの歴史的な景観資源の保全・活用を図ります。 ・歴史的な景観資源や緑に配慮した景観の形成を図ります。 ・歩行者に魅力を与える景観の形成を図ります。</p> <p>鉄道景観軸 ・鉄道窓からの眺めに配慮した景観形成を図ります。 ・高架上の高い位置からの眺めが得られる区間では、遠景や屋根・屋上に配慮した景観の形成を図ります。 ・周辺の景観資源に配慮した景観の形成を図ります。</p> <p>（2）景観拠点の景観形成の方針</p> <p>水・みどりの景観拠点 ・水と緑の保全・創出・活用によるうおいのある景観の形成を図ります。 ・緑の連続性や緑との調和に配慮した景観の形成を図ります。</p> <p>駅景観拠点 ・駅前広場、駅舎などが一体となったまちの顔や玄関にふさわしい景観の形成を図ります。 ・歩行者に魅力を与える景観の形成を図ります。</p> <p>歴史景観核 ・社寺等の歴史的景観資源の保全・活用を図ります。 ・周辺における歴史的景観資源や緑に配慮した景観の形成を図ります。</p> <p>眺望点 ・眺望点からの良好な景観の確保・保全を図ります。 ・周辺における眺望に配慮した景観の形成を図ります。</p> <p>（3）景観ゾーンの景観形成の方針</p> <p>田園・集落景観ゾーン ・広がりのある田園の景観の保全・活用を図ります。 ・緑や集落と調和する景観の形成を図ります。 ・屋敷林や社寺林などの緑の保全・活用と、季節に彩りを与える多様な緑の創出を図ります。</p> <p>住宅地景観ゾーン ・緑と調和した落ち着いた景観の形成を図ります。 ・屋敷林や社寺林などの緑の保全・活用と、季節に彩りを与える多様な緑の創出を図ります。</p> <p>商業・業務地景観ゾーン ・個性的な魅力と秩序のある街並み景観の形成を図ります。 ・歩行者に魅力を与える景観の形成を図ります。 ・季節に彩りを与える多様な緑の創出を図ります。</p> <p>工業・流通業務地景観ゾーン ・周辺の景観と調和するまとまりのある街並み景観の形成を図ります。 ・季節に彩りを与える多様な緑の創出を図ります。</p> |

| 自治体名 | 八潮市 | 三郷市 |
|----------------|---|--|
| <p>景観区分と方策</p> | <p>景観区分の方針 (1) 都市的景観区分</p> <p>①中心商業地 区分：市の中心的商業地である「八潮駅周辺」及び「けやき通り沿道」の商業地で、市の拠点、市民活動の中心となる、魅力的で活力のある街並み形成が求められる地域 方針：「魅力的で活力を感じる街並み」の誘導</p> <p>②工業地 区分：工場や倉庫が立地している工業系地域で、産業の中心となる、親しみを感じる街並み形成が求められる地域。ただし、一部の区域については、将来的には住居系の街並み誘導が求められる地域 方針：「明るく親しみを感じる街並み」の誘導</p> <p>③新市街地 区分：新たな市街地の形成が進んでいる住宅地等で、市の顔となる新たな市街地の形成が求められる地域 方針：「明るくゆとりを感じる街並み」の誘導</p> <p>④既成市街地 区分：景観資源が点在しており、また、様々な用途の建築物が立地している既成市街地で、資源の保存や、今後の建て替えなどによる周辺と調和の取れた街並み形成が求められる地域 方針：「心地よさを感じる街並み」の誘導</p> <p>⑤北部地域 区分：周囲に貴重な田畑や農家住宅が立地し、文化財等も多数現存する、市の北部に位置する市街化調整区域で、それらを保存・活用するとともに、調和の取れた景観形成が求められる地域 方針：「落ち着きを感じる景観」の誘導</p> <p>(2) 自然的景観区分</p> <p>⑥中川及び堤外地 区分：中川とその周辺に広がる堤外地で、貴重な水辺や自然を保全し、市民の憩いの場となる景観形成が求められる地域 方針：「やすらぎを感じる景観」の保全・誘導</p> | <p>景観ゾーン等の方針 (1) 景観ゾーンの方針（面）</p> <p>■ときめき景観ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ●今後、商業施設や住居施設等により新たな市街地景観が創出される一定の区域を「ときめき景観ゾーン」とします。 ●三郷市の新しい街の表情を創出するとともに、ゆとりと賑わいのある景観形成を図ります。住まい空間においては、落ち着きと潤いのある景観形成を図ります。 <p>■まちなみ景観ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ●すでに、住居施設や商業施設、工業施設等により市街地として景観が形成されている一定の区域を「まちなみ景観ゾーン」とします。 ●住居施設は、落ち着きと潤いのある景観形成を図ります。また、地域らしさを残すまちなみの育成を図ります。 ●商業施設は、ゆとりと賑わいのある景観形成を図ります。 ●工業施設は、親しみと潤いのある景観形成を図ります。 <p>■ゆとり景観ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農地、または農地の一部に住居施設や工業施設等が点在している一定の区域を「ゆとり景観ゾーン」とします。 ●都市のゆとりや潤い空間として、農地景観の維持と一部土地利用されている住居施設等との調和に配慮した景観形成を図ります。 ●都市計画マスタープランに位置づけられる将来都市構造の産業立地ゾーンにおいては、その土地利用がされる周囲を緑化するなど、周辺環境の調和に配慮した景観形成を図ります。 <p>■みず・みどりの景観ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水辺や緑のオープンスペースを有し、市民のスポーツや憩い等のレクリエーション景観の区域を「みず・みどりの景観ゾーン」とします。 ●水辺に親しみ、スポーツ、憩いの場として、水辺景観の維持と潤いのある景観形成に努めます。 <p>(2) 景観軸の方針（線）</p> <p>■水辺景観軸</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市域の東西に位置する江戸川・中川と市内を縦横断する河川や水路は、三郷市景観の線的骨格を示すもので「水辺景観軸」とします。 ●身近な水辺として親しまれるとともに、水辺景観を保全し、育成し、良好な水辺の景観形成を図ります。 <p>■道路・鉄道景観軸</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市内の遠景として印象強い常磐自動車道や東京外かく環状道路等の高規格道路と、車や人の動線として市内をネットワークする主要道路、またJR武蔵野線とつくばエクスプレスを「道路・鉄道景観軸」とします。 ●まちなみ景観ゾーン及びゆとり景観ゾーンとの調和に配慮した大規模建造物の景観形成を図り、人にやさしい、緑を考慮した景観形成に努めます。 ●また、道路軸においてはパブリックデザイン（ストリートファニチャー等のデザイン）に配慮した景観形成を図ります。 <p>(3) 景観拠点の方針（点）</p> <p>■駅景観拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ●都市の玄関口として、新たな街の顔づくりを行うべき点的区域を「駅景観拠点」とします。 ●駅を中心に、賑わいや憩いづくりに配慮した景観形成を図ります。 <p>■みず・みどりのレクリエーション景観拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水辺や緑のオープンスペースを有し、市民のスポーツや憩い等のレクリエーション景観として重点を置く区域を「みず・みどりのレクリエーション景観拠点」とします。 ●水と緑の景観を保全し、ゆとりと潤いのある景観形成に努めます。 |

| 自治体名 | 草加市 | 越谷市 |
|----------------------|---|---|
| 重点地区 推進地区 特定地区 | <p>重点地区・推進地区</p> <p>(1) 重点地区</p> <p>①松並木沿い地区 松並木沿い地区には、草加市の景観上のシンボルである松並木があり、遊歩道と綾瀬川左岸広場とともに雄大な景観を作り出しており、そうした地域固有の自然景観と調和した特色のあるまちなみ景観の形成が求められています。</p> <p>②旧道沿い地区 かつて草加宿の街道として栄えた旧道沿い地区には、本市の歴史的・文化的遺産が継承されており、そうした地域固有の歴史的、文化的、伝統的な資源と調和した特色のあるまちなみ景観の形成が求められます。</p> <p>(2) 推進地区</p> <p>①松原団地地区 草加松原団地では、住宅市街地総合整備事業を導入し、老朽化した団地の建て替えとともに、地区の骨格となる道路及び公園等の整備が進められています。</p> <p>②今後まちづくりを推進していく4地区 柿木町北側地区、新田駅西口周辺地区、新田駅東口周辺地区、谷塚駅西口周辺地区 今後まちづくりを推進していく予定のある柿木町北側地区、新田駅西口周辺地区、新田駅東口周辺地区、谷塚駅西口周辺地区については、秩序ある計画的なまちづくりの検討が地域住民と共に進められています。まちの将来像を描く中で、そのまちにふさわしい景観を検討し、行政と市民、事業者との役割分担を明確にしながら、良好なまちなみ景観を創り出していきます。</p> <p>(3) 景観重要公共施設</p> <p>①草加松原公園(市道9001号線) <ul style="list-style-type: none"> かつて宿場のあった旧町の歴史を伝え、まちの楽しさやにぎわいを感じることができる、今様・草加宿地区のシンボルストリートとしてふさわしい道路空間を形成します。 沿道の建築物と調和した道路設備や、街路樹、植栽帯などを整備し、まちなみとして一体感のある道路景観を形成します。 </p> <p>②旧日光街道 (市道2036号線・市道2079号線・市道2078号線・市道2029号線) <ul style="list-style-type: none"> 草加市の代表的な景観資源であり、旧日光街道の名所としての面影を残す松並木や綾瀬川と調和した、うるおいのある緑道景観を適切に維持・管理します。 看板やモニュメント等の工作物の設置に際しては、規模や色彩などの形態意匠に十分配慮し、歴史的景観を保全します。 </p> <p>③葛西用水 <ul style="list-style-type: none"> 農業用水として永く機能している歴史や草加の原風景としての風景を守り、水と緑や花を活かしたうるおいのある空間として親しみの持てる水辺景観を形成します。 </p> | <p>特定地区</p> <p>①特定地区の指定方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本市のシンボルや顔となる景観の形成を図ることが期待される地区 ●本市の特色ある自然や歴史文化に係る良好な景観が形成されており、その維持や育成を図る必要がある地区 ●大規模な土地利用転換などが計画されており、一体的に良好な景観の形成を図る必要がある地区 <p>②特定地区の対象地区</p> <p>元荒川沿川特定地区 市の中心を蛇行して流れ、周辺には豊かな緑を有する宮内庁埼玉鶴塚や久伊豆神社などがあり、越谷らしい特徴ある景観を形成しているだけでなく、多くの市民にも親しまれています。特に、市街地に挟まれている区間では、周辺の街並み景観が元荒川の景観に大きな影響を及ぼすと考えられることから、良好な景観の形成に向けて、特性に応じた誘導が求められます。</p> <p>越谷レイクタウン特定地区 越谷レイクタウン地区は、調節池を中心として新たなまちづくりが進められており、先導的な景観の形成が期待されます。</p> <p>旧日光街道沿道特定地区 越ヶ谷宿の中心となった地区の一部には、かつての宿場町の雰囲気を残す街並みが残っています。中心市街地の活性化とあわせて、歴史に配慮した景観まちづくりの推進が求められます。</p> |

| 自治体名 | 八潮市 | 三郷市 |
|----------------------|---|---|
| 重点地区 推進地区 特定地区 | <p>景観計画特定区域</p> <p>(1)八潮市周辺商業特定区域</p> <p>地区目標：玄関口として相応しい品格ある街並みづくり</p> <p>方針①：親しみを持てる空間の創出</p> <p>方針②：連続性が感じられるデザインの配慮</p> <p>方針③：駅舎及び駅前広場のデザインコンセプトとの調和</p> <p>(2)八潮南部東まちづくり推進地区特定区域</p> <p>地区目標：多様な世代が集い暮らせる うるおいあるまち</p> <p>方針①：にぎわい・活力と快適な住環境のまちづくり</p> <p>方針②：地域の特性を活かした調和あるうるおい豊かなまちづくり</p> <p>方針③：誰もが快適に暮らし、集える安全・安心のまちづくり</p> <p>方針④：地位主体、住民主体のまちづくり</p> | <p>重点地区</p> <p>⑨新三郷ららシティ地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本地区は、上位及び関連計画においてまちづくりの重要な地区と位置づけられています。また、「武蔵野操車場跡地地区における景観計画（平成18年3月三郷市）」が策定されており、この計画にもとづく景観形成の充実が重要となっています。 ・本地区は、商業系施設や住居系、工業系施設の整備により、新たな街が創出され、個性ある街の顔づくりが形成されているとともに、市民や事業者への景観に対する波及効果の高まりが期待できます。 ・今後においては、これらの施設の更新等においても良好な景観形成を保持し、且つ充実を図るために重点地区として定めます。 <p>⑩三郷中央駅地区(三郷中央地区センターゾーン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本地区は、上位及び関連計画においてまちづくりの重要な地区と位置づけられています。また、「三郷中央地区センターゾーン都市デザインプラン検討報告書（平成20年3月三郷中央地区まちづくりプロジェクトチーム）」が策定され、このプランに基づく景観形成が重要となっています。 ・本地区は、駅に接してにおどり公園や第二大場川の水辺を有し、三郷市の特徴的な景観を形成しています。 ・また、同都市デザインプラン検討報告書を活かし、三郷市を代表する新たな街『市民空間の形成』の創出を目指して業務や商業系、住居系施設等の整備が求められています。そのため、これらの促進と充実を図るために重点地区として定めます。 |

②景観方針図



図Ⅱ-23 景観方針図

4. 農の現況

(1) 農業統計情報の整理

面積

| | 草加市 | 越谷市 | 八潮市 | 三郷市 | 吉川市 | 松伏町 | 全国 | 埼玉県 | 単位 | 年 |
|----------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|------------|---------|----|------|
| 総土地面積 | 2,742 | 6,031 | 1,803 | 3,016 | 3,162 | 1,622 | 37,794,653 | 379,725 | ha | 2010 |
| 耕地面積 | 215 | 1,040 | 187 | 361 | 1,230 | 621 | 4,518,000 | 77,000 | ha | 2014 |
| 田耕地面積 | 85 | 657 | 25 | 181 | 1,030 | 454 | 2,458,000 | 42,600 | ha | 2014 |
| 畑耕地面積 | 130 | 386 | 162 | 180 | 200 | 167 | 2,060,000 | 34,400 | ha | 2014 |
| 耕地面積/ 総土地面積 | 7.84% | 17.24% | 10.37% | 11.97% | 38.90% | 38.29% | 11.95% | 20.28% | | |

表の色分けの凡例 全国平均値以下 全国平均値以上～埼玉県平均値以下 埼玉県平均値以上

人口及び世帯数

| | 草加市 | 越谷市 | 八潮市 | 三郷市 | 吉川市 | 松伏町 | 全国 | 埼玉県 | 単位 | 年 |
|------------------|---------|---------|--------|---------|--------|--------|-------------|-----------|-----|------|
| 市町全体データ | | | | | | | | | | |
| 総人口 | 243,855 | 326,313 | 82,977 | 131,415 | 65,298 | 31,153 | 128,057,352 | 7,194,556 | 人 | 2010 |
| 総世帯数 | 102,479 | 128,342 | 32,467 | 51,132 | 23,248 | 10,427 | 51,950,504 | 2,841,595 | 世帯 | 2010 |
| 農業経営体数 | | | | | | | | | | |
| 農業経営体数 | 248 | 846 | 204 | 500 | 686 | 312 | 1,679,084 | 45,167 | 経営体 | 2010 |
| 農業経営体・ 家族経営体数 | 247 | | 202 | | 682 | | 1,648,076 | 44,758 | 経営体 | 2010 |
| 農業経営体・ 組織経営体数 | 1 | | 2 | | 4 | | 31,008 | 409 | 経営体 | 2010 |
| 農家数 | | | | | | | | | | |
| 総農家数 | 434 | 1,323 | 327 | 785 | 902 | 444 | 2,527,948 | 72,957 | 戸 | 2010 |
| 自給的農家数 | 196 | 482 | 126 | 289 | 223 | 132 | 896,742 | 28,443 | 戸 | 2010 |
| 販売農家数 | 238 | 841 | 201 | 496 | 679 | 312 | 1,631,206 | 44,514 | 戸 | 2010 |
| 主業農家数 | 85 | 168 | 70 | 131 | 108 | 43 | 359,720 | 8,956 | 戸 | 2010 |
| 準主業農家数 | 72 | 216 | 67 | 138 | 220 | 76 | 388,883 | 10,531 | 戸 | 2010 |
| 副業的農家数 | 81 | 457 | 64 | 227 | 351 | 193 | 882,603 | 25,027 | 戸 | 2010 |
| 総農家数/ 総世帯数 | 0.42% | 1.03% | 1.01% | 1.54% | 3.88% | 4.26% | 4.87% | 2.57% | | |
| 農業就業人口 | 557 | 1,428 | 452 | 912 | 1,018 | 464 | 2,605,736 | 71,791 | 人 | 2010 |
| 農業就業人口/ 総人口 | 0.23% | 0.44% | 0.54% | 0.69% | 1.56% | 1.49% | 2.03% | 1.00% | | |

その他

出典：農林水産省 HP (ホーム>統計情報>わがマチ・わがムラ) 市町村の姿グラフと統計でみる農林水産業

| | 草加市 | 越谷市 | 八潮市 | 三郷市 | 吉川市 | 松伏町 | 全国 | 埼玉県 | 単位 | 年 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------|-------|------|------|
| 農業集落数 | 7 | 102 | 19 | 53 | 62 | 33 | 139,176 | 4,066 | 集落 | 2010 |
| 集落営農数 | - | | - | | - | | 14,853 | 83 | 集落営農 | 2015 |
| 農産物直売所数 | 3 | 18 | 2 | 1 | 1 | 4 | 16,816 | 652 | 施設 | 2010 |

(2) 2市1町 農業振興地域整備計画

| 自治体名 | 越谷市 | 吉川市 | 松伏町 |
|-----------------------------------|--|--|---|
| 名称 | 越谷農業振興地域整備計画 | 吉川農業振興地域整備計画 | 松伏農業振興地域整備計画 |
| 策定年月 | 平成26年11月 | 平成3年11月12日 | 平成11年3月 |
| 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的な利用の促進を図るための方策 | <p>農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策</p> <p>(1) 農地利用集積円滑化事業 越谷市農業協同組合 土地利用型農業を中心とした農地利用集積円滑化事業全般を実施 市 観光農業をはじめとする高収益型農業を推進することを目的として、農地所有者から農地を借り受けた後、盛土や栽培用ハウス等の農業用施設の整備を行い、担い手に貸し付ける農地利用集積円滑化事業を実施</p> <p>(2) 計画的な農業生産基盤の整備 農地利用集積円滑化事業などによって集積した農地において効果的な農業生産基盤の整備を計画的に実施し、農作業の効率化や生産性を高める事により、農地の保全と有効活用を図る。</p> <p>(3) 越谷市特別認定農業者補助制度 市内で10ha以上の現況水田を耕作する認定農業者を、越谷市特別認定農業者とし、耕作面積の大規模化により農業経営の効率化・安定化に取り組む農業者への支援を行う。 この制度を活用し、集積した農地を受けとることのできる担い手を確保・育成するとともに、こうした農業者に対して集積された水田の大部分が集積されるよう取り組み、将来にわたって優良農地の保全・有効活用を図る。 優良農地（産地形成型）で営まれる農業経営については、今後確保・育成すべき農業経営を明確にし、必要な支援策の検討、重点的支援制度の拡充を進める。</p> | <p>農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策</p> <p>1. 地域農業集団の育成対策 中核農家や多数の農家の参加による地域農業集団を育成し、次のような活動を推進する。 (1) 中核農家と多数の農家との協調、連携を強め、土地や労働力等の効率的利用を図る。 (2) 作付地の集団化やブロックローテーション方式の導入を図る。 (3) 未利用地や不耕作地の有効利用を図る。また、裏作の導入を推進する。 (4) 中核農家への農地（利用権）の集積や作業受委託を推進する。</p> <p>2. 農業生産組織の育成対策 農業後継者や中核農家による高効率な生産組織を育成し、次のような活動を推進する。 (1) 機械施設の共同利用を図る。 (2) 作業受委託を推進する。 (3) 耕種農家と畜産農家との連携による稲わら、麦わら、作物残渣等の有効利用や堆きゅう肥の円滑な供給等を推進する。</p> <p>3. 農用地利用増進事業、農地保有合理化推進事業、農用地の流動化対策 各事業の内容や手続き等が更に広く農家に理解されるように努めるとともに、農業委員会や流動化推進委員の活動と地域農業集団活動等をつなげて中核農家への農地（利用権）の集積を図る。</p> | <p>農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策</p> <p>(1) 地域別農業推進組織の育成 ・土地利用の調整 ・農作業組織への受委託の移行確認</p> <p>(2) 地域農業集団の育成 ・農作業受託の推進 ・土地利用の推進 ・地域農業集団間の連絡調整及び推進</p> <p>(3) 農用地の集団化 ・転作地の有効利用促進 ・農用地有効利用促進のための交換分合への誘導</p> <p>(4) 農地保有合理化促進事業 ・松伏・金杉地区を併せた2地区合同の地域農地合理化推進連絡会の組織化 ・農協・役場が中心となった農地の借り手・貸し手農家の総合調整と推進</p> <p>(5) 営農類型間農業生産体質協議会の組織化 ・輪作体系による土地利用を図るための遊休農地を含めた土地交換の推進</p> |
| | その他 | <p>農用地等の保全のための活動</p> <p>(1) 農業・農村支援ネットワークづくり事業 目的 越谷市の地理的特性を活かし、都市の魅力と農業・農村の恵みを両立したまちづくりや農業者と地域住民との交流による農業への理解向上、地域で農業を支えるネットワークづくりを進める 対象 農用地区域を設定している6つの地区 内容 各地区の地域コミュニティ推進協議会が行う農業者と地域住民の連携による農業イベントや水路清掃等の活動に対して1地区につき1年あたり30万円を上限として、3年間補助を行う。3年間の補助事業が終了した後においても、農地保全に向けた活動が継続されるよう、農業者と地域住民のネットワークの維持、地区における農業を支えるための活動の定着を目指す。 対象となる活動内容 ①「農地・水・環境保全向上対策事業」 農業者と地域住民が協力して農業用水等の維持管理作業を行う ②「地産地消推進事業」 各地区の農産物をイベントなどで紹介・販売する ③「援農ボランティア事業」 農業者の農繁期の作業をサポートできる人材を発掘・育成する ④「遊休農地活用事業」 遊休農地を活用した景観作物の栽培や農業体験などの生涯学習の場を提供する ⑤「農業イベント実施事業」 農業関連イベントを農業者と地域住民が共同で企画・実施する</p> <p>(2) 大吉・向畑地区の農地利用集積円滑化事業に向けた取り組み 対象 大吉・向畑地区にある約90haの現況水田 内容 平成24・25年度 農業生産基盤の整備を実施（大吉地区土地改良事業） 平成26年度～ 担い手への集積の取り組み（農地利用集積円滑化事業（越谷市農業協同組合）） 集積後 下記が主体となって担う体制づくりが進められている。 『耕作』：農業者 『農用地の保全に関する周囲の排水水路清掃や道・水路沿いの雑草駆除等』：土地所有者からなる地区の組織</p> | <p>地域資源の有効利用及び適正な管理・保全を図るための方策</p> <p>(1) 地域特産物の開発 緊急生産調整推進対策事業（水田転作）と併せて、「ツクネイモ」等を地域の特産物・特産品としての育成と銘柄の確立を図ると同時に、販売体制の推進を図る。</p> <p>(2) 農業副産物の有効活用 コンバインの普及に伴い、焼却等で未利用となっている稲わらなどの有効利用を図るため、組織的収集の斡旋をすることも、堆肥化施設の整備を行い有機物資源の供給に努める。</p> <p>(3) 観光農業の推進 首都圏30kmに位置した農村の恵まれた自然環境を生かし、憩いとやすらぎの場を提供し、農業体験等を通して、農業に対する理解を深め、併せて、本町の特産物を生かした農業生産の実現を図る。 「彩の国フレッシュマート整備事業」を通じ、野菜等の地場流通を推進するため農産物直売施設の整備に努める。 また、酪農農家等とぶどう・サツマイモの観光的農業の整備を推進する。</p> <p>(4) 市民農園及び直売施設等の整備 松伏町は、越谷市、春日部に隣接し、農村との交流を求める市民も多く存在することから、当町北部に建設が予定されている「緑の丘公園」を、県南東部地域の広域的な都市農村交流の場として位置づけ、農業体験ができる市民農園や都市住民と農家が交流する農産物直売施設等の設置を図る。</p> <p>(5) 郷土芸能、史跡の保存・整備 有形・無形の文化財等は、再び創り出すことのできない貴重な財産である。史跡等の文化財については、標識・案内板・ガイドマップ等により保護意識の啓蒙普及を図り、民俗芸能については、一層の保存に努め、観光資源としての活用を図る。</p> <p>(6) 伝統工芸技術の伝承・保存 松伏地区には、武者人形、ミニチュア家具等の伝統工芸があり、観光コースの充実を図る上で重要な観光資源として活用するため、より一層の保存に努めると同時に、金杉地区の観光農業と併せた観光ルートを開発する。</p> <p>(7) 森林資源の活用 該当なし</p> |

(3) 3市 都市農業振興基本計画等

| 自治体名 | 越谷市 | 八潮市 | 三郷市 |
|-------|---|--|---|
| 名称 | 第2次越谷市都市農業推進基本計画 | 八潮市都市農業振興基本計画 | 三郷市農業振興計画 |
| 策定年月 | 平成23年4月 | 平成26年3月 | 平成26年3月 |
| 将来像 | 基本理念 持続的に農業が行なわれる環境づくり | 目標 「環境にやさしい魅力ある農の活力が実感できる」 都市型農業の確立 | 将来像 「豊かな食と人を育む三郷市農業」 |
| 基本方針等 | 基本方針-1 (方針1) 首都近郊という地理的優位性を活かした 都市農業の展開 を支援する (方針2) 豊かな実りを生む農業の基盤を整える (方針3) 持続的に農業経営を担う人材を育成する (方針4) 市民が農業を支える仕組みをつくる | 計画の体系 1. 地産地消の推進と農産物のブランド化 2. 都市と共生した農業環境の促進 3. 担い手の育成・確保 4. 農地の環境保全と農地利用円滑化事業の推進 | 基本方針 ① 農地の計画的な保全 ② 農業経営・生産の充実 ③ 農業の担い手の育成・確保 ④ 流通販売の促進 ⑤ ふれあい型農業の推進 ⑥ (仮称) 農業センターの調査・研究 ⑦ 計画推進体制の確立 |
| 計画の体系 | 基本方針-2 (方針1) 首都近郊という地理的優位性を活かした 都市農業の展開 を支援する 地産地消の推進 産地形成の促進 高付加価値農業経営の支援 (方針2) 豊かな実りを生む農業の基盤を整える 優良農地の保全・有効活用 農業生産基盤などの整備 (方針3) 持続的に農業経営を担う人材を育成する 担い手の確保・育成 (方針4) 市民が農業を支える仕組みをつくる 市民理解の向上 | 計画の体系 1. 地産地消の推進と農産物のブランド化 1-1 地産地消の推進 1-2 農産物ブランド化の推進 2. 都市と共生した農業環境の促進 2-1 環境保全型農業の推進 2-2 市民がふれあう農業の推進 3. 担い手の育成・確保 3-1 農業の担い手育成 3-2 農業団体の支援 4. 農地の環境保全と農地利用円滑化事業の推進 4-1 農地の環境保全 4-2 農地利用円滑化事業の推進 4-3 人・農地プランの促進 4-4 環境に配慮した幹線農業水利施設の管理 | 計画の体系 1. 農地の計画的な保全 1) 優良農地の保全 2) 農地の多面的機能の活用 2. 農業経営・生産の充実 1) 農業経営体の育成 2) 営農形態に応じた支援 3) 農産物の高品質化・高付加価値の推進 4) 環境にやさしい農業の推進 3. 農業の担い手の育成・確保 1) 農業後継者の育成 2) 多様な担い手の育成 4. 流通販売の促進 1) 地産地消の推進 2) 地元農産物の広報・宣伝活動の推進 5. ふれあい型農業の推進 1) 農と市民の交流の推進 2) 農のある景観づくり 6. (仮称) 農業センターの調査研究 |
| 役割その他 | 役割 ◎農業者 地産地消の推進に向け、農産物の生産拡大や品質向上に取り組み、農地の保全や適正な管理に努めます。 ◎JA 越谷市 農業者や行政と連携し、地産地消や生産支援に積極的に取り組みます。 ◎越谷市 (農業振興課・越谷市農業委員会) 都市農業の展開が本市の農業振興はもとより、産業全体の振興やまちづくりの一翼を担えるよう本計画を推進します。 担当課である農業振興課および越谷市農業委員会は、JA 越谷市をはじめとする農業関係団体等との連携・協力を図りながら農業者の主体的な取組を支援し、具体的な施策の展開にあたっては、農業を取り巻く動向に注視しながら、「越谷市自治基本条例」に基づき市民との協働のもと、効果的な実施に努めます。 ◎土地改良区 農業者や行政と連携し、農業生産基盤の整備や維持管理に積極的に取り組みます。 | それぞれの役割 1. 農業者（生産者） 本市の「食料・農業」を支える主体であるという認識を持ち、生産技術や経営管理能力の向上に努め、安全・安心・新鮮な農産物の安定供給を図るとともに住民との交流により、「農業」の役割と必要性を市民に広く伝えていくことを推進します。 2. 農業関係団体 組織及び経営基盤の強化を図るとともに、生産者の要望に応えながら、生産者の経営改善を支援し、生産情報等の情報発信を行って消費者ニーズを把握し、生産者と連携しながら消費者が求める農産物等を提供していくことを推進します。 3. 市民（消費者） 「農業」の役割を十分に理解するとともに、「食」に対する正しい知識を学び、市内農産物の購入・農業体験・援農ボランティア等を通して、農業に積極的な関わりをもち、地域のコミュニティ活動に参加しながら本市の農業を理解・支援していくことを推進します。 4. 食品流通加工事業者 生産者との連携により安全・安心・新鮮な農産物の安定供給に努めるとともに、「食」に関する確かな情報を消費者に伝えていくことを推進します。 5. 商工会・観光協会・NPO・企業・ボランティア団体などその多くが地域に密着した活動を行っており、今後の本市農業を支える新たな担い手として、また、本市農業を支える支援者として農業者、農業関係団体などと協力し、農業支援していくことを推進します。 6. 行政 本計画を実現するため、行政内部の円滑な推進体制の構築と、農業者、農業関係団体、農業委員会、食品流通加工事業者、商工会・観光協会・NPO・企業・ボランティア団体など農業に携わる組織間の連携と協働により計画を推進します。 | 各主体の役割 農業者・農業団体 ・農業の担い手、農地、農業環境の管理者として計画を主体的に進める ・農業を発展させるために、市民、民間との連携を進める JA ・農業者団体の活性化を図るための取組を進める ・農業経営・生産環境づくりを支援する ・直売所等を通して農業者と市民を結ぶ役割を果たす 市民・市民団体 ・三郷市の農産物の消費により農業を支える ・安全な食生活、地域環境の担い手として計画を主体的に進める ・農業の理解者として農業者との連携、支援を進める 民間団体（商工会・企業・NPO等） ・地域の構成員として、地場流通など農業者と市民を結ぶ役割を果たす ・人材や経営のノウハウなどを提供する 市 ・各団体や個人の連携や活動を支援する ・計画にもつづく必要な施設、設備を支援する ・計画に関する情報提供、進捗管理を行う ・(仮称) 農業センターの調査研究を行う 農業委員会 ・農地情報を把握し、肥培管理を指導、支援する ・認定農業者や後継者の経営改善を指導、支援する ・農業者、市民に都市農業、農地の情報を提供する 埼玉県 ・農業生産に関する情報提供や指導、補助等により支援する。 |

(4) 農業振興地域土地利用計画図



図Ⅱ-24 農業振興地域土地利用計画図

(5) 各市町における市民農園、観光農園、農業体験農園等の状況

各市町における市民農園、観光農園、農業体験農園等の状況を調査した。検討会の構成委員である各市町の環境政策所管課へのアンケート調査を行い、検討会において聞き取りの補足を行った。以下に各市町が把握する団体の集計結果を示す。

① 各市町の農の状況**■ 農振面積 及び 農用地面積**

| 草加市 | 越谷市 | 八潮市 | 三郷市 | 吉川市 | 松伏町 |
|-------|---------|-----|-------|-----------|---------|
| — | 2,131ha | — | — | 1,958ha | 1,368ha |
| 228ha | 699ha | — | 418ha | 1,085.9ha | 769ha |

■ 市民農園等の有無と箇所数

| 草加市 | 越谷市 | 八潮市 | 三郷市 | 吉川市 | 松伏町 |
|------------------|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 有る | 有る | 有る | 有る | 有る | 有る |
| 21ヶ所 | 65ヶ所 | 5ヶ所 | 10ヶ所 | 2ヶ所 | 2ヶ所 |
| うち 市民農園等 15ヶ所 | うち 市民農園等 15ヶ所 | うち 市民農園等 5ヶ所 | うち 市民農園等 6ヶ所 | うち 市民農園等 1ヶ所 | うち 市民農園等 1ヶ所 |
| うち 観光農園 0ヶ所 | うち 観光農園 12ヶ所 | うち 観光農園 0ヶ所 | うち 観光農園 4ヶ所 | うち 観光農園 1ヶ所 | うち 観光農園 0ヶ所 |
| うち 農業体験農園 0ヶ所 | うち 農業体験農園 26ヶ所 | うち 農業体験農園 0ヶ所 | うち 農業体験農園 0ヶ所 | うち 農業体験農園 0ヶ所 | うち 農業体験農園 0ヶ所 |
| その他 6ヶ所 | その他 12ヶ所 | その他 0ヶ所 | その他 0ヶ所 | その他 0ヶ所 | その他 1ヶ所 |

アンケート調査に基づき、各市町で把握する市民農園、観光農園、農業体験農園等々の詳細情報を共通シートによりデータベース化を行った。以下に各市町毎の主な団体の概要を示す。

■ 草加市

| 名称 | 分類 | 所在地 | 面積 | 概要 |
|-----------|------|----------------------------|----------------------|---------------------------------------|
| 稲荷 | 市民農園 | 草加市稲荷 5-34-1 | 1,787 m ² | 5 坪:47 区画、10 坪:21 区画 平成 15 年 3 月開設 |
| ラッキーファミリー | 市民農園 | 草加市氷川町 2118-6 | 193 m ² | 5 坪:8 区画、10 坪:0 区画 平成 22 年 2 月開設 |
| 栄町 | 市民農園 | 草加市栄町 1-897 外 1 筆 | 1,720 m ² | 5 坪:72 区画、10 坪:0 区画 昭和 54 年 4 月開設 |
| 青柳上 | 市民農園 | 草加市青柳 4-629-1 | 306 m ² | 5 坪:18 区画、10 坪:0 区画 平成 19 年 4 月開設 |
| 綾瀬川さくら | 市民農園 | 草加市金明町 1285-1 他 4 筆 | 269 m ² | 5 坪:14 区画、10 坪:0 区画 平成 22 年 4 月開設 |
| 笹塚 | 市民農園 | 草加市青柳 8-1700 他 1 筆 | 1,106 m ² | 5 坪:48 区画、10 坪:2 区画 平成 17 年 5 月開設 |
| 井出ファミリー | 市民農園 | 草加市金明町 1062-1 他 5 筆 | 1,433 m ² | 5 坪:36 区画、10 坪:4 区画 平成 21 年 5 月開設 |
| 瀬崎 | 市民農園 | 草加市瀬崎 5-887 | 924 m ² | 5 坪:17 区画、10 坪:8 区画 平成 21 年 6 月開設 |
| ツツミ第 2 | 市民農園 | 草加市青柳 5-246 | 352 m ² | 5 坪:0 区画、10 坪:10 区画 平成 11 年 7 月開設 |
| 押田第一 | 市民農園 | 草加市氷川町 316-1 外 3 筆 | 2421 m ² | 5 坪:0 区画、10 坪:54 区画 平成 5 年 9 月開設 |
| 押田第三 | 市民農園 | 草加市氷川町 264 番 3 他 5 筆 | 997 m ² | 5 坪:0 区画、10 坪:39 区画 平成 21 年 11 月開設 |
| 新里みどり | 市民農園 | 草加市新里町 225-1 | 450 m ² | 5 坪:0 区画、10 坪:13 区画 平成 21 年 9 月開設 |
| 金明町道下 | 市民農園 | 草加市金明町字道下 148-1 | 383 m ² | 5 坪:16 区画、10 坪:2 区画 平成 23 年 2 月開設 |
| 稲荷第 2 | 市民農園 | 草加市稲荷 6-910、911、912 の一部 | 149 m ² | 5 坪:5 区画、10 坪:2 区画 平成 24 年 3 月開設 |
| 中根三丁目 | 市民農園 | 草加市中根三丁目 341 | 320 m ² | 5 坪:18 区画、10 坪:0 区画 平成 25 年 6 月開設 |
| 宇田川農園 | その他 | 草加市草加 2-9-16 | — | イナリ狩り |
| 野口太津夫(農家) | その他 | 草加市草加 1-8-2 | — | ツツミ任狩り可 |
| 野口覚久(農家) | その他 | 草加市草加 1-8-7 | — | 枝豆収穫体験(団体のみ)、 ツツミ任掘り体験可 |
| わいわいふぁーむ | その他 | 草加市氷川町 296 | — | ブルーベリー狩り |
| 田口正太(農家) | その他 | 草加市八塚仲町 209 | — | ブドウ狩り可 |
| 三浦武廣 | その他 | 草加市八塚町 1652 | — | ツツミ任掘り |

■ 越谷市

| 名称 | 分類 | 所在地 | 面積 | 概要 |
|--------------------|--------|-----------------------|---|--|
| ｸﾞﾘｰﾝﾌﾞｰﾀﾞ事業 | 市民農園 | 越谷市大道地内外 13ヶ所 | 15,136㎡ | 遊休農地を地主から借り受け、農園利用希望者を公募する。貸付期間は1年(希望により最長5年まで延長できる。) |
| 市以外運営する市民農園 | 市民農園 | 越谷市東町5丁目232番地 | 10,000㎡ (市民農園整備促進法:4,910㎡、農園利用方式:5,090㎡) | 農業者(土地所有者)が農園に係る農業経営を自ら行い、利用者が農園に係る農作業の一部を行うため当該農園市民農園に入場する方式。賃貸権の権利設定は行わず、農業者の指導・管理のもとに利用者がｸﾘｰﾝﾌﾞｰﾀﾞ等の目的のため農作業を体験する。 |
| 体験農園 | 農業体験農園 | 越谷市大字増森2,600番地外 1ヶ所 | 4,672㎡ | 主に都市の住民のｸﾘｰﾝﾌﾞｰﾀﾞ等に供し、健康的でゆとりある国民生活の確保を図るとともに、良好な都市環境の形成と農村地域の振興を図る。 |
| 市内の観光農園 | 観光農園 | 越谷市増林3,890-1外 11ヶ所 | 33,151㎡ | 平成27年4月1日時点で市内の観光農園は12ヶ所あり、いちごは時間制限ありの食べ放題を実施している。 |
| 市内小中学校における学校農園推進事業 | 農業体験農園 | 越谷市大松263-1外 23ヶ所 | — | 小学校では、社会科・生活科等の教科、総合的な学習の時間における体験学習として、中学校では総合的な学習の時間における体験学習として農園を開園している。併せて農業者から指導を受けながら種まきなどの体験を子どもたちと実施し、収穫物を調理し、それらを食する場を設けている。 |
| いきいき農園貸出事業 | その他 | 越谷市大吉702番地外 11ヶ所(23筆) | 12,075㎡ | ・市内在住の満60歳以上の個人又は2名以上のｸﾞﾙｰﾌﾟを対象に、市が個人の農地を無償で借り受け、区分し、利用希望者へ無償で貸し出すもので利用希望者が多数の場合は抽選により決定する。 ・貸出期間は3月31日までとし、毎年1月に利用の継続の意思確認を行う。 |

■ 八潮市

| 名称 | 分類 | 所在地 | 面積 | 概要 |
|--------|------|---|---------------|--|
| 市民農園 | 市民農園 | 八潮市鶴ヶ曽根1000番地 | 10,904㎡ | 市民の余暇活動や自然学習の機会として、農作業等をおし、健康でゆとりのある生活に資するとともに、良好な都市環境の形成と農地の保全を図ることを目的に設置する。市民農園整備促進法に基づき、平成16年9月1日に設置した。 |
| ふれあい農園 | 市民農園 | 八潮市二丁目 八潮市西袋 八潮市八條 八潮市古新田 (合計4ヶ所) | それぞれ概ね1000㎡以上 | 市民が土とふれあいながら農業に対する理解や農業者との相互交流等を図るため、農業者が設置する農園である。市民の余暇活動や農地保全(遊休農地の活用、景観の向上等)の一環として設置。 ※市としての位置付けは、農業体験を目的とした農園だが、今回の調査の定義にある全量買取をするような制度はないため、種別は市民農園とした |

■ 三郷市

| 名称 | 分類 | 所在地 | 面積 | 概要 |
|--------------------|------|------------------------------|----------------------|--------------|
| ファームみさと | 市民農園 | 三郷市半田 645 | 1,162 m ² | — |
| 岡庭農園 | 市民農園 | 三郷市戸ヶ崎 3-604 | 870 m ² | — |
| 鶴岡農園 | 市民農園 | 三郷市高州 3-221 | 2,130 m ² | — |
| ミッドグリーンファーム ・パイ | 市民農園 | 三郷市番匠免 1-294 | 1,290 m ² | — |
| はなちゃん農園 | 市民農園 | 三郷市鷹野 2-302-1 | 675 m ² | — |
| ひろき市民農園 | 市民農園 | 三郷市鷹野 2-147,2-148,2-149-1 | 1,710 m ² | — |
| 豊田みかん園 | 観光農園 | 三郷市三郷 1-20-6 | — | 果樹:みかん |
| 牧野農園 | 観光農園 | 三郷市新和 5-276 | — | 果樹:みかん |
| ハニ果樹園 | 観光農園 | 三郷市茂田井 591 | — | 果樹:ぶどう、桃、みかん |
| 白石農園 | 観光農園 | 三郷市鷹野 2-22 | — | 果樹:ぶどう |

■ 吉川市

| 名称 | 分類 | 所在地 | 面積 | 概要 |
|---------|------|-----------------------|-----------------------|--|
| 吉川市市民農園 | 市民農園 | 吉川市大字上内川 1605 番地 1 | 38,658 m ² | 埼玉県下最大級の面積を誇り、管理棟内に研修室、エントランス、トイレ、更衣室、調理室、駐車場などが完備され、市民の方が手軽に農業にふれあうことができるよう整備されている。 30 m ² 116 区画、50 m ² 104 区画、計 220 区画 |
| パティハウス | 観光農園 | 吉川市関新田一丁目 67 番 地 1 | 不明 | ブルーベリー狩り観光農園 期間:6月上旬頃~7月下旬頃まで 入園料:¥400、子供(幼稚園児)¥200 摘み取り量に応じて別途、料金が生じる |

■ 松伏町

| 名称 | 分類 | 所在地 | 面積 | 概要 |
|------------------|------|----------------|----------------------|---|
| 山崎ファミリー農園 | 市民農園 | 松伏町大字上赤岩 165-2 | 404 m ² | 最多区画面積 20 m ² 設置区画数 13 利用料金(年)2,500 円 |
| いちごスタジアム 2008 | その他 | 松伏町大字大川戸 1725 | 2,545 m ² | いちご農園、果樹園、農園 1/11~4/10:小学生以下 1,500 円 3 歳~未就学 1,200 円 4/11 以降:1,200 円 5/9 以降:1,000 円 |

(6) 市民農園、観光農園、農業体験農園等のまとめ

■ 総括

各市町、2ヶ所以上の市民農園、観光農園、農業体験農園等が存在している。そのうち「越谷市」が65ヶ所と最も多いが、そのうち24ヶ所は学校農園推進事業による、小中学校の学校農園（農業体験型農園）である。

■ 特徴

各市町とも「市民農園等」があるほか、「越谷市」、「三郷市」、「吉川市」では観光農園を行っており、「草加市」、「松伏町」でも農地での野菜狩りや果物狩りを行っている。

各市町で観光農園及び野菜狩り・果物狩りで扱われる作物は以下の通り。

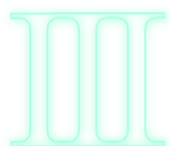
「草加市」：イチゴ、ブルーベリー、ブドウ、エダマメ、サツマイモ、ジャガイモ

「越谷市」：イチゴ、ブドウ、ナシ、ブルーベリー、イチジク

「三郷市」：ミカン、ブドウ、モモ

「吉川市」：ブルーベリー

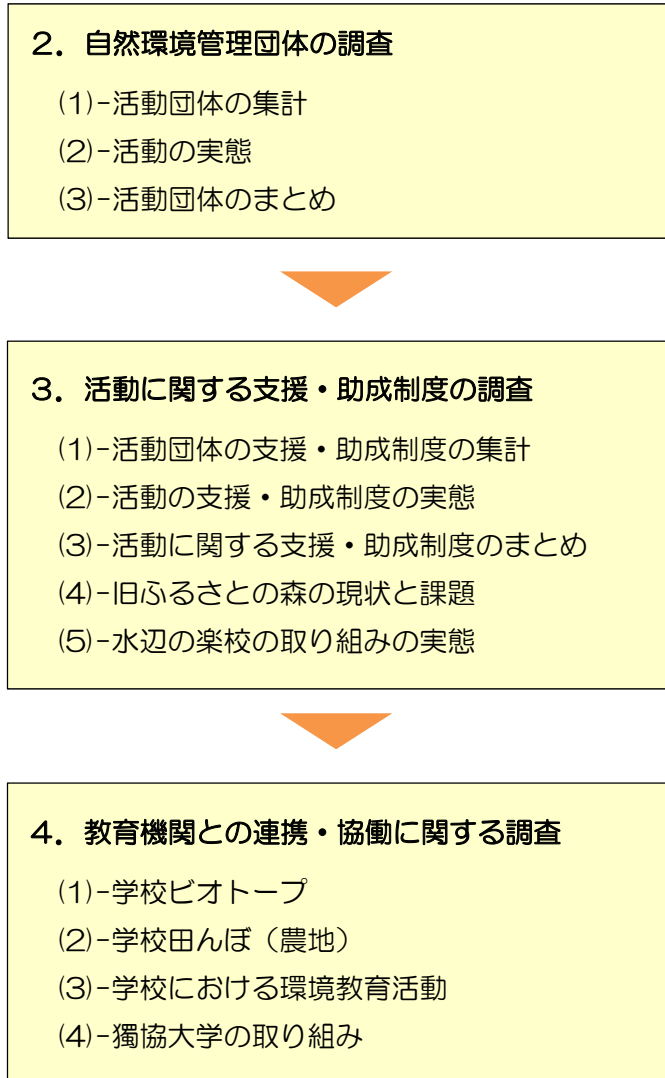
「松伏町」：イチゴ



**取組- 2「本圏域における自然環境
管理団体の活動実態調査」**

III. 取組-2「本圏域における自然環境管理団体の活動実態調査」

1. 取組-2の概要と流れ



図Ⅲ-1 取組-2の概要と流れ

2. 自然環境管理団体の調査

(1) 活動団体の集計

各市町における自然環境管理団体の有無を調査した。検討会の構成委員である各市町の環境政策所管課へのアンケート調査を行い、検討会において聞き取りの補足を行った。以下に各市町が把握する団体の集計結果を示す。

| 草加市 | 越谷市 | 八潮市 | 三郷市 | 吉川市 | 松伏町 |
|-----------|------|-----|-----|-----|-----|
| 有る | 有る | 有る | 有る | 有る | 有る |
| 1団体(23団体) | 21団体 | 2団体 | 2団体 | 3団体 | 3団体 |

(2) 活動の実態

アンケート調査に基づき、各市町で把握する団体の詳細情報を共通シートによりデータベース化を行った。以下に各市町毎の主な団体の概要を示す。

①草加市（草加環境推進協議会とその会員である23団体農地7団体を記載）

| | 団体名 | 設立時期 | 会員数 | 会員費 | 主な活動場所 | 緑と農に関する主な活動 ○：目的 ・：活動の内容 |
|---|--------------------|-----------------------|---|--------------------------------|--------------------|---|
| 1 | 草加環境推進協議会 | H19.4.26 2007.4.26 | 団体会員 23団体 個人会員 7名 賛助団体 9団体 | 団体 2000円/年 個人 1000円/年 | 市内全域 | ○「人と自然が共に生きるまち 草加」を実現する ・情報発信／・観察会等の実施／・イベントの開催 |
| 2 | 獨協大学環境・国際団体 DECO | — | — | — | 伝右川 綾瀬川 草加市域 | ○学生ならではの視点から、環境問題・国際協力に取組み、持続可能な社会の掲載をめざす ・サルベージ等の実施／・講演会・研修等の開催 |
| 3 | FSC サルベージ協会 | — | — | — | 綾瀬川 伝右川ほか | ○川の中の自転車の引き上げを実施し、粗大ごみの放置抑制を行う |
| 4 | 綾瀬川自然観察同好会 | — | — | — | 草加市域の綾瀬川等 | ○綾瀬川の自然観察を通じて保護活動を行う ・視察会等の開催 |
| 5 | 毛長川・辰井川の水と緑を守る会 | — | — | — | 毛長川・辰井川等 | ○辰井川と毛長川の自然と水質の保全を図る |
| 6 | 綾瀬川の緑を愛する会 | — | — | — | 金明町付近の綾瀬川 | ○新田地区沿いを流れる綾瀬川の桜と美化 ・一斉清掃等 |
| 7 | 葛西用水美化促進協議会 | — | — | — | 草加市青柳の葛西用水付近 | ○草加市青柳地区を流れる葛西用水の美化 ・葛西用水のごみ収集等を行う（春・秋） |
| 8 | 埼玉県生態系保護協会 草加・八潮支部 | — | — | — | 草加市・八潮市 | ○自然と伝統が共存し、子どもたちがいきいきと輝く持続可能な社会を目指す ・自然観察会／・環境講座／・会報の策定等 |

②越谷市

| | 団体名 | 設立時期 | 会員数 | 会員費 | 主な活動場所 | 緑と農に関する主な活動 ○：目的 ・：活動の内容 |
|----|---|-----------------------|-----------------------------|--------------------------------------|--|---|
| 1 | 越谷市 環境推進市民会議 | H13 2001 | 個人 36 名 団体 67 | 個人 500 円/年 団体 2000 円/年 | 越谷市内 | ○市民・事業者の各主体が行う環境 保全活動の事業の支援 ・普及啓発／・環境保全活動事業の 支援／・環境状況の現況把握／・ 情報発信／・ECO 勉強会 |
| 2 | NPO 法人越谷ふるさと プロジェクト | H26.3 2014.3 | 個人 18 名 協力会員 (団体) 1 名 | 個人 2,000 円/年 賛助会員 5,000 円/年 | 越谷市内 | ○大相模調節池とその周辺での、水 辺における生活環境の創造及び 自然環境保全 ・水辺の自然環境の保全／・ピオト ープ等での環境維持管理活動 ／・環境や生き物についての情報 発信／・観察会等の実施 |
| 3 | 越谷自然ガイド協会 | H27 2015 | 20 名 | 1,000 円/ 年 | 越谷市内 | ○自然環境への認識を深め共感の 和を広げるとともに、自然環境の 保全に貢献する ・希少野生動植物の保護／・湿地保 全(含 河川・休耕田)／・緑地・ 公園の自然環境保護／・ピオト ープ等による生物多様性保全 |
| 4 | 大袋地区コミュニティ推 進協議会環境部会 | H6 1994 | 15 名 (コミ協全 体 69 名) | 無 | 西大袋調 節池 他 | ○大袋の豊かな緑の保全と促進 ・豊かな緑の保全と促進／・グリー ンカーテン |
| 5 | 大袋幼稚園 | S47 1972 | 520 名 | — | | ○子どもたちに、自然の力をいろ いろな体験を通して伝える ・田植え／・グリーンカーテン |
| 6 | 公益財団法人越谷市 施設管理公社 (キャン ペルトアウン野鳥の森) | H7 1995 | | (入園料) 大人 100 円 小人 30 円 | | ・シラコバトの飼育・展示・繁殖 |
| 7 | 越谷アリタキ緑の会 | H26.3.26 2014.3.26 | 69 名 | 無 | 越谷市ア リタキ植 物園内越 谷市民活 動支援セ ンター内 | ○植物や自然、環境等の教育 ・無償園内ガイド／・定期的な勉強 会／・小学生やガールスカウト等 の団体への体験学習 |
| 8 | 越谷市教育委員会 学校教育部指導課 教育センター | | | | | ○本市の環境の現状についての理 解を図る ○越谷市の生態系保護機能等の理 解促進 ・学習支援プログラムを基にした授 業の実施／・年間を通じたトンボ の観察記録の作成／・学校周辺の 自然の評価／・よりよい環境づく りについて児童に考えさせる |
| 9 | 越谷市立児童館 ヒマワリこどもエコクラブ | H7 1995 | 小学生 25 名 | 無 | 児童館ヒ マワリ | ○子どもの環境保全と改善の意識 を高める ○越谷市の環境活動の発展に寄与 ・「生物と環境」に沿う形でのエコ 学習・活動／・エコクラブ参加加 盟国の情報発信／・毎年施設見学 会を企画運営 |
| 10 | 越谷市立 大袋東小学校 | S49 1974 | 児童 596 名 教職員 28 名 | | 学校内及 び越谷市 内 | ○自然・人・物にやさしい児童の育 成 ・ESD の取り組み |
| 11 | 越谷市立 北越谷小学校 | | | | | ・植物の生長を観察／・環境に対す る人間の責任と役割を理解の促 進／・環境保全に参加する態度の 育成／・環境問題解決のための能 力の育成 |
| 12 | 越谷市立 平方小学校 | S50.4.1 1975.4.1 | 460 名 | | | ○持続可能な社会を構築 ・草花・稲・野菜を育てる活動 |

| | | | | | | |
|----|----------------------------|-----------------------|--------------------|-----------------|---|--|
| 13 | 越ヶ谷地区コミュニティ推進協議会 ふるさと部会 | H6 1994 | 個人 18 名 | — | 越谷市内 | ○豊かな地域社会を創造 ・自然環境の観察／・自然観察及び清掃イベントの開催 |
| 14 | 埼玉東部 漁業協同組合 | S26.5 1951.5 | 約 1,350 名 | 年会費 4,500 円～ | — | ○地域住民の遊漁環境の保持 ・遡上アコ種苗の採捕・放流／・外来魚被害対策／・越谷市等行政の河川の生物調査やイベントへの参加協力 |
| 15 | 出羽地区 自治会連合会 | S45.3.31 1970.3.31 | 39 自治会 9,220 世帯 | | ・元荒川 ・綾瀬川 ・出羽掘 | ○出羽地区内住民の融和及び地域の安心・安全、コミュニティの育成に、加えて、健康、福祉の増進 ・地区内一斉生活排水対策／・堤防での芝ザクラの植栽／・内歩道での花植と管理、草刈り／・堤防上等での雑草刈り、清掃活動 |
| 16 | 桜井地区コミュニティ推進協議会 環境保全部会 | H5 1993 | 63 名 | 無 | 桜井地区 内 | ○『憩える自然につつまれた、すみよいふれあいのまち桜井』の実現 ・古利根川の清掃活動 |
| 17 | NPO 法人 オリザネット | H15.9 2003.9 | 12 名 | 12,000 円/ 年 | 各地 | ○農と自然を大切に、人と生き物が共生できる社会づくりへの貢献 ・生き物緑地の計画、建設、維持、管理／・絶滅の恐れのある野生生物の保全／・農業・自然体験／・農的環境を守る自然・農産物の生産販売／・環境管理システムの構築、維持、改善／・環境教育／・調査、研究／・情報提供／・普及、啓発、交流／・提言 |
| 18 | 元荒川の自然を守る会 | H10 1998 | 45 名 | 1,000 円/年 | 元荒川の 元荒川橋 ～神明橋 間のエリ ア | ○元荒川橋～神明橋区間の自然の保護活動 ・毎月 1 回の清掃活動／・年 1 回、地域住民との大清掃／・自生する希少植物や絶滅危惧種の調査と保護／・樹林調査や樹木名の取り付け／・随時行う観察会、研修会、勉強会／・他団体との交流／・情報発信 |
| 19 | 新方川をきれいにする会 | H3.5 1991.5 | 128 人 | — | 地域・埼 玉県越谷 市 河川名・ 利根川水 系新方川 | ○河川浄化活動を通じた自然環境保護及び地域美化啓発 ・川の水質調査研究や水質保全および清掃／動植物の観察・調査・保全／・川の学習活動(総合的な学習の時間の支援活動含む) ・川における諸活動を交流・連携／・河川管理(調査・計画・工事・管理)への参加や行政への提言 |
| 20 | 元荒川・中川周辺の自然を守る会 | H12.5 2000.5 | 50 名 | 1,000 円/ 年 | 越谷市内 | ○河川に棲む生き物の保護 ○河畔林の保全・保護 ○周辺の環境・維持・管理 ・年 4 回の河川の清掃／・河川に棲むいきもの調査／・河畔林の調査／・湾処(ワンド)の維持管理／・生き物のパネルを展示／・生き物との触れ合い／・河畔林の樹木や流木を使ったエコバックづくり |
| 21 | 綾瀬川をきれいにする会 | H20.2 2008.2 | 50 名 | なし | 綾瀬川 左岸 | ○綾瀬川をきれいにする活動を通して、地域住民や次世代の環境意識の向上 ・年 2 回(春・秋)、河川内、支流の粗大ゴミの引き上げ(サルベージ)／・左岸のゴミ拾い／・県・市などの行う綾瀬川清掃活動ならびに諸行事への参画／・綾瀬川支流流域の浄化槽の設置／・定期清掃実施の啓蒙活動 |

③八潮市

| | 団体名 | 設立時期 | 会員数 | 会員費 | 主な活動場所 | 緑と農に関する主な活動 ○：目的 ・：活動の内容 |
|---|---------------------|-------------|-----|---|------------------|--|
| 1 | 大曽根の湿地 ビオトープを守る会 | H12 2000 | — | 1,000円/年 (賛助会員 5,000円/年、 15歳未満は無 料) | 大曽根 ビオト ープ | ○大曽根湿地の自然環境の復元を図る 活動をとおした自然保護への寄与 ・湿地及び周囲の植生管理／・清掃 活動／・地域の小学校に対する環 境学習 |
| 2 | やしおの川を きれいにする会 | H16 2004 | — | 1,000円/年 | 圀川及び 中川 | ○市内の河川の浄化活動及び自然環 境改善 ・河川の清掃活動／・市内小学校に おける環境学習 |

④三郷市

| | 団体名 | 設立時期 | 会員数 | 会員費 | 主な活動場所 | 緑と農に関する主な活動 ○：目的 ・：活動の内容 |
|---|------------------|-----------------|-----|----------|--------|---|
| 1 | みさと環境ネットワーク | H20.8 2008.8 | 10名 | 1,000円/年 | 三郷市内 | ○地球温暖化対策に関する普及啓発 ・市内小学校への緑のカーテンの設 置支援／・出前講座等を実施 |
| 2 | 三郷の川を きれいにする会 | H22.7 2010.7 | 22名 | 1,000円/年 | 三郷市内 | ○市内の川や水路に豊かな清流を取り 戻し、河川周辺の生態系と自然 環境を維持する ・定期的な第二大場川の清掃／・河 川浄化指導者講習会など開催 |

⑤吉川市

| | 団体名 | 設立時期 | 会員数 | 会員費 | 主な活動場所 | 緑と農に関する主な活動 ○：目的 ・：活動の内容 |
|---|-------------------|---------------------|-----|--------------------------|--------------------------------------|---|
| 1 | 環境ネットワーク よしかわ | H19.4.1 2007.4.1 | 23名 | 正会員 (個人・団体) 500円/年 | 市内 | ○環境団体のネットワークを築き、事 業者及び行政等と連携をはかる。 ○環境に配慮した生活及び活動を実 践する市民を育み、次世代へと引 き継ぐ。 ・環境活動を行う個人、団体との連 携、交流の促進、支援／・環境教 育の普及及び啓発、情報発信、調 査研究、政策提言 |
| 2 | よし川市川藤緑化会 | H3 1991 | 36名 | 3000円/年 | 吉川市川 藤地内(二 郷半用水 路沿い桜 並木) | ○桜並木の保全、環境美化の推進 ・植樹／・草刈／・清掃活動 |
| 3 | 仁蔵河岸 プロムナード緑の会 | H15 2009 | 11名 | | 吉川市大 字平沼地 内 | ○憩いの場及び緑と花のあふれる環 境の創出 ・花の植付／・除草／・清掃活動 |

⑥松伏町

| | 団体名 | 設立時期 | 会員数 | 会員費 | 主な活動場所 | 緑と農に関する主な活動 ○：目的 ・：活動の内容 |
|---|-----------------------|-----------------------|-----|---|--------|---|
| 1 | NPO 法人松伏公園 都市づくり協会 | H18.9.26 2006.9.26 | - | 正会員：入会金 10,000円、 12,000円/年 賛助会員：入会 金 10,000円、 6,000円/年 | | ○自然を守りその景観を楽しむ地 域社会づくり ・ホテルの生態における自然環境の 保護／・自然環境と景観の情報発 信他 |
| 2 | 松伏町古利根川桜並 木保存会 | H21.11 2009.11 | 50名 | 2,000円 | | ○古利根川沿いにある桜並木を保護、 育成及び周辺の景観の楽しめる自然 環境を守る／・桜並木の保護／・桜 並木の素晴らしさを伝える |
| 3 | 川をきれいにする会 | H14.5 2002.5 | | 1,000円 | | ○清流を取り戻すために美化活動を 行い、住みよい環境を維持する ・河川の清掃／・河川の必要な自然 を守るための観察会や学習会 |

(3) 活動団体のまとめ

■ 総括

各市町、2 団体以上の活動団体があり、学校と漁協を除くと、10 数名から 100 名程度の会員数の団体が多い。活動内容としては、河川等の清掃活動や、環境教育・環境学習、環境調査・観察会等を行っている団体が多い。

■ 特徴

「大袋地区コミュニティ推進協議会 環境部会（越谷市）」や「みさと環境ネットワーク（三郷市）」、「環境ネットワークよしかわ（吉川市）」のように、エネルギー問題やゴミ問題、地球温暖化等の幅広い活動の中の 1 つとして「緑の保全、農地保全、生き物の保全、環境学習等の活動」を行っている団体がある一方、「元荒川の自然を守る会（越谷市）」、「大曽根の湿地 ビオトープを守る会（八潮市）」、「仁蔵河岸プロムナード緑の会（吉川市）」などの、特定のフィールドの継続的な保全活動を行っている団体もあり、団体により緑や農、生き物や環境などに対して様々な関わり方を行っている事が分かる。

「草加市」には「環境改善を目的に活動をしている団体」を支援する為の団体があり、「草加市」の「草加環境推進協議会」には 23 団体が参加している。

また、「越谷市」には、環境管理計画を市民、事業者の立場から推進していく団体として、「越谷市環境推進市民会議」が設立されている。

「越谷市」では学校等教育機関も「活動団体」として挙げているが、他の市町では挙げていない。しかし実際には「越谷市」以外でも活動を行っている学校がある事が想定される。このように各市町による「自然環境管理団体」の位置づけと、把握状況が異なる事から、これらの統一を図っていく事が必要である。

更に、情報を収集する対象を、教育関係部局や、河川の所管などに広げていく事によって、各所管が把握している「自然環境管理団体」を総括する事が出来る。

⑦自然環境管理団体活動位置図

本圏域内の自然環境管理団体の活動位置・エリアに関して解析した。また、活動の位置・エリアに関して図面化により整理した。



図Ⅲ-2 自然環境管理団体活動位置図

3. 活動に関する支援・助成制度の調査

(1) 活動に関する支援・助成制度の集計

県及び各市町の自然環境の管理に関する支援・助成制度に関して調査した。検討会の構成委員である各市町の環境政策所管課へのアンケート調査を行い、検討会において聞き取りの補足を行った。以下に各市町の集計結果及びその内容を示す。

| 草加市 | 越谷市 | 八潮市 | 三郷市 | 吉川市 | 松伏町 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 有る | 有る | 無い | 無い | 有る | 無い |
| 3件 | 1件 | — | — | 1件 | — |

(2) 活動に関する支援・助成制度の実態

①草加市

| 草加市緑化推進団体等緑化事業補助金交付要綱 | |
|-----------------------|--|
| 分類 | 緑の保全 |
| 制度の内容 | 緑化推進団体及び保存樹木等の所有者が行う次の緑化事業に対し補助金を交付 i 植栽 ii 除草及び清掃 iii 施肥及びかん水 iv 病害虫の防除 v 整枝及び支柱等の補強 vi その他緑化に必要な事業 |
| 活用状況 | 平成26年度実績補助団体 40 団体 |

| 草加市環境共生都市宣言推進事業補助金交付要綱 | |
|------------------------|---|
| 分類 | その他 |
| 制度の内容 | 環境にやさしい取り組みを推進するため、草加環境推進協議会が行う事業に対し、補助金を交付する |
| 活用状況 | 草加環境推進協議会に対し補助を行い、草加環境フェアや研修会等を開催した |

| 草加市綾瀬川再生 21 事業補助金交付要綱 | |
|-----------------------|------------------------------------|
| 分類 | その他 |
| 制度の内容 | 綾瀬川の再生を目指すため、再生を目的とする活動に対して補助金を交付 |
| 活用状況 | 草加環境推進協議会に対し補助を行い、綾瀬川再生 21 事業を開催した |

②越谷市

| こしがや環境サポーター登録制度 | |
|-----------------|--|
| 分類 | 緑の保全、生き物の保全、環境学習、その他 |
| 制度の内容 | <p>越谷市環境管理計画が目指す豊かな環境の継承と持続可能な社会の形成を推進するため、地域における環境に優しい取組みの普及・啓発を図る「こしがや環境サポーター」登録制度で、環境サポーターは市民等の求めに応じ、技術的支援や協力、情報提供等を行う。内容は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> i.地球温暖化防止に向けた節電、省エネルギーなどのエコライフ活動 ii.太陽光発電などの再生エネルギーの活用・創出に関する活動 iii.ゴミの発生抑制や3Rの促進などの資源循環に関すること iv.市内の自然や生き物の観察、生息状況等に関する調査・情報提供活動 v.身近な緑の創出や生き物の生息空間の保全等に関する活動 vi.田園・河川等の越谷らしい景観・環境の保全、維持管理等に関する活動 vii.その他環境保全に資する活動 |
| 活用状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・小学校生物多様性調査等支援（とんぼ生態調査） ・ECOWEEK キャンドルナイト ・キタミソウ保護活動（オオオナモミ除去作業）等 |

③吉川市

| 緑化推進事業 | |
|--------|--|
| 分類 | 緑の保全 |
| 制度の内容 | <p>緑化活動をしている奉仕団体に対して、必要経費を助成する制度。 当該経費の2分の1以内、限度額3万円。 （ただし、植栽費、立木の購入については10分の10）</p> |
| 活用状況 | 活動団体数2団体 |

（3）活動に関する支援・助成制度のまとめ

■ 総括

「草加市」、「越谷市」、「吉川市」では、緑の保全、農地保全、生き物の保全、環境学習等の活動団体の育成や支援のしくみや制度を有している。

■ 特徴

「草加市」では『草加市綾瀬川再生21事業補助金交付要綱』というような、綾瀬川の再生を目的とした具体的な事業に対する制度が有る一方、「越谷市」では“地球温暖化防止”“再生エネルギーの活用・創出”から“生き物の生息空間の保全”まで、広範囲な活動を支援する『こしがや環境サポーター登録制度』などもあった。

また、「草加市」、「吉川市」では該当する活動に対して「補助金」を出す制度であるのに対し、「越谷市」では技術的支援や協力、情報提供等を行う事が特徴的である。

環境部局の持つ支援制度の他にも、教育部局や、農業の分野からの活動団体への支援・助成制度が有る可能性が考えられるため、対象を広げて調査を行う事により更に活動団体の実態に即した実態把握が出来る。

(4) 旧ふるさとの森の現状と課題

①ふるさとの森とは

目的：ふるさと埼玉を象徴する緑や郷土のもつ歴史や文化を伝える緑を保全し、形成する。
 根拠：ふるさと埼玉の緑を守る条例（現、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例）で指定。
 補助：県と緑の管理協定を締結した所有者に、奨励金（固定資産税相当額+管理費）を交付。
 解除：平成26年度までに市町村制度への移行等により、県指定はすべて解除。

②現状、課題と今後

i. 本圏域の旧ふるさとの森等の状況

| | | 市町の保存樹林指定状況 | | 計 |
|--------------|-------------------|--------------------|----------------|---------------------|
| | | 指定あり | 指定なし | |
| 維持状況 みどりの | 維持されている | 6 (草加3 八潮2 松伏1) | 3 (草加2 八潮1) | 9 (草加5 八潮3 松伏1) |
| | 維持されていない (開発済) | 0 | 2 (草加2) | 2 (草加2) |
| 計 | | 6 (草加3 八潮2 松伏1) | 5 (草加4 八潮1) | 11 (草加7 八潮3 松伏1) |

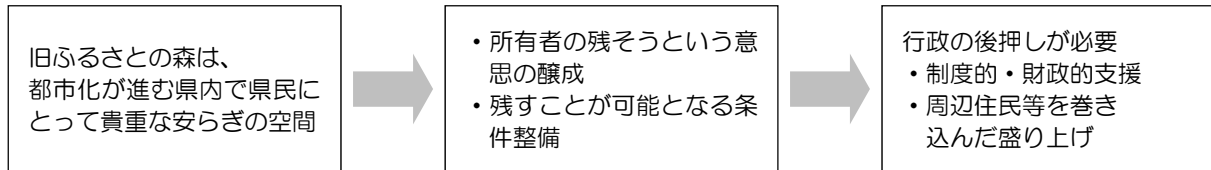
ii. ふるさとの森

| | 名称 | 所在地 | 上段：指定日 下段：終期 | 規模 ha | みどりの 維持状況 | 市町の 指定状況 |
|----|----------------------|--------------------|--------------------------|----------|--------------|-------------|
| 1 | 草加市加藤家屋敷林 ふるさとの森 | 草加市 青柳町地内 | 平成元年3月31日 平成21年3月31日 | 0.32 | × | × |
| 2 | 草加市岡田家屋敷林 ふるさとの森 | 草加市 谷塚仲町地内 | 平成元年3月31日 平成21年3月31日 | 0.27 | × | × |
| 3 | 草加市石鳥家屋敷林 ふるさとの森 | 草加市 大字苗塚町字前地内 | 平成2年3月31日 平成22年3月31日 | 0.41 | ○ | × |
| 4 | 草加市新井家屋敷林 ふるさとの森 | 草加市 花栗3丁目地内 | 平成3年3月29日 平成23年3月31日 | 0.35 | ○ | ○ |
| 5 | 草加市長堀家屋敷林 ふるさとの森 | 草加市 両新田西町地内 | 平成4年3月31日 平成24年3月31日 | 0.19 | ○ | ○ |
| 6 | 草加市晝間家屋敷林 ふるさとの森 | 草加市 瀬崎町南割谷地内 | 平成5年3月31日 平成25年3月31日 | 0.24 | ○ | × |
| 7 | 草加市篠宮家屋敷林 ふるさとの森 | 草加市 青柳6丁目地内 | 平成6年3月31日 平成26年3月31日 | 0.21 | ○ | ○ |
| 8 | 八潮市和井田家屋敷林 ふるさとの森 | 八潮市 大字八条宇和の村地内他 | 昭和56年3月20日 平成23年3月31日 | 0.58 | ○ | ○ |
| 9 | 八潮市八条八幡神社 ふるさとの森 | 八潮市 大字八条地内 | 昭和59年3月29日 平成26年3月31日 | 0.22 | ○ | × |
| 10 | 八潮市恩田家屋敷林 ふるさとの森 | 八潮市 大字2丁目地内 | 昭和59年3月29日 平成26年3月31日 | 0.44 | ○ | ○ |
| 11 | 松伏町八幡神社社叢 ふるさとの森 | 松伏町 大字大川戸地内 | 平成元年3月31日 平成21年3月31日 | 0.3 | ○ | ○ |

iii. ふるさとの並木道

| | 名称 | 所在地 | 上段：指定日/下段：終期 | 規模 (ha) |
|---|-------------------------|---------------------------------------|--------------------------|---------|
| 1 | 草加市日光街道草加松原 ふるさとの並木道 | 草加市 神明・栄・旭町地内 | 平成元年3月31日 | 429 |
| 2 | 松伏町古利根川桜並木 | 松伏町 田中2丁目1番地1号地先から 田中3丁目34番地先まで | 平成11年3月31日 平成21年3月31日 | 150 |

iv. 今後の方向性



※特に交通至便な場所や周辺商業地に近い場所など、開発価値の高い土地については、一層の支援が必要。

v. 【指定なし案件の経緯・理由】

- ・所有者が母屋建替え時に指定による制約を嫌った。
- ・所有者が開発意向を示した。
- ・所有者が県の助成金に比べて市の補助金額の少なさに不満。

vi. 失われた例

| | | | |
|-----|--|-------|-----------|
| 例1 | 草加市加藤家屋敷林ふるさとの森 | | |
| 場所 | 草加市青柳地内 | 面積 | 0.32ha |
| 県指定 | 平成元年3月31日 | 県指定解除 | 平成21年4月1日 |
| 市指定 | なし（市が指定を打診するも、助成金の額に所有者が納得せず） | | |
| 現況 | 民間企業（道路挟んで向かいの会社）の倉庫 東京外郭環状道路まで100m余りの好立地 | | |



写真Ⅲ-1 開発前。ふるさとの森が残されていた頃。



写真Ⅲ-2 現況。倉庫建築済み。

| | | | |
|-----|---------------------------------|-------|-----------|
| 例2 | 草加市岡田家屋敷林ふるさとの森 | | |
| 場所 | 草加市谷塚仲町地内 | 面積 | 0.27ha |
| 県指定 | 平成元年3月31日 | 県指定解除 | 平成21年4月1日 |
| 市指定 | なし（所有者において、はじめから開発する意向が強かった） | | |
| 現況 | 集合住宅及び自宅を建築済み 鉄道駅まで1kmほどの好立地 | | |



写真Ⅲ-3 開発前。ふるさとの森が残されていた頃。



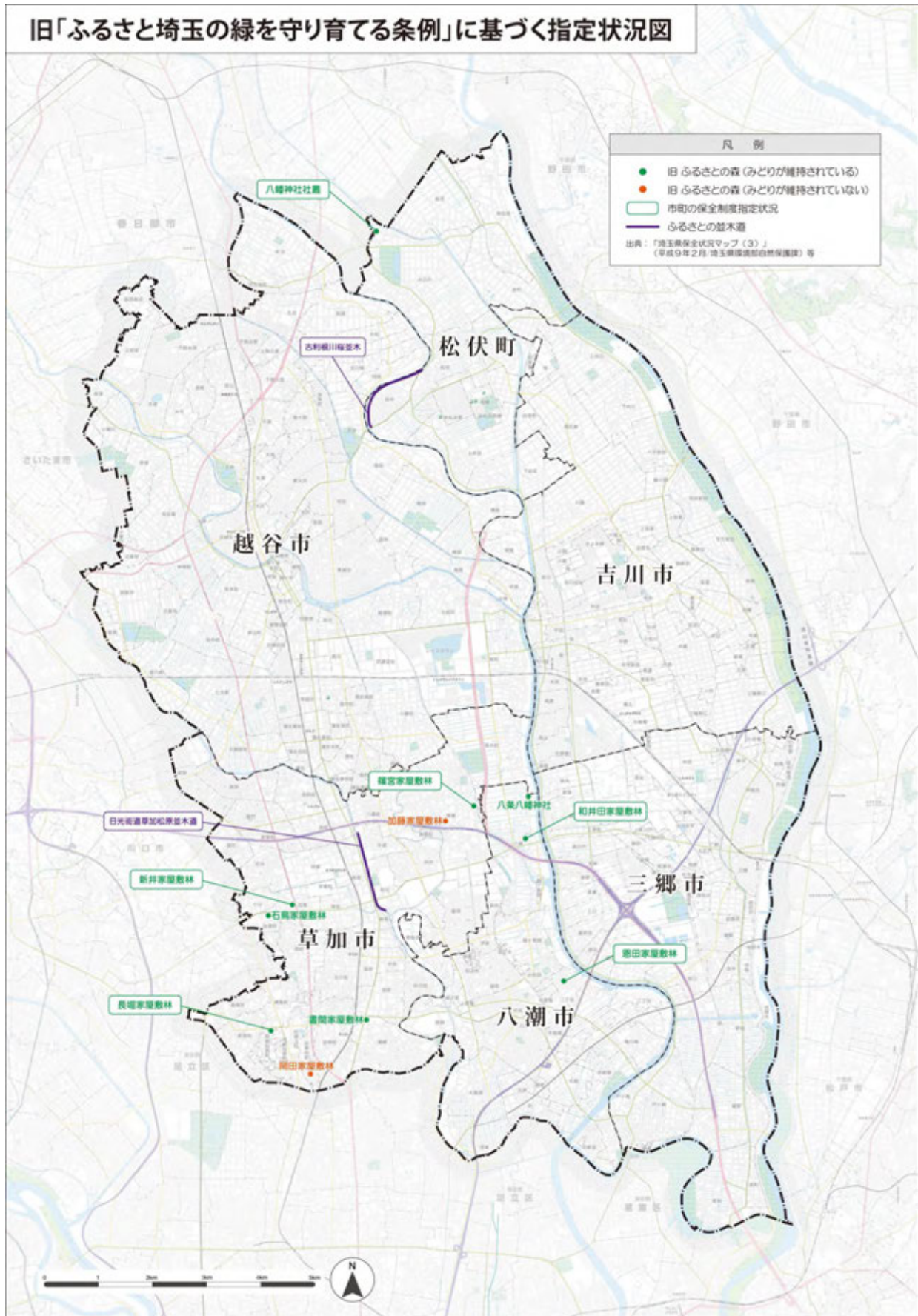
写真Ⅲ-4 現況。住宅建築済み。

vii. 残されている例

| | | | |
|---|--|-------|-----------|
| 例3 | 草加市新井家屋敷林ふるさとの森 | | |
| 場所 | 草加市花栗3丁目地内 | 面積 | 0.35ha |
| 県指定 | 平成3年3月29日 | 県指定解除 | 平成23年4月1日 |
| 市指定 | あり（草加市みどりの条例で保存樹林（指定屋敷林）に指定） | | |
| 現況 | ケヤキ、スダジイなどの貴重な屋敷林。 鉄道駅から1km余りの立地。国道4号線沿いの市街地で商業施設が多く便利。 | | |
| 展望 | 今後、商業施設用地として開発される懸念がある。 | | |
| <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真Ⅲ-5 新井家屋敷林の航空写真</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➔</div> <div style="text-align: center;">  <p>写真Ⅲ-6 新井家屋敷林の現況</p> </div> </div> | | | |

| | | | |
|---|--|-------|-----------|
| 例4 | 草加市長堀家屋敷林ふるさとの森 | | |
| 場所 | 草加市両新田西町地内 | 面積 | 0.19ha |
| 県指定 | 平成4年3月31日 | 県指定解除 | 平成24年4月1日 |
| 市指定 | あり（草加市みどりの条例で保存樹林（指定屋敷林）に指定） | | |
| 現況 | ケヤキ、スダジイ等で構成され、クスの大木も見られる貴重な屋敷林。 鉄道駅まで1.5kmほどの立地。 周辺は住宅が多いが、田畑も残されている。静かな環境の居住好適地。 | | |
| 展望 | 今後、宅地として、開発される懸念がある。 | | |
| <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真Ⅲ-7 長堀家屋敷林の航空写真</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➔</div> <div style="text-align: center;">  <p>写真Ⅲ-8 長堀家屋敷林の現況</p> </div> </div> | | | |

| | | | |
|--|--|------------------|-----------|
| 例5 | 草加市篠宮家屋敷林ふるさとの森 | | |
| 場所 | 草加市青柳6丁目地内 | 面積 | 0.21ha |
| 県指定 | 平成6年3月31日 | 県指定解除 | 平成26年4月1日 |
| 市指定 | あり（草加市みどりの条例で保存樹林（指定屋敷林）に指定） | | |
| 現況 | ケヤキ、シラカシ、マダケ等で構成される屋敷林。 鉄道駅から3km程度離れているが、東京外環自動車道や東埼玉道路から100m程度と自動車交通には至便。周辺に工場や倉庫、住宅などが多い。静かな環境。 | | |
| 展望 | 今後、宅地等として、開発される懸念がある。 | | |
|   | | | |
| 写真Ⅲ-9 篠宮家屋敷林の航空写真 | | 写真Ⅲ-10 篠宮家屋敷林の現況 | |



図Ⅲ-3 旧「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づく指定状況図

(5) 水辺の楽校の取り組みの実態

①水辺の楽校の取り組みの集計

| 草加市 | 越谷市 | 八潮市 | 三郷市 | 吉川市 | 松伏町 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 無い | 有る | 有る | 無い | 無い | 無い |
| — | 1件 | 1件 | — | — | — |

②水辺の楽校の取り組みの実態

| 自治体名 | 名称 | 所在地 | 活動の内容 |
|------|---------------|---------------------------|---|
| 越谷市 | 新方川の魚と自然を知ろう！ | 新方川・向畑橋付近 (越谷市立弥栄小学校前) | 市内在住の小中学生及び地域の方々を対象に身近な自然に触れ合っていたきながら、そこに住む動植物の観察会を行った。 |
| 八潮市 | 中川やしお水辺の楽校 | 八潮市木曽根2300-2付近 | 身近な水辺における環境学習や自然体験活動等の推進 |

③水辺の楽校の取り組みのまとめ

■ 総括

「水辺の楽校プロジェクト」は国土交通省が1996年度から水辺での活動を安全かつ充実したものとするために必要な整備を行っているプロジェクトで、最近では国土交通省、文部科学省、環境省が連携して、市民団体、教育関係者、河川管理者等が一体となって、身近な水辺での子どもたちの自然体験活動推進を目的として、1999年度より「『子どもの水辺』再発見プロジェクト」が進められている。

■ 特徴

本圏域では、「越谷市」の「新方川の魚と自然を知ろう！」と、「八潮市」の「中川やしお水辺の楽校」の活動が挙げられた。また、「越谷市」の新方川と、「八潮市」の中川は国土交通省の『水辺の楽校プロジェクト～子ども達の身近な自然体験の場～』に登録されており、流域である「中川」及び「江戸川」では「葛飾区」と「江戸川区」でも水辺の楽校が登録されている。

更に「水辺の楽校プロジェクト」以外にある類似する取組が、教育関係部局や、河川の所管などで把握している可能性があるため、対象を広げて調査を行う事により、その他の市町での活動も把握できる可能性がある。

4. 教育機関との連携・協働に関する調査

自然環境の管理に関して、各市町における教育機関との連携や協働の有無や内容を以下の項目で調査した。

- 学校ビオトープ
- 学校田んぼ（農地）
- 学校における環境教育活動
- 大学における環境活動

検討会の構成委員である各市町の環境政策所管課へのアンケート調査を行い、検討会において聞き取りの補足を行った。以下に各市町の集計結果及びその内容を示す。

(1) 学校ビオトープ

| 草加市 | 越谷市 | 八潮市 | 三郷市 | 吉川市 | 松伏町 |
|-----|-----|--------------------|-----|-----|-----|
| 有る | 有る | 有る | 有る | 無い | 無い |
| 13件 | 30件 | 1件 (他にもあると思われる) | 1件 | — | — |

①草加市

| | 名称 | 活動内容 |
|----|--------------------|--|
| 1 | 高砂小学校ビオトープ | 希少種とんぼの羽化や希少植物の移植など、小規模ながら価値の高いビオトープです。また、委員会活動の中で維持管理を位置付けています。 |
| 2 | 草加小学校「生態観察池」 | 地下水の水源、常時流水のビオトープは県内でも希少です。今後の維持管理によって、非常に価値の高い空間とすることができます。 |
| 3 | 八幡小学校ビオトープ | 樹木と小丘陵のビオトープですが、野鳥の飛来が確認できます。学校の緑地あるいは修景地としても有効です。 |
| 4 | 川柳中学校ビオトープ | 特に、教育や活動の場としてのビオトープではありません。学校の修景として樹林がありますが、野鳥や昆虫等にとっては保全の意味があります。 |
| 5 | 新栄中学校 WILD PARK | 全体的に荒廃が進行しています。科学部が活動の一部で利用しているため、今後、施設を維持するのであれば、改修が必要です。 |
| 6 | 両新田小学校「池たろう」、「両小林」 | 池沼と林によって、生態空間としては良好です。ただ、漏水などがあるため、教育目的のビオトープとして位置づけるには、改修が必要です。 |
| 7 | 清門小学校「清門の泉」 | 全体の状況として非常に良好です。今後は環境教育の中に位置付け、価値を高めていくことが必要です。 |
| 8 | 花栗南小学校ビオトープ | 現況では全くの放置状態です。規模も小さいため、学校施設に直接の支障はありませんが、今後、施設を維持するのであれば、改修が必要です。 |
| 9 | 新田小学校「金明の森」 | 全体的に荒廃が進行しています。今後、施設を維持するのであれば、改修が必要です。 |
| 10 | 西町小学校ビオトープ | 現況では全くの放置状態です。規模も小さいため、学校施設に直接の支障はありませんが、今後、施設を維持するのであれば、改修が必要です。 |
| 11 | 稲荷小学校ビオトープ | 環境状態は劣悪で、ビオトープとして位置づけるには不適切です。また、転落等の危険性もあるため、撤去の必要があります。 |
| 12 | 新里小学校どうぶつふれあいランド | 過去に環境課と学校で植樹をしていますが、「ビオトープ」として位置づけるのは不適切です。ただ、もとは動物の飼育施設であることから、全体として今後も継続する必要があります。 |
| 13 | 川柳小学校「野鳥の森」ビオトープ | 全体の状況として非常に良好です。今後は環境教育の中に位置付け、価値を高めていくことが必要です。また、希少種の保全区域としての機能も高めていく必要があります。 |

②越谷市

| | |
|--------|----------------------------------|
| 取組名 | 越谷市生物多様性子ども調査 |
| 実施地 | 市立の全小学校 30 校（常設 15 ヶ所、移動式 15 ヶ所） |
| 活動内容 | 市内の小学校の授業でトンボの生態学習を行う。 |
| 支援団体など | こしがや環境サポーター |

| | 学 校 名 | 所 在 地 | 設置状況 | 備 考 |
|----|-------------|---------------------|------|--------------------|
| 1 | 越谷市立越ヶ谷小学校 | 越谷市中町 1 番 41 号 | 移動式 | |
| 2 | 越谷市立大沢小学校 | 越谷市大沢二丁目 13 番 21 号 | 移動式 | |
| 3 | 越谷市立新方小学校 | 越谷市大字北川崎 178 番地 | 常設 | 450 m ² |
| 4 | 越谷市立桜井小学校 | 越谷市大字大泊 1,140 番地 | 常設 | 200 m ² |
| 5 | 越谷市立大袋小学校 | 越谷市大字大竹 147 番地 | 移動式 | |
| 6 | 越谷市立荻島小学校 | 越谷市大字南荻島 902 番地 | 移動式 | |
| 7 | 越谷市立出羽小学校 | 越谷市谷中町二丁目 69 番地 | 移動式 | |
| 8 | 越谷市立蒲生小学校 | 越谷市蒲生旭町 1 番 84 号 | 移動式 | |
| 9 | 越谷市立大相模小学校 | 越谷市大成町二丁目 1 番地 | 移動式 | |
| 10 | 越谷市立増林小学校 | 越谷市増林二丁目 512 番地 | 常設 | 18 m ² |
| 11 | 越谷市立川柳小学校 | 越谷市川柳町一丁目 471 番地の 1 | 常設 | 250 m ² |
| 12 | 越谷市立南越谷小学校 | 越谷市南越谷四丁目 21 番地 1 | 常設 | 800 m ² |
| 13 | 越谷市立蒲生第二小学校 | 越谷市蒲生旭町 1 番 75 号 | 移動式 | |
| 14 | 越谷市立東越谷小学校 | 越谷市東越谷六丁目 1,040 番地 | 常設 | 400 m ² |
| 15 | 越谷市立大沢北小学校 | 越谷市大字大林 580 番地 | 移動式 | |
| 16 | 越谷市立大袋北小学校 | 越谷市大字袋山 515 番地 | 常設 | 300 m ² |
| 17 | 越谷市立蒲生南小学校 | 越谷市南町一丁目 8 番 1 号 | 常設 | 200 m ² |
| 18 | 越谷市立北越谷小学校 | 越谷市北越谷三丁目 10 番 38 号 | 移動式 | |
| 19 | 越谷市立大袋東小学校 | 越谷市大字袋山 1,750 番地 | 常設 | 900 m ² |
| 20 | 越谷市立平方小学校 | 越谷市大字平方 2,784 番地 | 移動式 | |
| 21 | 越谷市立弥栄小学校 | 越谷市大字北川崎 725 番地 | 常設 | 400 m ² |
| 22 | 越谷市立大間野小学校 | 越谷市大間野町二丁目 115 番地 | 移動式 | |
| 23 | 越谷市立宮本小学校 | 越谷市宮本町五丁目 85 番地 | 移動式 | |
| 24 | 越谷市立西方小学校 | 越谷市西方二丁目 12 番地 1 | 常設 | 300 m ² |
| 25 | 越谷市立鷺後小学校 | 越谷市東大沢二丁目 1 番地 1 | 移動式 | |
| 26 | 越谷市立明正小学校 | 越谷市川柳町一丁目 401 番地 | 移動式 | |
| 27 | 越谷市立千間台小学校 | 越谷市千間台西五丁目 4 番地 | 常設 | 125 m ² |
| 28 | 越谷市立桜井南小学校 | 越谷市大字下間久里 226 番地 | 常設 | 250 m ² |
| 29 | 越谷市立花田小学校 | 越谷市花田四丁目 14 番地 1 | 常設 | 450 m ² |
| 30 | 越谷市立城ノ上小学校 | 越谷市大字増林 6,066 番地 1 | 常設 | 615 m ² |

③八潮市

| | |
|--------|------------------|
| 名称 | 潮止小学校 |
| 所在地 | 八潮市南川崎822番地 |
| 活動内容 | 児童が教科等の学習で利用する。 |
| 支援団体など | 休み時間に観察し、自然に親しむ。 |

④三郷市

| | |
|--------|------------------------------|
| 名称 | 三郷市立 立花小学校ビオトープ |
| 所在地 | 三郷市彦成4丁目3番18号 |
| 活動内容 | 在校生の環境学習拠点としてビオトープを維持・管理している |
| 支援団体など | |

⑤学校ビオトープのまとめ

■ 総括

「草加市」、「越谷市」、「八潮市」、「三郷市」において、学校ビオトープの存在が把握できた。特に「草加市」及び「越谷市」においては多数の学校ビオトープがあり、特に「越谷市」は市立の30すべての小学校に学校ビオトープ存在する。また、「八潮市」においては、学校ビオトープの存在が把握し切れておらず、他にもあると想定される。

■ 特徴

「越谷市」の把握しているビオトープの情報として、設置状況として「可動式」と「常設」があり、学校ごとに“無理なく出来るビオトープ”を設置している事が分かる。この事から、他の市の学校ビオトープの設置事例の情報を共有する事で、これまで設置していなかった市町の学校にも設置の可能性が見いだせる。また、「草加市」の把握しているビオトープの情報は、ビオトープを設置・維持していく上での課題も挙げられており、今後設置を検討していく際の留意点として有用である。

「学校ビオトープ」に関しては、きちんと把握し切れていない市町もあり、今後教育関係部局等から情報を集めて行く事により、これまで把握できていなかったものも見つかる可能性がある。また、今後「学校ビオトープ」の情報をまとめ、教育関係部局等と共有する事により、これまで個々の学校で独自に取り組んでいた「学校ビオトープ」を地域という広い範囲の中の「ビオトープ」として位置付けられる可能性も出てくる。

(2) 学校田んぼ（農地）

| 草加市 | 越谷市 | 八潮市 | 三郷市 | 吉川市 | 松伏町 |
|-----|-----|-----|--------------------|-----|-----|
| 有る | 有る | 有る | 有る | 無い | 無い |
| 10件 | 14件 | 15件 | 個別に照会をしないと、把握できない。 | — | — |

①草加市

| | |
|------|--|
| 名称 | 学校における「草加の枝豆倶楽部」（学校農園） |
| 所在地 | 草加市青柳 3-17-1 外 9ヶ所 |
| 活動内容 | 草加市を代表する農産物の一つ“枝豆”。草加市の枝豆を「楽しむ」「学ぶ」「育む」活動を通じ、色々な形で応援したい！身近に感じてもらいたい、全国にPRしたい！そんな思いから、あゆみ野農業協同組合、草加商工会議所、地元農業者、草加市等が参加して発足した活動。 |

| NO | 学 校 名 | 所 在 地 |
|----|--------|---------------|
| 1 | 青柳小学校 | 草加市青柳 3-17-1 |
| 2 | 谷塚小学校 | 草加市谷塚仲町 440 |
| 3 | 西町小学校 | 草加市西町 270 |
| 4 | 草加小学校 | 草加市住吉 1-11-64 |
| 5 | 花栗南小学校 | 草加市花栗 4-3-1 |
| 6 | 稲荷小学校 | 草加市稲荷 5-11-1 |
| 7 | 瀬崎小学校 | 草加市瀬崎 2-32-1 |
| 8 | 新田小学校 | 草加市旭町 6-12-11 |
| 9 | 川柳小学校 | 草加市青柳 7-27-10 |
| 10 | 小山小学校 | 草加市小山 2-8-1 |

②越谷市

| | |
|------|--|
| 名称 | 市内小中学校における学校農園推進事業 |
| 所在地 | 越谷市大松地内外23ヶ所 |
| 活動内容 | 総合的な学習における体験学習で、農業者の指導を受けながら種まき、苗植え、水遣り、除草、刈り入れ等の体験を実施し、保護者等の援助を得て、収穫物を調理し、それらを食する場を設けている。 |

| NO | 学校名 | 所在地 | 地目 | 面積 (㎡) | 所有区分 |
|----|-------------|------------|----|----------|------|
| 1 | 越谷市立新方小学校 | 大松263-1 | 田 | 485.00 | 市所有地 |
| | | 大松264-1 | 田 | 485.00 | 市所有地 |
| 2 | 越谷市立川柳小学校 | 川柳町1-576-1 | 田 | 825.00 | 市所有地 |
| | | 川柳町1-469-1 | 畑 | 384.00 | 民地 |
| 3 | 越谷市立蒲生第二小学校 | 川柳町1-576-2 | 田 | 386.00 | 市所有地 |
| 4 | 越谷市立平方小学校 | 平方2339 | 田 | 925.00 | 市所有地 |
| | | 平方2329-1 | 畑 | 956.00 | 市所有地 |
| 5 | 越谷市立千間台小学校 | 三野宮1197-1 | 田 | 965.00 | 民地 |
| | | 千間台西5-14-1 | 畑 | 828.00 | 民地 |
| | | 千間台西5-14-2 | 畑 | 737.00 | 民地 |
| 6 | 越谷市立花田小学校 | 花田四丁目14番地1 | 田 | 1,000.00 | 民地 |
| 7 | 越谷市立北陽中学校 | 大松371-1 | 田 | 981.00 | 市所有地 |
| | | 船渡1019-1 | 田 | 954.00 | 市所有地 |
| 8 | 越谷市立富士中学校 | 谷中町3-173-1 | 田 | 871.00 | 民地 |
| 9 | 越谷市立弥栄小学校 | 大杉263 | 田 | 964.00 | 市所有地 |
| 10 | 越谷市立出羽小学校 | 谷中町2-193 | 田 | 826.00 | 民地 |
| | | 七左町6-105 | 畑 | 961.00 | 民地 |
| 11 | 越谷市立城ノ上小学校 | 増林5889 | 田 | 509.00 | 民地 |
| | | 増林5889-2 | 田 | 1,018.00 | 民地 |
| 12 | 越谷市立増林小学校 | 増林1-100-1 | 田 | 940.00 | 市所有地 |
| | | 増林2664 | 畑 | 383.00 | 民地 |
| 13 | 越谷市立武蔵野中学校 | 新川町1-421 | 田 | 1,000.00 | 民地 |
| | | 新川町1-423 | 田 | 965.00 | 民地 |
| 14 | 越谷市立大袋小学校 | 大竹171 | 田 | 482.00 | 民地 |

③八潮市

| | |
|------|---|
| 名称 | みどりの学校ファーム |
| 所在地 | 不明 |
| 活動内容 | 市内の各小中学校単位で、農園を開設し、児童・生徒が農業体験を通じて、自然とふれあい、命の源となる農業の素晴らしさ並びに環境や食物の大切さを知り、理解を深めている。 |

| 小学校 | | | | | | | |
|-----|--------|------------|--------------------|---------|-------|--------------------------------|-----------------------------------|
| | 学 校 名 | 実施状況 | 面積 | 資材の提供 | 体験内容 | 農業体験以外の体験 | 農業体験活動の指導者 |
| 1 | 八條小学校 | 敷地内のみ | 273 m ² | 受けている | 複数の体験 | 生き物観察・収穫物を活用した加工、調理実習・環境教育 | 教職員・農家・学校応援団の中の支援グループ |
| 2 | 潮止小学校 | 敷地内のみ | — | 受けている | 複数の体験 | 収穫祭・生き物観察・収穫物を活用した加工、調理実習・環境教育 | 教職員・農家・学校応援団の中の支援グループ・JAなどの農業関係組織 |
| 3 | 八幡小学校 | 敷地外のみ | 398 m ² | 利用していない | 複数の体験 | 生き物観察・体験活動 | 教職員・学校応援団の中の支援グループ |
| 4 | 大曾根小学校 | 敷地内のみ | — | 受けている | 複数の体験 | 収穫祭・収穫物を活用した加工、調理実習 | 教職員 |
| 5 | 松之木小学校 | 敷地内のみ | 100 m ² | 受けている | 複数の体験 | 収穫物を活用した加工、調理実習など | 教職員・地域住民 |
| 6 | 中川小学校 | 敷地外と敷地内の両方 | 360 m ² | 受けている | 複数の体験 | 収穫祭・生き物観察・収穫物を活用した加工、調理実習・環境教育 | 教職員・学校応援団の中の支援グループ |
| 7 | 八條北小学校 | 敷地外と敷地内の両方 | 331 m ² | 受けている | 複数の体験 | 収穫祭・生き物観察・収穫物を活用した加工、調理実習・環境教育 | 教職員・農家 |
| 8 | 大瀬小学校 | 敷地内のみ | — | 受けている | 複数の体験 | 収穫祭・収穫物を活用した加工、調理実習・環境教育 | 教職員 |
| 9 | 大原小学校 | 敷地内のみ | — | 利用していない | 複数の体験 | 収穫祭・生き物観察・収穫物を活用した加工、調理実習・環境教育 | 教職員・地域住民 |
| 10 | 柳之宮小学校 | 敷地内のみ | 60 m ² | 受けている | 複数の体験 | 収穫祭・収穫物を活用した加工、調理実習 | 教職員・学校応援団の中の支援グループ |

| 中学校 | | | | | | | |
|-----|-------|-------|-------------------|---------|-------|--|----------------|
| | 学 校 名 | 実施状況 | 面積 | 資材の提供 | 体験内容 | 農業体験以外の体験 | 農業体験活動の指導者 |
| 1 | 八潮中学校 | 敷地内のみ | 66 m ² | 受けている | 複数の体験 | 収穫物を活用した加工、調理実習 | 教職員 |
| 2 | 大原中学校 | 敷地内のみ | 90 m ² | 受けている | 複数の体験 | 収穫祭・生き物観察・収穫物を活用した加工、調理実習・バザー等への出品に向けた加工 | 教職員 |
| 3 | 八條中学校 | 敷地内のみ | 60 m ² | 利用していない | 複数の体験 | 収穫祭 | 学校応援団の中の支援グループ |
| 4 | 八幡中学校 | 敷地内のみ | — | 受けている | 複数の体験 | 環境教育 | 教職員 |
| 5 | 潮止中学校 | 敷地内のみ | — | 受けている | 複数の体験 | 収穫祭・収穫物を活用した加工、調理実習・バザー等への出品に向けた加工 | 教職員 |

④三郷市

学校田んぼ（農地）は有るが市内27小中学校に個別に照会をしないと、把握できない。

⑤学校田んぼ（農地）のまとめ

■ 総括

「草加市」、「越谷市」、「八潮市」、「三郷市」において学校田んぼ（農地）の取り組みがされていた。

■ 特徴

「草加市」では、農協、商工会、地元農業者、市が参加した「枝豆クラブ」の一環として市内10ヶ所の小学校で実施された。「越谷市」では「市内小中学校における学校農園推進事業」として取り組んでおり、18,830 m²の学校農園が存在する。学校によっては、田んぼと畑の両方を行っていたり、2ヶ所、3ヶ所の場所を借りて行っている学校も見られた。「八潮市」では10校の小学校、5校の中学校全てで「小中学校みどりの学校ファーム」という取組を行っており、学校内外で農園を開設していた。「三郷市」は、「実施している事は認識しているが、個別に照会をしないと詳細の把握をできない」との回答であった。

「みどりの学校ファーム」は、埼玉県による、学校単位で農園を設置し、児童生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食べ物などへの理解を深めるとともに、生きる力を身につけることを目的とした取組で、現在は、県内のほぼすべての小中学校で実施されている。今後、管轄する部局から情報を集める事により、全ての市町で各校ごとの「小中学校みどりの学校ファーム」の細かい情報を集める事が可能である。

(3) 学校等における環境教育活動

① 越谷市

| | |
|-----------|---|
| 団体名 | 大袋幼稚園 |
| 代表者名 | 園長 武村厚子 |
| 所在地 | 埼玉県越谷市大竹 822 |
| 電話番号 | 048-975-5050 |
| FAX 番号 | 048-975-5000 |
| E-mail | info@oobukuro-kg.com |
| 設立時期 | 昭和 47 年 |
| 園児数 | 520 名 |
| 施設面積 | 7,235 m ² |
| 関連団体 | |
| ホームページ | http://www.oobukuro-kg.com/ |
| 目的 | 安全で環境にやさしいエネルギー「自然エネルギー」は太陽の光や熱、風、水、バイオマスなど自然の力を利用してできることを、子どもたちにいろいろな体験を通して伝えていく。 |
| 活動の内容 | 大袋幼稚園において、子どもたちが様々な体験活動を行っています。 ①毎日「大袋ぴかぴかソーラーファーム」（太陽光発電装置）の発電量の記録を付ける。 ②グリーンカーテン（ゴーヤとあさがおの栽培） ③田植え ④太陽光発電体験教室 ⑤おひさま発電越谷プロジェクトとの共同プログラム |
| 最近の主な活動 1 | 田植え |
| 実施時期 | 平成 26 年 5 月（毎年実施） |
| 参加対象 | 年長 |
| 活動内容 | 近所の農家にご協力いただき、年長が田植え体験を行った。太陽と水といった自然の力で植物が育っていくことを実感した。1 月のおもちつきでは、収穫した米が使われている。 |

| | |
|-----------|--|
| 団体名 | 越谷市立大袋東小学校 |
| 代表者名 | 校長 中三川 勉 |
| 所在地 | 〒343-0032 越谷市袋山 1750 番地 |
| 電話番号 | 048-975-4918 |
| FAX 番号 | 048-975-4590 |
| E-mail | Koshi019@edu.city.koshigaya.saitama.jp |
| 設立時期 | 開校 昭和 49 年 |
| 会員数 | 児童 596 名 教職員 28 名 |
| 会費等 | |
| 主な活動場所 | 学校内及び越谷市内 |
| ホームページ | http://school.city.koshigaya.saitama.jp/obukuroh_e/ |
| 目的 | 「心豊かに生き生きと活動する児童の育成」を目標に、自然・人・物にやさしい児童の育成を目指して ESD（持続発展教育）に取り組んでいます。 |
| 活動の内容 | 本校では、約 20 年に渡って生活科・総合的な学習の時間を中心として環境をテーマとした学習を行ってきました。一昨年度からは環境学習をさらに広げ、ESD に取り組んでいます。 |
| 最近の主な活動 1 | 生活科・総合的な学習の時間における授業実践事例（環境学習に関わるもののみ記載） (1)1 年生 生活科「わたしたちのあさがお」「いきものだいすき」「あそびにいこうよ」 (2)2 年生 生活科「わたしたちのやさいばたけ」「つくってあそぼう」 (3)3 年生 総合的な学習の時間「3R 大作戦」 (4)4 年生 総合的な学習の時間「グリーンカーテン大作戦」 (5)5 年生 総合的な学習の時間「MIB（もっと いきいき ビオトープ）」 (6)6 年生 総合的な学習の時間「アースレンジャー修了大作戦」 |
| 最近の主な活動 2 | 生活科・総合的な学習の時間以外の教科における授業実践事例（本年度実施の一部） (1) 5 年生 社会「わたしたちの生活と食糧生産」 (2) 1 年生 道徳「ごめんねみなみ」 |
| 最近の主な活動 3 | エコフェスティバルの実施 |
| 最近の主な活動 4 | 日常のエコ活動 |

| | |
|----------|--|
| 団体名 | 越谷市立北越谷小学校 |
| 代表者名 | 校長 針谷 重輝 |
| 所在地 | 〒343-0026 越谷市北越谷 3-10-38 |
| 電話番号 | 048-975-6931 |
| FAX 番号 | 048-975-6932 |
| E-mail | koshi018@edu.city.koshigaya.saitama.jp |
| 設立時期 | |
| 会員数 | |
| 会費等 | |
| 主な活動場所 | |
| ホームページ | http://school.city.koshigaya.saitama.jp/kitakoshigaya_e/ |
| 目的 | <p>本校では、植物の生長を観察し文や絵で表現したり、調理や作品に加工したり、生産物を活用している。また、豊かな緑の環境を活かし、昆虫や小動物に触れあう機会に恵まれている。また、保護者、地域社会、学校応援団などとの連携も図られている。</p> <p>そこでこの環境を活かし、環境・緑化においては、「豊かな心で緑を大切にし、進んで育てていく子」を目標とし、環境教育に関心・意欲をもち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度及び環境問題解決のための能力を育成することとしている。</p> |
| 最近の主な活動1 | <p>川の国応援団</p> <p>本校は、川の再生にあたって、1年に数回、全校児童が元荒川緑（べり）の環境保全活動に取り組む「川の国応援団」の活動を行っている。</p> |
| 最近の主な活動2 | <p>「JRC クリーンパトロール活動」</p> <p>人・地域社会のために環境を守る活動として、児童・保護者・職員が地域のごみ拾いを行っている。</p> |
| 最近の主な活動3 | <p>緑の羽募金活動</p> <p>緑の羽募金週間を作り園芸委員会の児童が呼びかけや募金活動を行っている。勤労や奉仕活動を行いながら児童の社会性や豊かな人間性を育てている。</p> |
| 最近の主な活動4 | <p>グリーンカーテン</p> <p>「グリーンカーテン」を育てる棚・ネットを学校応援団の協力で設置した。全面に他の植物を植えられるように柱の傾きを工夫した。</p> |
| 最近の主な活動5 | <p>除草活動</p> <p>北越谷小学校の環境整備では、PTA 役員の方々にもご協力いただいている。親子除草活動では、PTA と共に企画し、除草活動を実施している。毎年多くの保護者と児童が参加し緑化活動に励んでいる。</p> |
| 最近の主な活動6 | <p>こしがや緑のオアシス 2020 プロジェクト</p> <p>越谷市で実施している「こしがや緑のオアシス 2020」（節電や地球温暖化問題について考え、実践する取組）に本校も今年参加した。</p> |

| | |
|---------|--|
| 団体名 | 越谷市立平方小学校 |
| 代表者名 | 校長 中村 康一 |
| 所在地 | 〒343-0002 埼玉県越谷市平方 2784 番地 |
| 電話番号 | 048-976-1586 |
| FAX 番号 | 048-976-1585 |
| E-mail | koshi020@edu.city.koshigaya.saitama.jp |
| 設立時期 | 昭和 50 年 4 月 1 日 |
| 児童数 | 460 名 |
| 施設面積 | 21,276 m ² |
| 関連団体 | 越谷市教育委員会 |
| ホームページ | http://school.city.koshigaya.saitama.jp/hirakata_e/ |
| 目的 | 環境教育等促進法の趣旨を踏まえ、持続可能な社会を構築しようとする児童生徒の育成を目指し、様々な活動を行う。 |
| 活動の内容 | ①リサイクル活動の推進 ②学校クリーン活動の実践・さわやかタイム ③環境教育資料「しらこぼと」の活用 ④草花・稲・野菜を育てる活動 |
| 最近の主な活動 | 1 年生…グリーンカーテン 2 年生…牛乳パック洗いの水を落花生・トマトのまき水として利用 3 年生…ピオトープ（トンボとヤゴ） 4 年生…ゴーヤカーテン 5 年生…アルミ缶回収 6 年生…ゴミ拾い 5,6 年生…委員会活動（環境委員会） JRC クリーン活動 ・牛乳パックのリサイクル ・古紙回収 ・掃除用具入れの清掃 ・置き傘の返却 等 |

②学校における環境教育活動のまとめ

活動団体の調査から、「越谷市」で、学校単位で「環境教育活動」を行っている活動内容について把握が出来た。活動団体としては小学校 3 校、幼稚園 1 校であった。また、教育機関ではないが、児童館で「環境教育活動」を行っているところもあった。

活動内容としては、リサイクル、清掃活動、植物の育成や農作業、自然エネルギーに関する事等、多岐にわたる取組を行っている団体が多い。

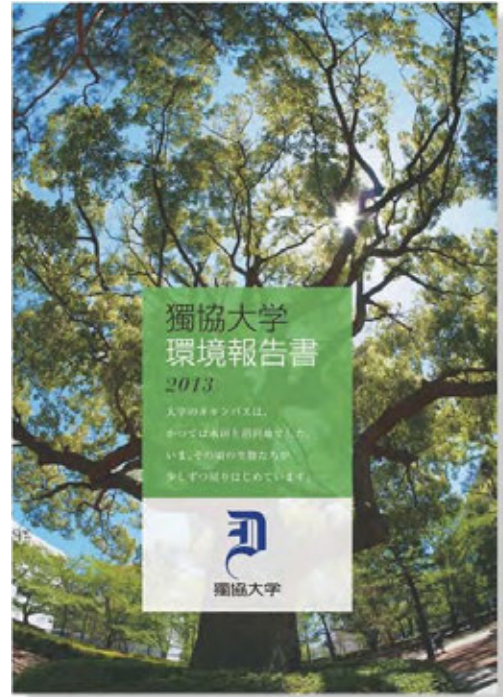
「越谷市」以外の市町にも、把握はしていないが、学校単位で「環境教育活動」を行っている団体はある事が想定されるため、教育関係部局等と連携して情報を集め、共有していく事が必要とされる。

(4) 獨協大学の取り組み

獨協大学は、「人と自然と建物が調和する空間」の創造をテーマにキャンパス再編計画を推進するとともに、地球温暖化防止や生物多様性の回復に向けて、キャンパスや周辺地域を実証フィールドとした取り組みを展開している。

また、2013年4月には経済学部「国際環境経済学科 (Department of Economics on Sustainability)」を増設した。

そして環境報告書を発行し、教員、職員、学生、地域社会、行政、建設設計事務所、建設会社が一体となって取り組んでいる「環境への決意」を、広く世の中に発信している。その記載内容については、教職員や学生が環境について考え、行動しやすいよう、キャンパスにおける環境配慮やその理由などについても記載している。



写真Ⅲ-11 『獨協大学環境報告書 2013』表紙



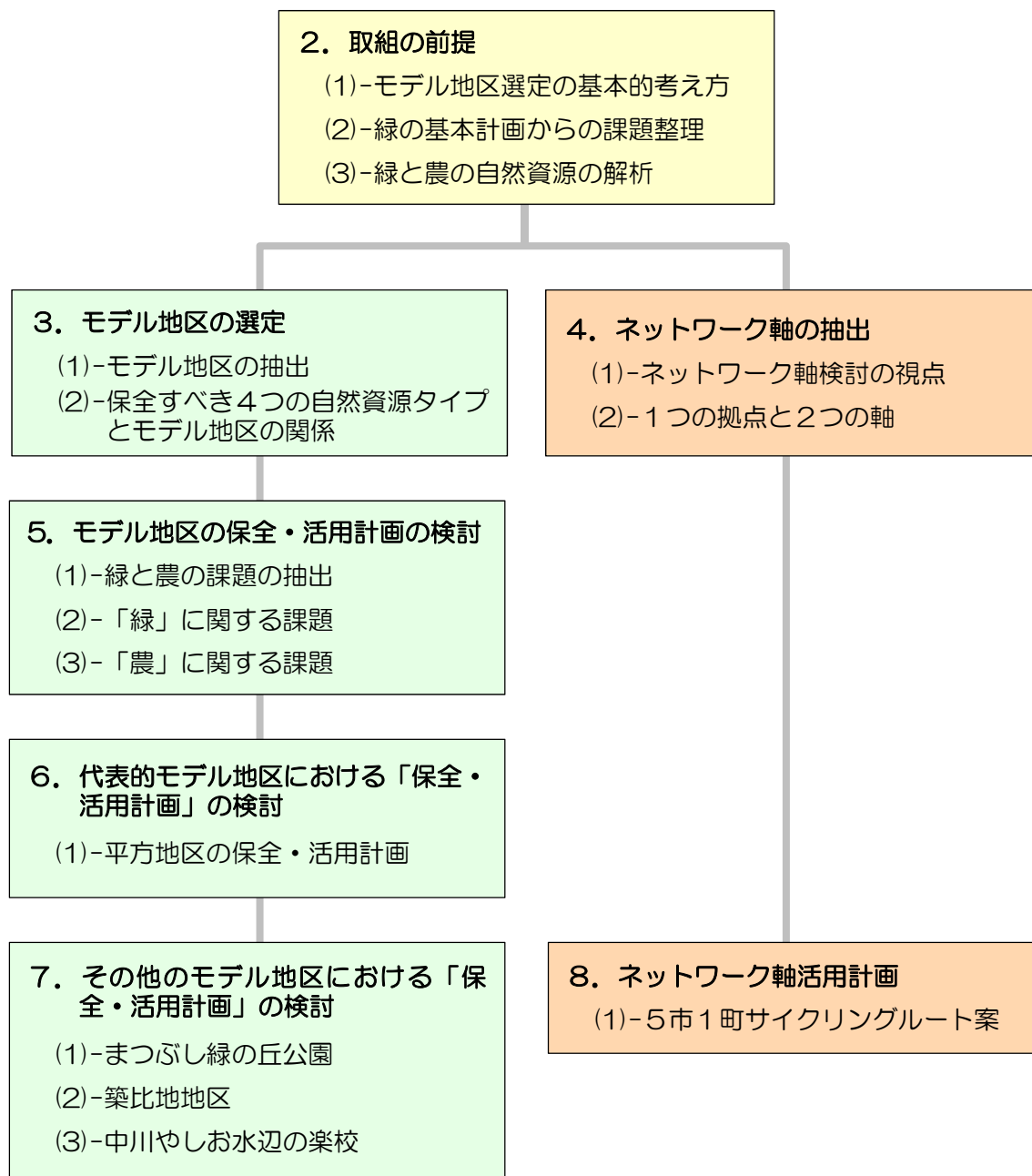
写真Ⅲ-12 『獨協大学環境報告書 2013』のページ 「生物多様性の実証フィールド」

IV

取組-3「モデル地区の選定と 保全・活用計画の検討」

IV. 取組-3 「モデル地区の選定と保全・活用計画の検討」

1. 取組-3の概要と流れ



図IV-1 取組-3の概要と流れ

2. 取組の前提

(1) モデル地区選定の基本的考え方

- ・取組-1 及び-2 による本圏域の解析結果を包括的に捉え、5 市 1 町の広域連携により緑と農の地域資源の保全・活用を図る対象地区を選定する。
- ・5 市 1 町の緑の基本計画等の解析から、保全・活用を図る自然資源を4つのタイプに類別し、タイプごとのモデル地区を選定する。
- ・本圏域の自然資源の骨格となる軸を抽出する。

(2) 緑の基本計画からの課題整理

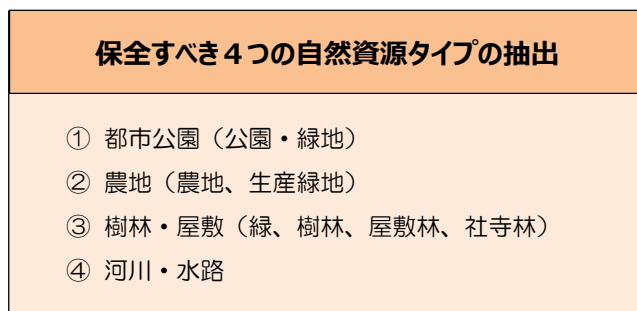
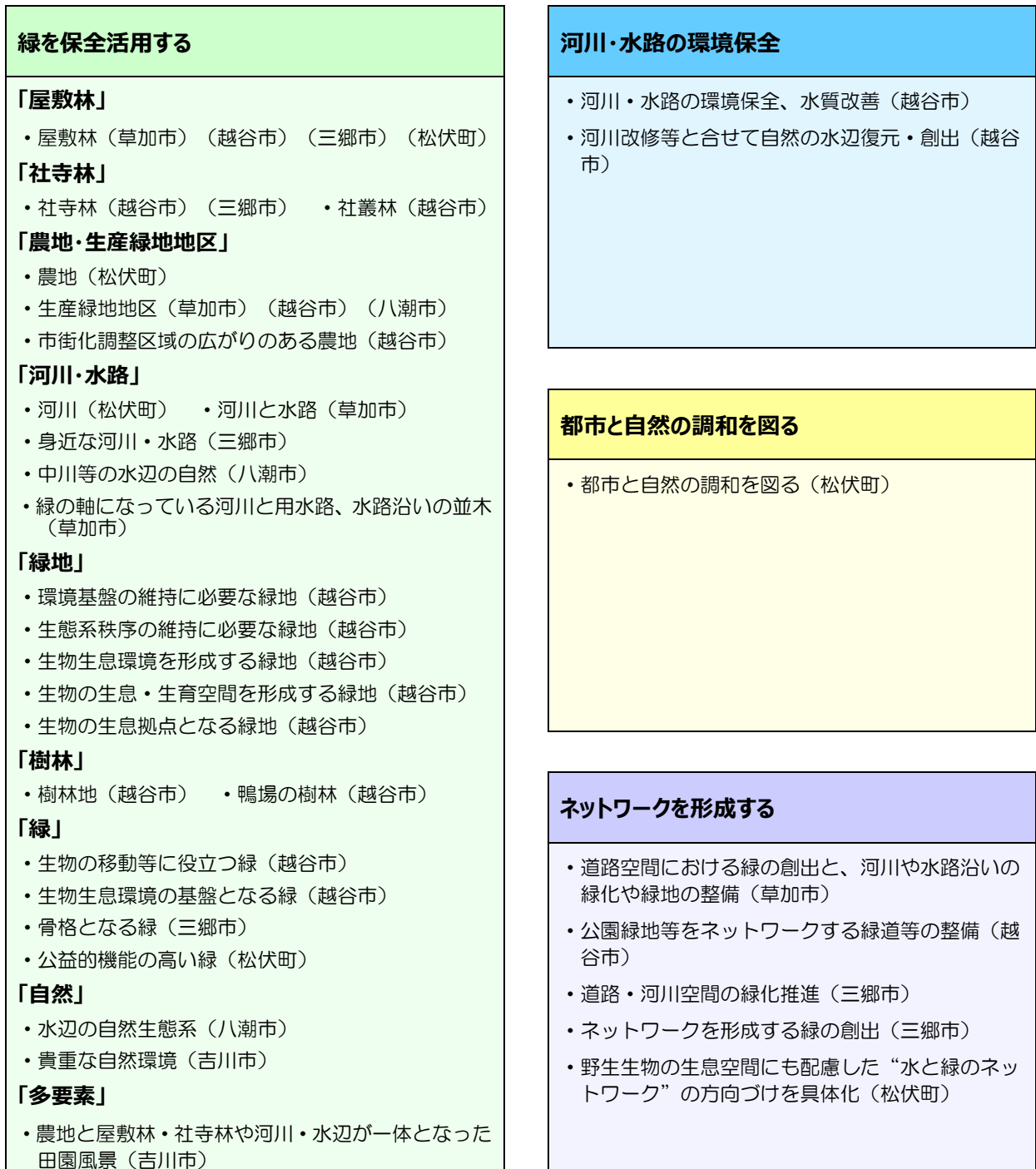
① 自然資源の保全、活用に関わる課題の抽出

各市町の緑の基本計画の課題より、自然資源の保全、活用に関わる課題を抽出し整理した。

② 本圏域全体の緑の課題の主な対象（保全すべき4つの自然資源タイプ）

- ・ 都市公園（公園・緑地）
- ・ 農地（農地、生産緑地）
- ・ 樹林・屋敷（緑、樹林、屋敷林、社寺林）
- ・ 河川・水路

②緑の基本計画の「自然資源の保全・活用に関わる」課題整理

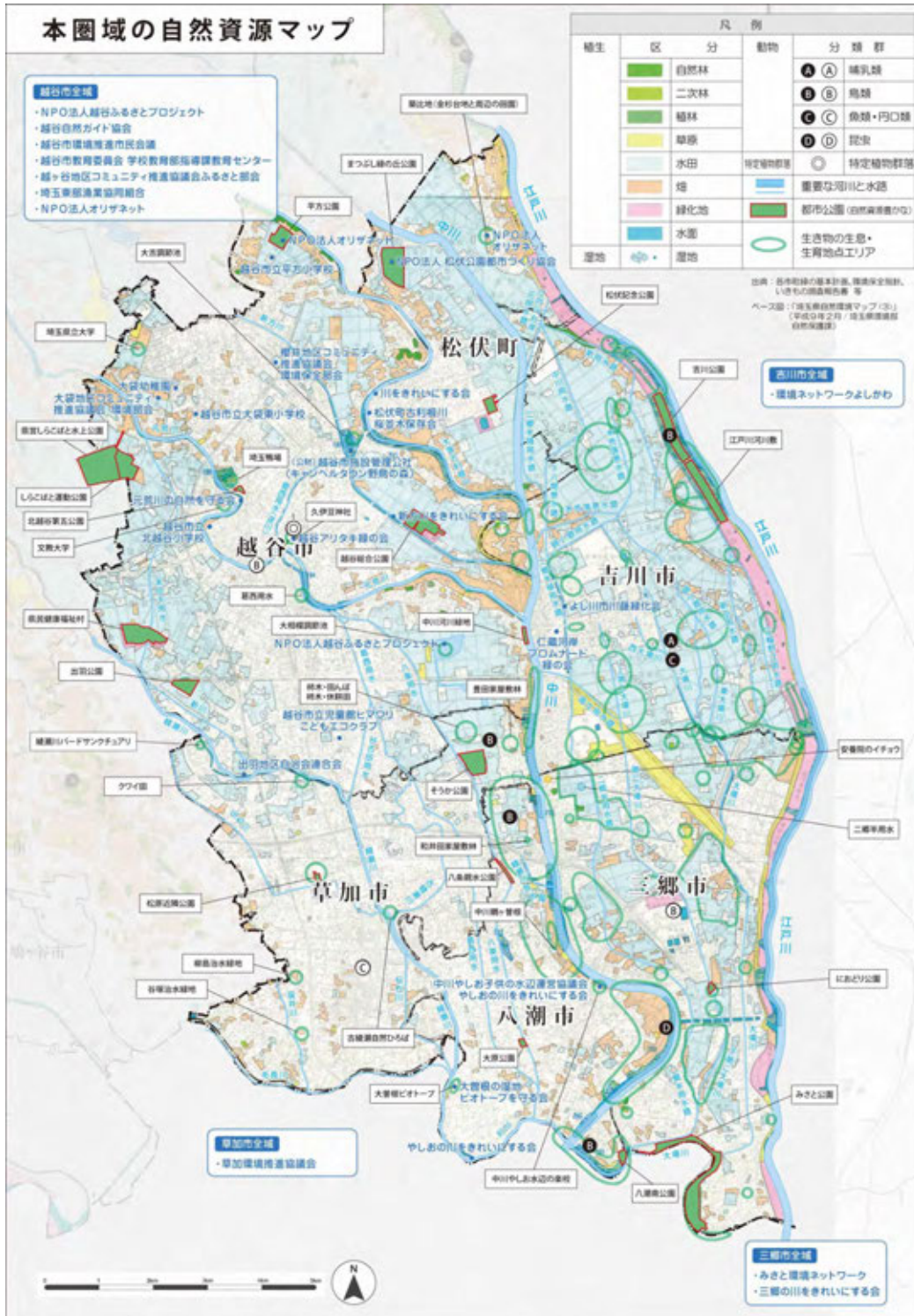


図IV-2 緑の基本計画の「自然資源の保全・活用に関わる」課題整理

(3) 緑と農の自然資源の解析

● 本圏域の自然資源マップ

本圏域の公園、農地、樹林、河川の状況及び自然環境管理団体の活動場所・エリアを抽出し解析した上で、本圏域の中でモデルとなる地区を保全すべき自然資源4タイプ「都市公園」、「農地」、「樹林・屋敷林」、「河川・水路」の視点から抽出。



図IV-3 本圏域の自然資源マップ

① 都市公園

【主な都市公園】

平方公園、まつぶし緑の丘公園、そうか公園、みさと公園、吉川公園、しらこぼと水上公園、松伏記念公園

公園区域内に自然資源を有する主要な都市公園として、しらこぼと水上公園、みさと公園、吉川公園、まつぶし緑の丘公園等があげられる。そのうち、まつぶし緑の丘公園は、水辺ゾーン、広場ゾーン、里山ゾーンの3つのゾーンのうち、里山ゾーンが平成28年4月に開園し全面開園となる予定である。

広大な農地の中にある公園で、緑や農地などの自然資源の価値について、本圏域の住民への啓発を含め様々な活用を図る事が望まれる。

■ 平方公園（越谷市）

周辺を農地に囲まれた都市公園。野球場、テニスコート、遊具などのレクリエーション施設に加え、池、草地や疎林があり自然要素も豊か。



写真IV-1 平方公園

■ まつぶし緑の丘公園（松伏町）

水辺ゾーン、広場ゾーン、里山ゾーンからなる都市公園。都市計画決定面積26.5ha。周辺には農地が広がっている。



写真IV-2 まつぶし緑の丘公園

■ そうか公園（草加市）

草加市には少ないまとまった農地のある柿木地区の都市公園。運動施設の他、修景池、樹林など自然要素も保全・整備されている。



写真IV-3 そうか公園

■ みさと公園（三郷市）

レクリエーション施設の他に、湿地を利用した自然観察園があり、小合溜をはさみ、都立水元公園と一体的な水辺空間を形成している。



写真IV-4 みさと公園

② 農地

【主な農地】

築比地地区（金杉台地と周辺の田園）、柿木地区の田んぼ・休耕田、和井田家周辺の農地、吉川市市民農園、平方地区の農地と樹林、まつぶし緑の丘公園周辺の農地

本圏域の農地は、北側に位置する松伏町、越谷市、吉川市に広く見られ、特に松伏町の築比地地区では、本圏域唯一の台地である金杉台地の斜面林と新用水路ともに、広大な農地が豊かな自然と美しい景観を生み出している。

一方、南側に位置する草加市、八潮市、三郷市では、農地は乏しくなっているが、草加市の柿木地区などではまとまって残置されている。

また、吉川市では大規模な市民農園があり、本圏域内のみならず域外からの利用者も多い。

■ 築比地地区（金杉台地と周辺の田園）（松伏町）

本圏域唯一の台地である金杉台地の周辺に広がる広大な農地。金杉台地の斜面林と併せて美しい景観が創出されている。



写真IV-5 築比地地区

■ 和井田家周辺の農地（八潮市）

和井田家には水害時の避難場所となる水塚や稲荷社が現存し、構堀が廻らされており、農地とともに優れた景観が創出されている。



写真IV-6 和井田家周辺の農地

■ 柿木地区の田んぼ・休耕田（草加市）

草加市で少ないまとまった農地の残る地区で、地区内にあるそうか公園とともに、豊かな緑の環境が形成されている。



写真IV-7 柿木地区の田んぼ・休耕田

■ 吉川市市民農園（吉川市）

埼玉県下最大級の面積を誇る市民農園で、市民の方が手軽に農業にふれあうことができるよう整備されている。



写真IV-8 吉川市市民農園

③ 樹林・屋敷林

【主な樹林・屋敷林】

平方地区の樹林、金杉台地の樹林、埼玉鴨場の樹林、豊田家屋敷林、和井田家屋敷林、恩田家屋敷林、古利根川沿いの樹林

本圏域内には、河畔林以外は大規模な樹林は少なく、農地の中の屋敷林や社寺林などが主な樹林である。

また、これまで残されてきた屋敷林も相続の問題等で失われてしまう事が多く、保全の為の制度や仕組みが求められている。

現在本圏域に残されている樹林は、宮内庁の管理する埼玉鴨場や、大落古利根川上流の河川沿いの屋敷林や草加市、八潮市に点在する屋敷林などがあげられる。

■ 平方地区の樹林（越谷市）

本圏域の北にある農地に付随する樹林。屋敷林を越谷市が買い上げ、ふれあいサンクチュアリとして市民に開放している樹林もある。



写真IV-9 平方地区の樹林

■ 金杉台地の樹林（松伏町）

本圏域に唯一存在する台地で、その斜面には斜面林が形成されている。そして用水を挟んで、広大な水田が広がっている。



写真IV-10 金杉台地の樹林

■ 埼玉鴨場の樹林（越谷市）

宮内庁が管理し、伝統的なカモ猟を行っている。約1.2haの池には、毎年1万羽を超える渡り鳥が飛来し、越冬の場所となっている。



写真IV-11 埼玉鴨場の樹林

■ 豊田家屋敷林（草加市）

本圏域にある屋敷林の1つ。埼玉県「ふるさとの森」に指定されていたが、制度廃止の後も、草加市の「保存樹林」に指定されている。



写真IV-12 豊田家屋敷林

④ 河川・水路

【主な河川・水路】

中川やしお水辺の楽校、築比地地区の新用水路、二郷半用水路、吉川公園（江戸川河川敷）、古利根川の桜並木、綾瀬川の大曽根ピオトープ、綾瀬川バードサンクチュアリ

河川・水路は、本圏域全体にくまなく位置し、市町域をまたがり連続している。

圏域東部に流れる江戸川や中央部を流れる中川のような大きな川の河川敷だけではなく、水路沿いも緑化やエコアップがなされて部分もある。これら河川・水路沿いの緑は本圏域における重要な自然資源と言える。

また、平成27年に開校した「中川やしお水辺の楽校」ではこれからの取り組みやその効果が期待される。

■ 中川やしお水辺の楽校（八潮市）

平成27年に開校した自然体験や環境学習の出来る親水空間。今後は協議会を主催とした魚類調査や各種イベントが行われる予定。



写真IV-13 中川やしお水辺の楽校

■ 築比地地区の用水路（松伏町）

江戸川右岸元用水路を源流に持つ用水路。水質が良く、小魚やカワニナ等様々な生物が観察できる。



写真IV-14 築比地地区の用水路

■ 二郷半用水路（松伏町・三郷市・吉川市）

松伏町の江戸川右岸元用水路を水源とし、吉川市を通り、三郷市の第二大場川至る、延長16.7kmの用水路で緑化等も行われている。



写真IV-15 二郷半用水路

■ 吉川公園（江戸川河川敷）（吉川市）

江戸川河川敷を利用してつくられた公園。江戸川河川敷には、サイクリングロードが整備され松伏町、三郷市をつないでいる。



写真IV-16 吉川公園（江戸川河川敷）

3. モデル地区の選定

(1) モデル地区の抽出

① モデル地区の選定の視点

- ・豊かな自然資源的要素
- ・土地の公的担保性の確保
- ・管理活動などの担い手の存在

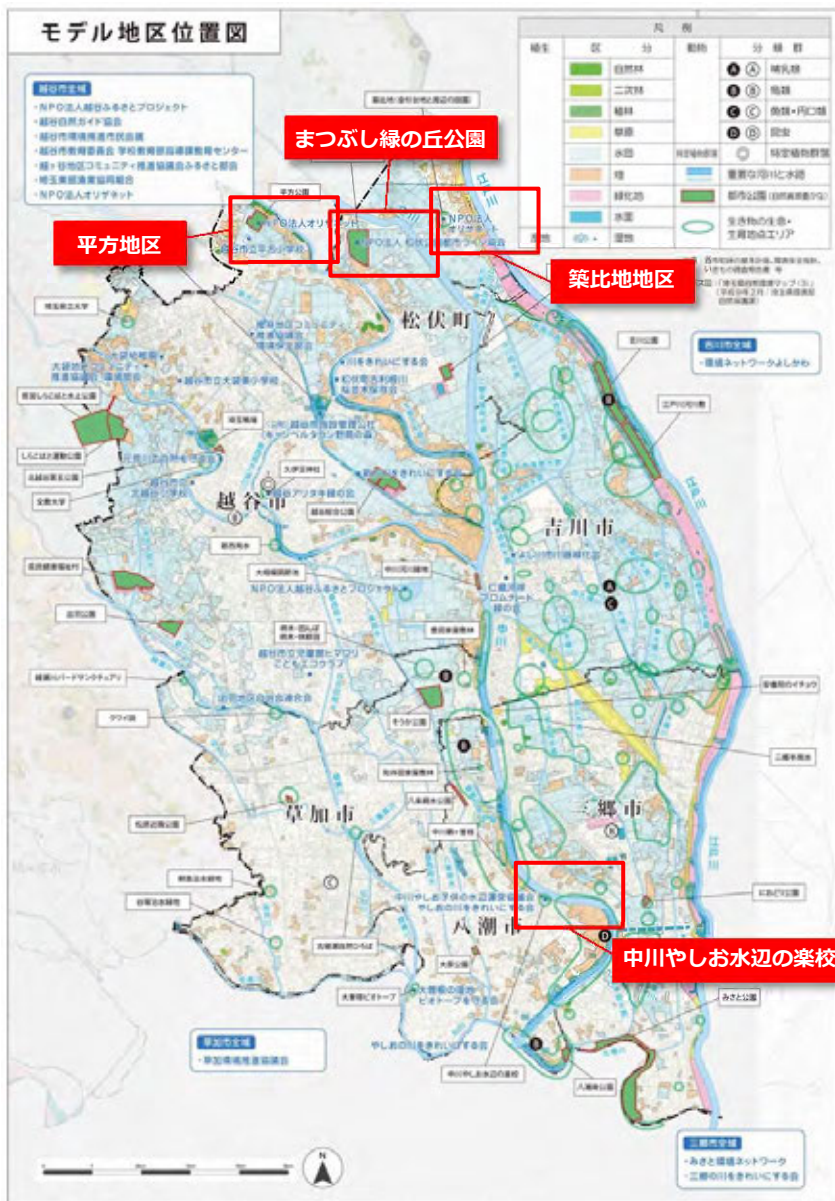
② 本圏域の中でモデルとなる地区として下記の4ヶ所を抽出

「まつぶし緑の丘公園」

「築比地地区」

「中川やしお水辺の楽校」

「平方地区」



図IV-4 モデル地区位置図

(2) 保全すべき4つの自然資源タイプとモデル地区の関係

「まつぶし緑の丘公園」「築比地地区」「中川やしお水辺の楽校」は、個別の自然資源タイプにより構成。「平方地区」は4つのタイプを全て内包。

| | | | | |
|--|---|---|-----------|--------------|
| <p>①まつぶし緑の丘公園</p> | <p>都市公園</p> | <p>樹林・屋敷林</p> | <p>農地</p> | <p>河川・水路</p> |
| <p>水辺ゾーン、広場ゾーン、里山ゾーンからなる都市公園。都市計画決定面積 26.5ha。周辺には農地が広がっている。</p> | | | | <p>松伏町</p> |
|  <p>まつぶし緑の丘公園</p> |  |  | | |
| <p>図IV-5 まつぶし緑の丘公園</p> | | <p>写真IV-17・18 まつぶし緑の丘公園</p> | | |
| <p>②築比地地区（金杉台地と周辺の田園）</p> | <p>都市公園</p> | <p>樹林・屋敷林</p> | <p>農地</p> | <p>河川・水路</p> |
| <p>水本圏域唯一の台地である金杉台地の周辺に広がる広大な農地。金杉台地の斜面林や水路とともに美しい田園景観が創出されている。</p> | | | | <p>松伏町</p> |
|  <p>築比地地区（金杉台地と周辺の田園）</p> |  |  | | |
| <p>図IV-6 築比地地区</p> | | <p>写真IV-19・20 築比地地区</p> | | |
| <p>③中川やしお水辺の楽校</p> | <p>都市公園</p> | <p>樹林・屋敷林</p> | <p>農地</p> | <p>河川・水路</p> |
| <p>平成 27 年に開校した自然体験や環境学習の出来る親水空間。今後は協議会を主催とした魚類調査や各種イベントが行われる予定。</p> | | | | <p>八潮市</p> |
|  <p>中川やしお水辺の楽校</p> |  |  | | |
| <p>図IV-7 中川やしお水辺の楽校</p> | | <p>写真IV-21・22 中川やしお水辺の楽校</p> | | |
| <p>④平方地区（平方公園と周辺の樹林、農地）</p> | <p>都市公園</p> | <p>樹林・屋敷林</p> | <p>農地</p> | <p>河川・水路</p> |
| <p>本圏域の北にある農地に付随する樹林。屋敷林を越谷市が買い上げ、ふれあいサンクチュアリーとして市民に開放している樹林もある。平方公園は、周辺を農地に囲まれた都市公園。野球場、テニスコート、遊具などのレクリエーション施設に加え、池、草地や疎林があり自然要素も豊かな都市公園。</p> | | | | <p>越谷市</p> |
|  <p>平方公園</p> |  |  | | |
| <p>図IV-8 平方地区</p> | | <p>写真IV-23・24 平方地区</p> | | |

4. ネットワーク軸の抽出

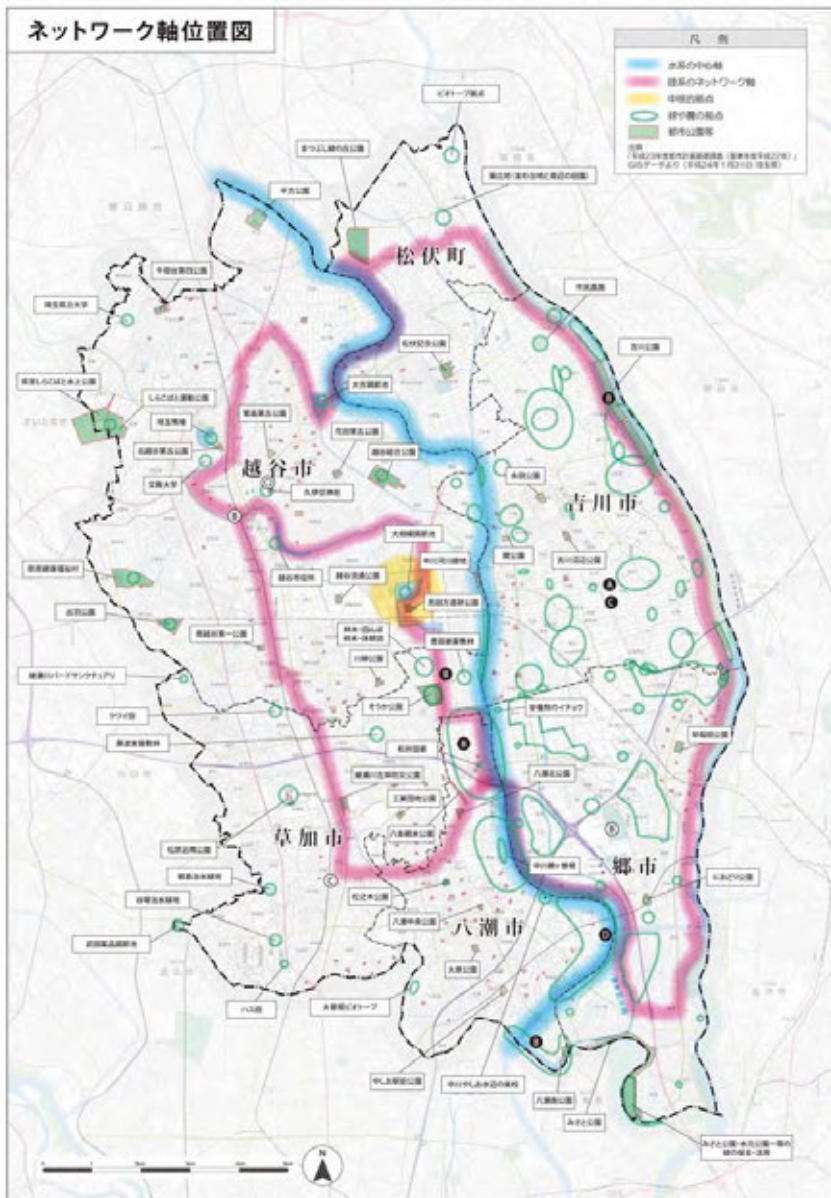
(1) ネットワーク軸検討の視点

- ・本圏域の自然資源を繋ぐ骨格的軸と中核的拠点の設定。
- ・広域連携の試行に資する先導的プランの案出。
- ・住民の活動を誘引するレクリエーション要素（サイクリング、ジョギング、ウォーキング、都市観光）の付加。
- ・既存の緑道・サイクリングロードを活用。

(2) 1つの拠点と2つの軸

本圏域の中に1つの拠点と2つの軸を設定する。

- ・水系の中心軸 : 中川（含大落古利根川）
- ・陸系のネットワーク軸 : 各市町の特徴的な自然資源ポイントをつなぐ円環軸
- ・中核的拠点 : 大相模調節池（越谷レイクタウン地区）



図IV-9 ネットワーク軸位置図

5. モデル地区の保全・活用計画の検討

(1) 緑と農の課題の抽出

緑の基本計画、農業振興地域整備計画、都市農業振興基本計画等から、本圏域において通底する緑と農の課題を抽出する。

(2) 「緑」に関する課題

| 緑の課題 | | 広域連携を行うことでより効果的な取組み 検討活動・現場活動 | 対象となるモデル地区 |
|-------------|----------------------------|----------------------------------|-------------------------|
| 緑の保全の課題 | | 屋敷林・社寺林の保全と整備の検討と実施 | |
| | | 樹林地の保全と整備の検討と実施 | 平方地区 |
| 緑の創出の課題 | | 河畔林の整備の検討と実施 | 平方地区 |
| | | 開発許可時の緑化内容の検討と実施 | 平方地区 |
| 緑の質的向上の課題 | | 5市1町緑の質的向上の検討と実施 | 平方地区 |
| 緑の機能活用の課題 | レクリエーション機能 | 広域サイクリングロードの検討と実施 | |
| | 防災機能 | 公園緑地等の災害対策機能向上策の検討と実施 | |
| | | 防災・環境用水のありかたの検討と実施 | 平方地区 |
| | 景観形成機能 | 景観形成に役立つ施設の緑化の検討と実施 | |
| | | 公園・公共施設における緑のシンボルづくりの検討と実施 | |
| | | 生垣設置の検討と実施 | |
| | 健康づくり機能 | 広域フットパス整備の検討と実施 | 平方地区 |
| | 環境教育機能 | 5市1町環境学習野外活動センターの検討と実施 | 築比地地区 |
| | | 広域公園、水辺の楽校の利活用の検討と実施 | まつぶし緑の丘公園 中川やしお水辺の楽校 |
| | | 学校ピオトープのありかたの検討と実施 | |
| 生物多様性機能 | 5市1町連携生物多様性地域戦略の検討と実施 | | |
| | 5市1町における多自然川づくりの推進 | 中川やしお水辺の楽校 | |
| | 既存公園の生物多様性向上（ピオアップ）策の検討と実施 | | |
| 地球温暖化防止機能 | 温室効果ガス排出対策の検討と実施 | | |
| 緑の維持管理の課題 | 緑の管理の検討と実施 | | |
| 課題解決のしくみづくり | 5市1町広域連携検討会の実施 | | |
| 多様な主体の参画の課題 | 多様な主体の参画のありかたの検討と実施 | | |

(3) 「農」に関する課題

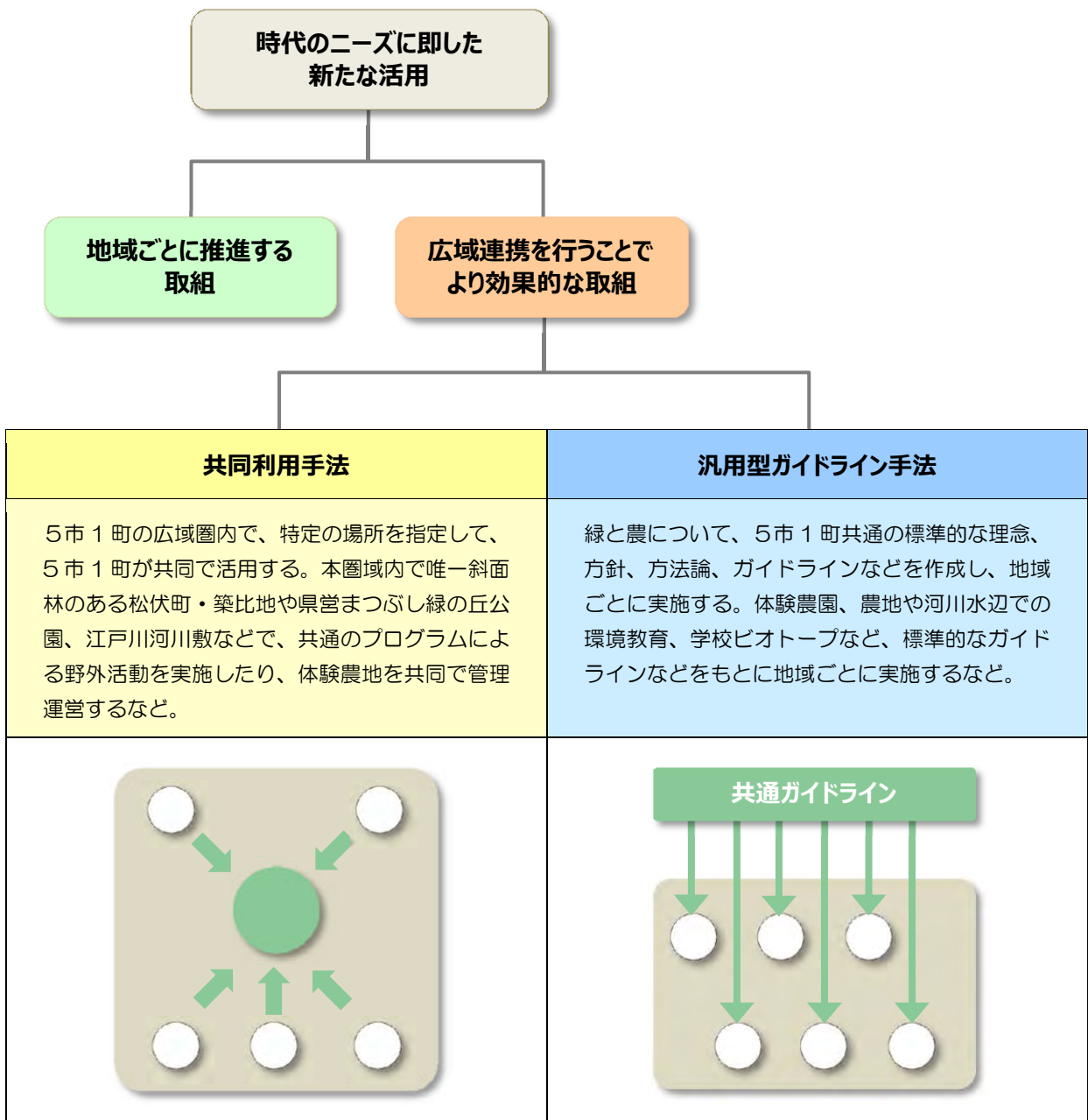
| 農の課題 | 広域連携を行うことでより効果的な取組み 検討活動・現場活動 | 対象となるモデル地区 |
|--------------|----------------------------------|------------|
| 農業全般の課題 | 東南埼玉地産地消運動 | 平方地区 |
| | 東南埼玉エコ農業推進運動 | 平方地区 |
| | ふるさと米運動 | 平方地区 |
| 農地の課題 | 農地の無許可埋め立て禁止キャンペーン | 平方地区 |
| | 広域的な農地貸借、農作業の受委託のしくみづくり | 平方地区 |
| | 農地のあっせん積極支援 | |
| | 農地流動化情報の共有化 | |
| 多面的機能の課題 | 洪水防止協力交付金制度の創設等の検討 | |
| | 多面的機能を活かした事例検討と情報提供 | |
| | 多面的機能支払交付金制度の活用と情報の共有 | |
| | 多面的機能向上制度の創設と実施の推進 | |
| | バイオアップ活動の推進 | 平方地区 |
| | おうちの排水きれいに流そう運動の推進 | 平方地区 |
| | 多面的機能の理解を促進する農業体験活動の実施 | 平方地区 |
| | 農業祭、産業祭などでのPR | 平方地区 |
| 総合治水キャンペーン | 平方地区 | |
| 担い手の課題 | 非農家新規就農者の支援 | |
| | 援農ボランティアスキルアップ研修 | |
| 住民の理解の課題 | 食が作られる環境の理解を重視した食育の推進 | 平方地区 |
| | 学校給食における地産地消理解の促進 | 平方地区 |
| | 食育や多面的機能理解に連動した学校農園の推進 | 平方地区 |
| | 5市1町緑と農のシンポジウム | 平方地区 |
| | 5市1町だれでも利用できる体験農園の開設 | 平方地区 |
| 農業生産・農業経営の課題 | | |
| 流通販売の課題 | | |

6. 代表的モデル地区における「保全・活用計画」の検討

連携と地域の取組

緑と農の地域資源の活用に当たって、地域の特性を活かして地域ごとに取り組む必要のあるものと、5市1町の広域的な取組を行うことで、より効果的な成果が得られるものがある。

また、広域的な取組を行う上で有効な方法として、特定の場所を指定して共通のプログラムを行う「共同利用手法」と共通の標準的な理念、方針、方法論、ガイドラインなどを作成し地域ごとに実施する「汎用型ガイドライン手法」がある。

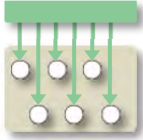


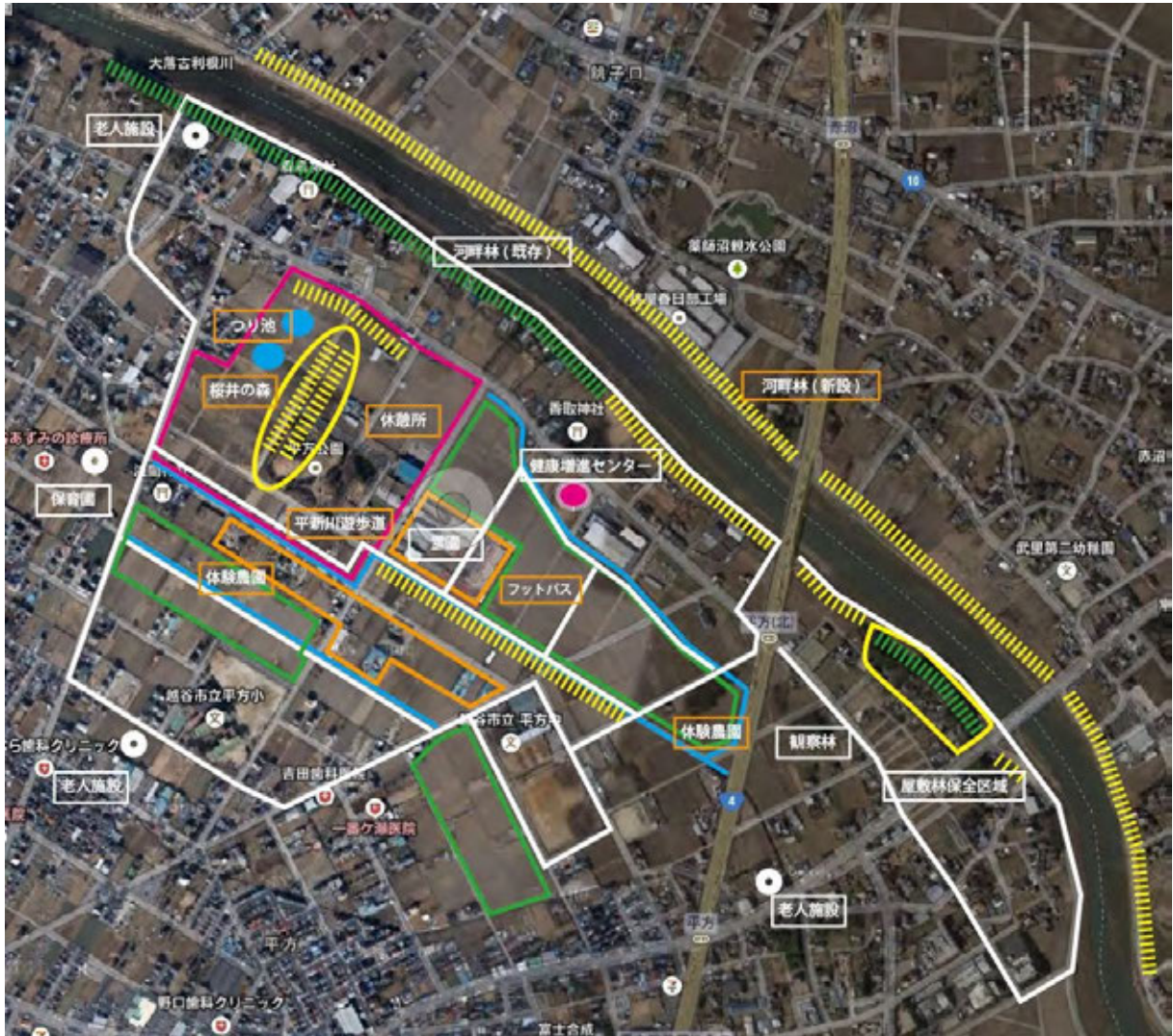
図IV-10 連携と地域の取組

(1) 平方地区の保全・活用計画

① 背景

越谷市平方地区は、市街化調整区域内の農業振興地域(白地)で、古利根川、水田、畑、屋敷林、樹林地、農業水路などのほか、小学校と中学校、デイサービスセンターなどがある。緑と農に関する各種課題の多くが認められ、課題解決の活動の試行に適した環境にある。

| 平方地区 保全・活用計画 | | |  |
|-------------------|---------|------------------------|---|
| 連携方式 | | 汎用型ガイドライン手法 | |
| 資源 | 課題の分類 | 解決を目指す広域的課題 | 主な活動内容 |
| 緑 | 緑の保全 | 樹林地の保全と整備 | 5市1町汎用型のガイドラインをつくり、試行実施 |
| | 緑の創出 | 河畔林の整備 | |
| | 緑の質的向上 | 公園の緑のピオアップ | |
| | 健康づくり | 広域フットパス整備 | |
| 農 | 緑の機能活用 | 防災・環境用水のありかた検討・試行 | 5市1町汎用型のガイドラインをつくり、試行実施 |
| | 多面的機能 | ピオアップ活動の推進 | |
| | | 多面的機能の理解を促進する農業体験活動の実施 | |
| | 住民の理解促進 | 食育や多面的機能理解に連動した学校農園の推進 | |
| 5市1町誰でも利用可体験農園の開設 | | | |



図IV-11 平方地区の保全・活用計画平面図

① 活動のねらい

5市1町の緑と農に関する課題の多くについて、試みに対応策を実施し、5市1町への展開の可能性を検討する。

(2) 樹林地の保全と管理

① 主な活動内容

樹林地の管理は、農用林的な手法と自然林的な手法がある。

農用林としての樹林地を管理する場合は、下刈りをしっかり行い、落ち葉や落枝、実生樹木を取り去り、樹林地内を明るく保つ管理を行う。

自然林として、環境学習や生物多様性の保全のために活用する樹林地では、生物相が単純化しないように、たとえば枯れ木や枯葉などをその場に残して、昆虫類の生息環境づくりに役立ったり、多様な生物の生息環境を維持するため、あえて暗い林になるように常緑樹を保全するなど、農用林とは異なる手法がとられる。

いずれにしても、5市1町に残る樹林地面積は大きくないので、狭い範囲内に多くの体験ができる仕掛けを盛り込むことが必要になってくる。



写真IV-25 竹林の間引き作業



写真IV-26 クワガタなどの昆虫用の木材

② 新たに整備が必要な施設、設備類

年間を通して、目的を持った管理活動が進められるガイドブックをつくる。

住民や子どもたちが環境学習に使用できるテキストを作成する。

③ 活動に使える既存の施設、設備等

市営の雑木林を活用する。

④ 期待される効果

5市1町内に点在する雑木林、河川敷内の林などの管理、活用の方法が明らかになる。

(3) 河畔林の整備

① 主な内容

川沿いにあったハンノキなどの河畔林がなくなったため、景観的にもふるさと感が薄れてきている。5市1町内の複数の市町を流れる中川、古利根川、元荒川などの修景などのため、河畔林を整備する。整備に当たり、官地と民地の関係、地権者との関係、費用などのほか、管理方法、住民参加の方法など事前検討し、5市1町で役立つガイドラインをつくる。

② 新たに整備が必要な施設、設備類

河川区域内の官地の活用、河川区域内の民地の借用などにより、河畔林が整備できる用地を確保する。

管理方法、管理する人たちなど、維持のための活動を示したガイドブックを作成する。



写真IV-27 ヤナギやハンノキなどで河畔林を整備する

③ 活動に使える既存の施設、設備等

古利根川の河川区域

④ 期待される効果

5市1町内を流れる河川水路に連続性を持たせた河畔林が整備されることにより、5市1町の内原風景である川と木の景観が回復でき、住みよい地域づくりの実現に資することができる。

(4) 緑の質的向上策

① 主な内容

公園緑地面積の増加を図ることから、既存の公園緑地の緑の質を向上させることが重要になってきている。そこで、5市1町の特性を考慮して、公園緑地の質の向上について検討して、共通のガイドラインを作成する。

② 新たに整備が必要な施設、設備類

緑の質的向上策を示したガイドブックを作成する。

③ 活動に使える既存の施設、設備等

既存の公園施設類。

④ 期待される効果

5市1町の緑資源の質的向上が進むことで、量的拡大から転換できる。

(5) 防災・環境用水

① 主な内容

災害時には、防火用水や生活用水に使用でき、通常時は環境保全水として生物多様性などに役立つ用水路のありかたを検討して、一部実施する。

② 新たに整備が必要な施設、設備類

既存の用水路と排水路。

③ 活動に使える既存の施設、設備等

既存の用水路と排水路。

④ 期待される効果

5市1町の地域の防災機能が高まり、
農的環境の質的向上が図れ、景観がよくなるほか、生物多様性保全に貢献する。



写真IV-28 防災・環境用水

(6) 広域フットパス

① 主な内容

首都圏で減少した素朴な田園風景の中を官地、民地を問わずウォーキングできる散歩道（フットパス）として整備する。近年隆盛しているノルディックウォーキングなど様々なウェルネスプログラムや里山里地歩きイベントに資する。

また、5市1町内の地域住民の健康維持のために楽しくウォーキングを継続できるフットパスとしても重要であると思われる。

② 新たに整備が必要な施設、設備類

フットパスの用地確保

③ 活動に使える既存の施設、設備等

既存の道路、農道。

④ 期待される効果

農地景観を活用した観光振興や
5市1町の住民の健康増進に寄与できる。



写真IV-29 みんなが楽しく歩ける
フットパスの整備

(7) ふるさと米運動

① 主な内容

水田を中心とした農地及び水路等の農業施設等は、良好な景観形成、洪水防止、生物多様性保全、気候緩和などの多面的機能を有し、食料の供給とともに市民生活の安定に果たす役割を担っている。

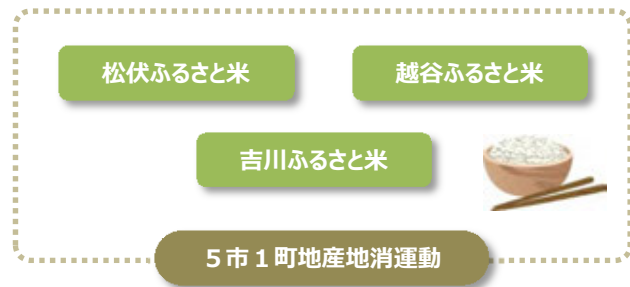
ふるさと米運動は「松伏ふるさと米」「吉川ふるさと米」「越谷ふるさと米」をベースに、5市1町の生産と消費が一体となって進める地産地消運動である。まちづくりに有益な多面的機能の維持と向上の重要性を、本圏域内90万人の住民に伝え、よりよい地域づくり資することを目的とする。

② 新たに整備が必要な施設、設備類

特になし。

③ 活動に使える既存の施設、設備等

特になし。



図IV-12 ふるさと米運動

④ 期待される効果

同時に、東埼玉地産地消運動や東埼玉エコ農業推進運動を実施することで、地域の農的資源の大切さを、広く住民にPRでき、地域の農業の振興に資することができる。

(8) ビオアップ活動の推進

① 主な内容

近年、5市1町で生息が確認されている生物種のうち、環境省、埼玉県で絶滅の恐れのある野生生物種に指定されている種をランクアップし、普通種を絶滅危惧種にしない活動を、本圏域の地域資源を守る共通活動に位置づけ、本圏域における食育、環境教育、地産地消の推進に役立たせる。

バイオアップとは、生き物（ビオ）の生息環境の質的向上（アップ）を言う。現状を一として、一以上になることを求めます。何が一なのかは、生き物調べで確認する。

農村で行うと農村バイオアップ、河川なら河川バイオアップ、学校で行えば学校バイオアップ。今より、もう少し生き物とふれあえる公園にしたいと、チョウの来る花を植えたり、鳥が食べる実のなる木を植えたり、人が立ち入らないエリアを設けるなどして、生き物の生息環境を向上させることは、公園バイオアップという。

農村や河川、学校、公園など、それぞれ目的も管理方法も違う領域で、生き物の生息環境の質的向上を進めるには、バイオアップのやり方も違ってくるので、〇〇バイオアップとして区別する。



写真IV-30 除草剤を使わない機械除草



写真IV-31 非農家も含めた土水路の維持

② **新たに整備が必要な施設、設備類**

5市1町の主な対象場所と必要なビオアップ技術を記したガイドブックを作成する。

③ **活動に使える既存の施設、設備等**

既存の農地、農業施設、学校、公園など

④ **期待される効果**

市1町の地域の生物多様性が向上する。

(9) 多面的機能の理解を促進する農業体験活動の実施

① **主な内容**

全国各地で、田んぼ体験活動行われているが、そのほとんどで、農作業の一部体験だけで終わっている。5市1町の課題として、農地の持つ多面的機能の維持と向上があるため、参加者が、洪水防止、景観形成、生物多様性保全、ヒートアイランド防止などの多面的機能について理解できるようプログラムや資料を伴う農業体験を実施する。



写真IV-32 学習しながら進める農業体験活動



写真IV-33 テキスト類

② **新たに整備が必要な施設、設備類**

体験活動に使える農地を確保する。

③ **活動に使える既存の施設、設備等**

特になし。

④ **期待される効果**

5市1町で行われている農業の価値や意味などが、住民に理解され、地域農業の継続などに役立つ。

(10) 5市1町緑と農のシンポジウム

① 主な内容

緑と農の活用を広域的に進めることの大切さをPRするため、5市1町合同のシンポジウムなどを開催する。

② 新たに整備が必要な施設、設備類

特になし

③ 活動に使える既存の施設、設備等

公営施設。

④ 期待される効果

5市1町の住民への理解が進む。



写真IV-34 シンポジウム

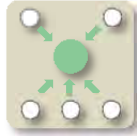
7. その他のモデル地区における「保全・活用計画」の検討

(1) まつぶし緑の丘公園

① 背景

県営まつぶし緑の丘公園周辺は、広い水田が広がり、土水路などもあって、生物多様性などの多面的機能や食が作られる地域を学習する体験農園の設置に適している。

一方、5市1町では、多人数の子供が学習として行う体験農園に適した場所が少ない。

| まつぶし緑の丘公園 保全・活用計画 | | |  |
|-------------------|---------|---|---|
| 連携方式 | | 共同利用手法 | |
| 資源 | 課題の分類 | 解決を目指す広域的課題 | 主な活動内容 |
| 緑 | 緑の機能の活用 | 環境教育 | 林の作業体験 林の生態系・生物の学習 水辺の生態系・生物の学習 |
| 農 | 住民の理解 | 食が作られる環境の理解を重視した食育の推進 食育や多面的機能理解に連動した学校農園の推進 | 農業体験 田んぼの生態系・生物の学習 |

図IV-13 埼玉県営まつぶし緑の丘公園 保全・活用計画図 (Google earth)



写真IV-35 室内学習のできる公園内施設



写真IV-36 大型バスが駐車できる公園内駐車場



写真IV-37 周辺の水田

② 活動のねらい

食が作られる環境の理解を重視した食育や多面的機能理解に連動した体験型学習の推進

③ 主な活動

○農業体験

種まき、田植え、草取り、稲刈り、稲架け、脱穀

○田んぼの生態系、生物の学習

稲の育成観察、水生生物調べ、害虫・益虫調べ、田んぼ周りの植物観察、イネの花の観察、バッタ類の観察

○林の作業体験

落ち葉さらい、堆肥づくり体験

○林の生態系、生物の学習

林の生態系学習、土壌生物の学習、落ち葉の分解の学習

○水辺の生態系、生物の学習

トンボ類などの水生生物の学習、水辺の植物の学習

○まとめの学習

公園内にある学習室を使った調べ学習、まとめの学習を室内で行える。

④ 新たに整備が必要な施設、設備類

- ・ 小学校の総合的学習で行うテーマ別調べ学習ができる書籍類を公園施設内に整備する。
- ・ 学校農園として使える田んぼを確保する。
- ・ 5市1町の状況に応じた活動プログラムを作成する。
- ・ 年間を通して、多人数の小学生が使用できるテキストを作成する。



写真IV-38 田植え体験



写真IV-39 現場学習

⑤ 活動に使える既存の施設、設備等

里山、樹林、水辺、学習室、手洗い、駐車場

⑥ 期待される効果

大型バスによる多人数の受け入れが可能で、体験、調べ学習、講義が一か所でできるため、小学校などの総合的学習への高い効果が期待できる。



写真IV-40 林の落ち葉さらい



写真IV-41 林の学習



写真IV-42 大型バスで移動可能



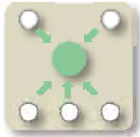
写真IV-43 公園施設を使った室内学習

(2) 築比地地区

① 背景

旧金杉小学校跡地で運動場がそのまま残っている。校舎のあった場所は、老人福祉センターになっている。金杉台地の西端にあり、金杉用水路とともに樹林帯が伸びている。周辺は、広い水田地帯。江戸川に近く、子どもたちの野外活動の体験場所に適している。

一方、5市1町では、多人数の子どもたちの野外体験の場所に適した場所が少ない。

| 築比地地区 保全・活用計画 | | |  |
|---------------|---------|--------------------------|---|
| 連携方式 | | 共同利用手法 | |
| 資源 | 課題の分類 | 解決を目指す広域的課題 | 主な活動内容 |
| 緑 | 緑の機能の活用 | 環境教育 5市1町環境学習野外活動センター | 子ども自然塾 夏休みふるさと体験教室 |

図IV-14 築比地地区 保全・活用計画図 (Google earth)



写真IV-44 老人福祉センター



写真IV-45 広場

② 活動のねらい

水田、水路、樹林帯、江戸川を活用した子どもたちの野外体験活動の推進

③ 主な活動

○子ども自然塾

江戸川探検

○夏休みふるさと体験教室

キャンプ、自由研究

○まとめの学習

公園内にある学習室を使った調べ学習、まとめの学習を室内で行える

④ 新たに整備が必要な施設、設備類

5市1町の状況に応じた活動プログラムを作成する。

年間を通して、多人数の小学生が使用できるテキストを作成する。

⑤ 活動に使える既存の施設、設備等

里山、樹林、水辺、手洗い、駐車場

⑥ 期待される効果

公共交通機関に利便性が高く、多人数の受け入れが可能。体験、調べ学習、講義が一か所で行えるため、子ども会、学童保育、公民館、小学校などの野外体験活動への高い効果が期待できる。



写真IV-46 江戸川探検

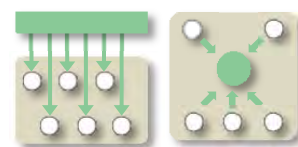


写真IV-47 キャンプ体験

(3) 中川やしお水辺の楽校

水辺の楽校として整備された場所。地元の活用のほかに、広域的な見方をすると、各地にある水辺の楽校の活用の参考となるような活用方法が求められる。

| 中川やしお水辺の楽校 保全・活用計画 | | | |
|--------------------|--------|--------------------|-------------|
| 連携方式 | | 共同利用手法・汎用型ガイドライン手法 | |
| 資源 | 課題の分類 | 解決を目指す広域的課題 | 主な活動内容 |
| 緑 | 環境教育 | 多自然川づくりの推進と活用 | 生きもの調べなどの活動 |
| | 緑の創出 | 河畔林の整備 | ガイドラインを作り実施 |
| | 緑の質的向上 | 緑の質的向上策 | ガイドラインを作り実施 |



図IV-15 中川やしお水辺の楽校 保全・活用計画図 (Google earth)



写真IV-48 河川水辺の生き物観察



写真IV-49 林の生き物観察

① 活動のねらい

住民や子どもたちの野外体験活動の推進

② 主な活動

○河川水辺の生きもの調べ

○樹木の生き物観察

③ 新たに整備が必要な施設、設備類

年間を通して、住民や子どもたちが使用できるテキストを作成する。

④ 活動に使える既存の施設、設備等

水辺と樹林

⑤ 期待される効果

河川水辺の環境教育に資することができる。

8. ネットワーク軸活用計画

本圏域の自然資源を繋ぐ骨格的軸として設定された「水系の中心軸」、「陸系のネットワーク軸」と、中核的拠点である大相模調節池（越谷レイクタウン地区）をつなぎ、緑と農の地域資源の情報発信に資するレクリエーションルートとして、「5市1町サイクリングルート」を案出する。

5市1町サイクリングルート案

● サイクリングルート検討の視点

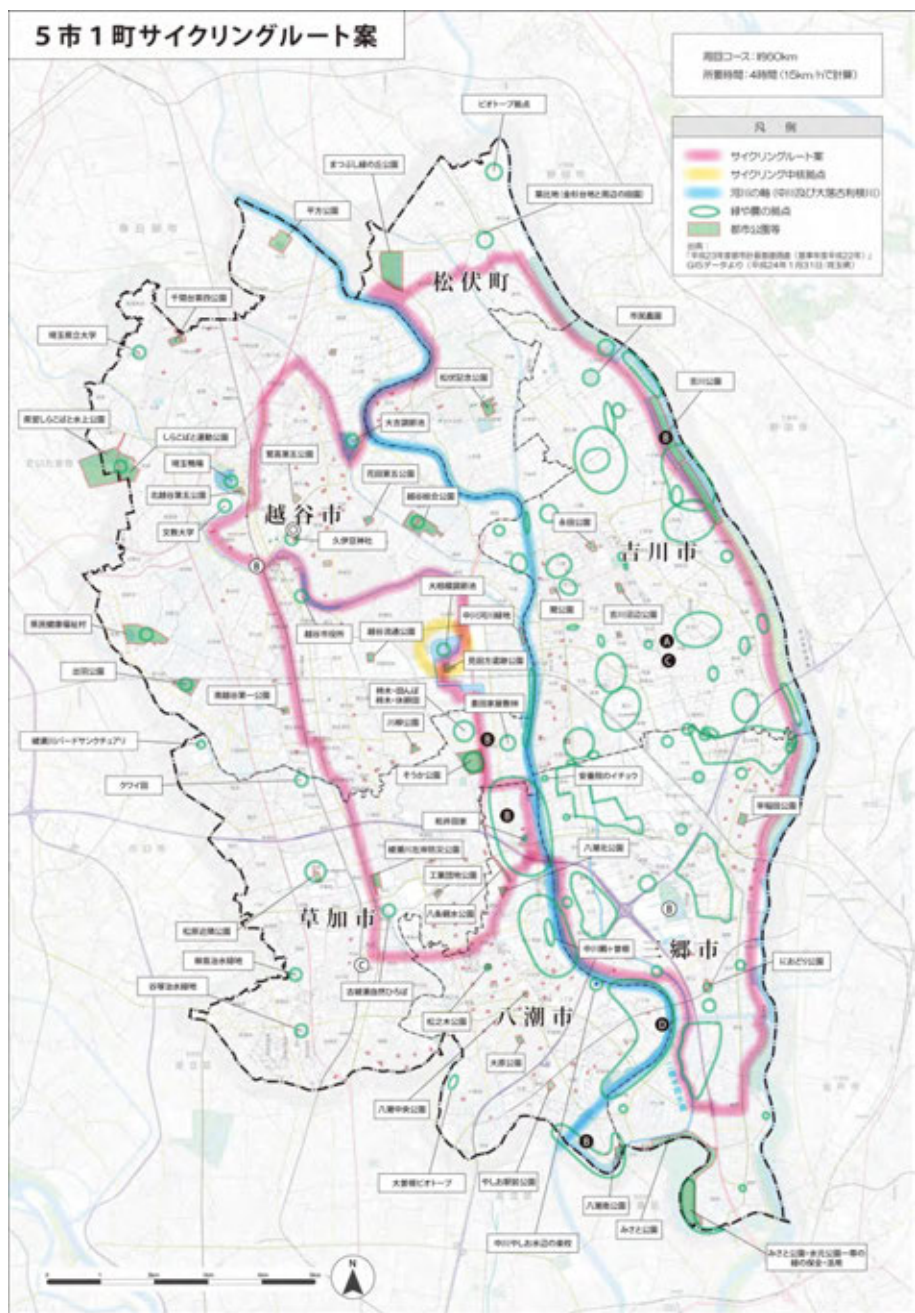
- ・ 既存の緑道・サイクリングロードを活用
- ・ 中川（含む 大落古利根川）が中心の軸
- ・ 各市町の特徴的な自然資源ポイントを周遊するルート
- ・ 各市町を周遊できるルートとし、その中核拠点として大相模調節池を設定

● サイクリングルート上の自然資源

- ・ 既存の緑道・サイクリングロードを活用
- ・ 中川（含む 大落古利根川）が中心の軸
- ・ 各市町の特徴的な自然資源ポイントを周遊するルート
- ・ 各市町を周遊できるルートとし、その中核拠点として大相模調節池を設定

今後、自然環境要素、交通条件、拠点の配置等の与条件を検討し、各市町による精査を重ね、ルートを選定していく。

出典



図IV-14 5市1町サイクリングルート案

V

調査のまとめ

V. 調査のまとめ

1. 今後の課題

(1) 今後の進め方

本調査の取組-1、-2、-3により、「本圏域における自然資源の実態」及び、「本圏域における自然環境管理団体の活動実態」が明らかになった。また、仮設の案として「モデル地区の選定と保全・活用計画案」が設定された。

●モデル計画の更新

今後は、これらの成果の精査や深度化を図り、より具体的なモデル計画の検討を進めべき段階にある。

特にモデル地区については、単なる選定に終わらず、選定プロセスを精査し選定システムの継承及び制度化を図り、対象地区の更新や増設を検討する事が望まれる。

また、モデル計画については、継続的に精査・検討を深め、施策化に結び付ける事が求められる。

●検討会の担保・成長

また、本調査により組成された「埼玉県東南部地域5市1町緑と農の地域資源活用検討会」の継続を図り、稼働性や実効性を発揮できる様に組織体の成長を進める段階にある。

その為には、現在の環境政策担当課による委員構成に加え、適宜必要に応じ公園緑地、農業政策、河川管理、教育委員会、観光政策 等の担当課も招聘を図り、連携する事が望まれる。

(2) 今後の課題

●本調査成果のフィードバックの検討

各市町の各種行政計画（緑の基本計画、環境基本計画、景観計画、等）に対し、如何にして本調査の成果を反映させるか、その手法とプロセスの検討が求められる。

また、上位の埼玉県広域緑地計画との調整や更新を如何にして行うか、その手法とプロセスの検討が求められる。

●本圏域における共通施策の立案

5市1町緑と農の地域資源の活用にあ資する共通施策を検討する。

また、効果発現性の優先順位の中で、共通施策の中の一部試行を検討する。

●検討会および本調査に基づく広域連携の取組の周知

各市町行政、住民、関係団体に対して、本検討会の存在や本調査に基づく広域連携の取組内容のPRを図り、官民を交えた広域連携の機運を醸成する方策を検討する。

例えば、本圏域内の大学（研究機関）と連携したシンポジウムの開催や、関係団体参加型のパネルセッションなどを活用した、広域連携の取組周知やプロモーションの検討など。

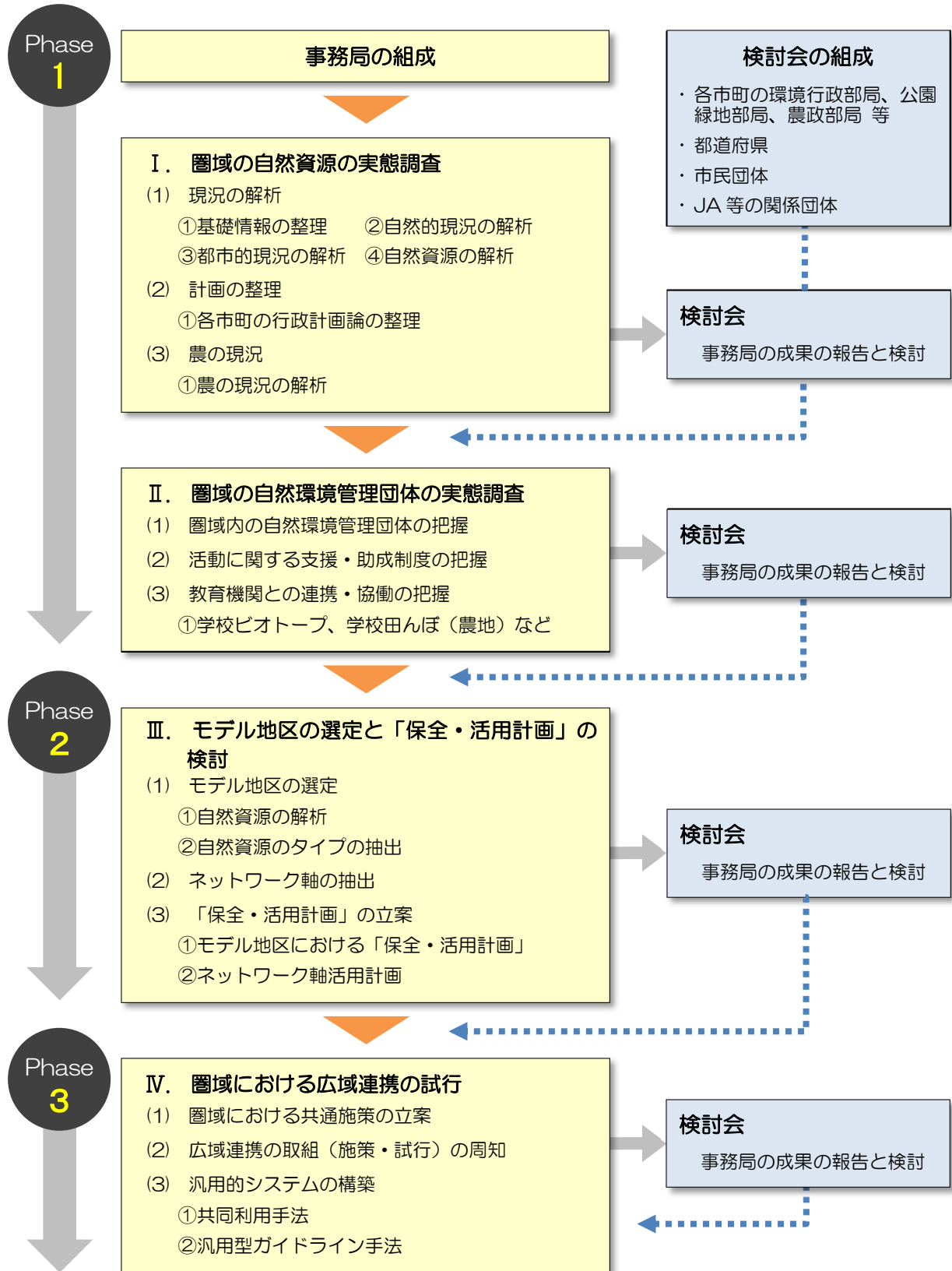
●汎用的システムの構築：「共同利用手法」、「汎用型ガイドライン手法」

5市1町の広域連携として選定されたモデル地区の共同利用を図れる様に、関係部局との調整や合意形成を進める。

5市1町で共通的に活用できる、汎用型の指針やガイドラインなどのツール開発を進める。

2. 広域連携における汎用的手法の検討

(1) 自然資源活用のための広域連携の推進フロー



図V-1 自然資源活用のための広域連携の推進フロー

平成 27 年度

集約型都市形成のための計画的な緑地環境形成実証調査

**「埼玉県東南部地域 5 市 1 町における
緑と農の地域資源の活用方策検討調査
(埼玉県東南部地域 5 市 1 町
緑と農の地域資源活用協議会)」**

報 告 書

(概要資料)

| | |
|-------|--|
| 調査名 | 埼玉県東南部地域5市1町緑と農の地域資源の活用方策検討調査 |
| 団体名 | 埼玉県東南部地域5市1町緑と農の地域資源活用協議会 |
| 背景・目的 | <p>■地域の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本調査圏域である埼玉県東南部地域は、5市1町の基礎自治体（草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）により構成される。 ●面積規模は、全面積：約183k㎡である。（草加市27.46km² 越谷市60.24km² 八潮市18.02km² 三郷市30.22km² 吉川市31.66km² 松伏町16.2km²） ●人口規模は、906,184人である。（平成27年8月時点）（草加市245,891人、越谷市335,974人、八潮市85,922人、三郷市137,289人、吉川市70,667人、松伏町30,441人） ●地形の概要 荒川と利根川の氾濫域に土砂が堆積し、東側の下総台地と西側の大宮台地の間に組成された沖積平野に位置する。松伏町の北部の一部に「金杉台地」が見られる以外は、殆どの地域が「中川低地」に区分されほぼ平坦な地形である。 <p>■背景・目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県東南部地域5市1町（草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町）は、従前より広域的行政課題について連携を図る「埼玉県東南部都市連絡調整会議」を有している。 ・本圏域は『首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン』により、まとまりのある貴重な自然環境の25箇所のゾーンの1つに位置づけられている。 ・進展する都市化や社会経済状況の変化により、急速に緑や農などの自然資源が減少しつつあり、これらは維持管理面でも質的量的に低下しつつある。 ●本調査においては、5市1町の緑と農の自然資源の実態及びその管理団体の活動実態を解析し、広域連携によって自然資源の保全活用を行う為の方策に関して検討し、将来的な「都市と緑・農が共生するまちづくり構想」の策定に資する検討を行う事を目的とした。 |
| 調査内容 | <p>■埼玉県東南部地域5市1町緑と農の地域資源活用協議会において以下の検討を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●取組①「本圏域における自然資源の実態調査」 ●取組②「本圏域における自然環境管理団体の活動実態調査」 ●取組③「モデル地区の選定と『保全・活用計画』の検討」 |
| 調査結果 | <p>① 本圏域における自然資源の実態調査</p> <p>○本圏域の緑や農を含む自然資源に関する既往調査を整理統合し解析を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本圏域の地形、水系、植生などの自然条件は近似した現況にある。全域的に平坦な地形条件にあり首都圏に近接する事から、都市化が進展し自然資源が乏しい状況にある。 ・まとまりのある残存樹林地は非常に乏しく、屋敷林や寺社林等の樹林が点在している。比較的まとまった樹林は、河川敷などの河畔林や僅かな斜面林しか無い。一方、水辺の環境としては、平坦な圏域内に縦横に河川、用水路、調節池などが豊富に存在している。 ・また、農地に関しては本圏域北側の2市1町に比較的豊富に担保され、市町域をまたがり連担した重要な自然的な要素となっている。南側3市では、市街化が進み島状に残置された農地が都市公園等と連担し貴重な自然的拠点となっている。 <p>○本圏域の都市計画に関する既往調査を整理統合し解析を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域、土地利用計画、都市計画道路、公園緑地の配置などの都市的条件の整理・統合を行った。 <p>○5市1町の基本計画を整理統合し解析を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町の『緑の基本計画』『環境基本計画』『景観計画』『都市計画マスタープラン』等における基本方針、基本課題、計画論を整理統合し、本圏域全体に通底する課題の解析を行った。 |

| | |
|-------|---|
| 調査結果 | <ul style="list-style-type: none"> ・特に各市町の緑の基本計画における基本理念、基本方針、緑の課題を整理解析した。また、「緑の将来像」を統合図面化し解析した。 ・本圏域全体の水とみどりと生き物生息・生育地のネットワーク論を解析した。 <p>○農に関する計画論及び実態を調査し解析を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農に関する行政計画（農業振興地域整備計画、都市農業振興基本計画）を統合整理した。本圏域の自然資源保全活用に関する農の共通課題として、農地の課題、多面的機能の課題、担い手の課題、市町民理解の課題（その他：農業経営、流通販売の課題）を抽出した。 ・農に関する本圏域の実態を把握し、整理解析を行った。 耕地面積は約3,654ha（水田70%畑地30%）。耕地面積比率の全国平均値（約12%）を越谷市、三郷市が上回り、埼玉県平均値（約20%）を吉川市、松伏町が上回る。本圏域平均20%。 ・市民農園、観光農園、体験農園の現状を把握した。：全市町の105箇所開設、内24箇所が学校農園。果物系の観光農園が17箇所。 <p>②本圏域における自然環境管理団体の活動実態調査を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動団体の存在、活動実態データを網羅的に調査解析し、データベース化及び図面化。 ：本圏域内に54団体を確認。2市に包括支援組織有り。各団体10数名～100名の規模。活動内容は緑の保全、農地の保全、生き物の保全、環境学習、清掃・環境整備など多岐に渡る。 ・活動団体への支援・助成制度の実態を網羅的に調査。：3市に5件の支援制度有り。補助金助成制度4件、技術支援制度1件。 ・各市町の水辺の楽校の開設状況（2箇所）、学校ビオトープ（45校以上）、学校田んぼ（39箇所以上）、学校等における環境教育の実施状況（4件）を把握整理した。 <p>③モデル地区の選定と保全・活用計画の検討を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本圏域の緑の課題農の課題を、各種基本計画から抽出した。課題解決への取組として地域連携保全活動の対象地区として特徴的なモデル地区：「まつぶし緑の丘公園」「築比地地区」「中川やしお水辺の楽校」「平方地区」を仮選定し、保全・活用計画を検討した。 ・また、本圏域の自然資源をつなぐ骨格的軸（水系の中心軸：中川、及び陸系の円環軸）と中核的拠点（大相模調節池）を仮設定した。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【検討会議】</p> <p>有識者を交え、以下の出席者・日程で検討会議を3回開催し、意見交換・協議を行った。 第1回（H27年11月6日）、第2回（H27年12月18日）、第3回（H28年2月10日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●有識者：獨協大学 浜本 光紹教授、（公財）都市緑化機構 湯澤 将憲上席総括研究員 ●出席者： <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県越谷環境管理事務所長 ・草加市市民生活部 環境課長、越谷市環境経済部 環境政策課長 八潮市暮らし安全部 環境リサイクル課長、三郷市環境安全部 クリーンライフ課長 吉川市市民生活部 環境課長、松伏町環境経済課長 ・NPO 法人オリザネット代表 ●事務局：越谷市、(株)URリンクージ都市環境室 </div> |
| 今後の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・本調査により組成された「埼玉県東南部地域5市1町緑と農の地域資源活用検討会」による協働・連携を更に深め、連絡調整会議自然資源専門部会に発展させる。 ・広域連携による「5市1町自然資源保全活用計画」を検討する。 ・広域連携で活用できる機能連携（例：サイクリングルート、フットパスルートの選定）や、市町をまたがる河川・水路の保全活用に資する啓発イベント計画等を立案し試行的実施を図る。 |

平成27年度 集約型都市形成のための計画的な緑地環境形成実証調査
「埼玉県東南部地域5市1町における緑と農の地域資源の活用方策検討調査」
(埼玉県東南部地域5市1町緑と農の地域資源活用協議会)

報 告 書

平成28年3月 作成

発 注 国土交通省 都市局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL : 03-5253-8111 FAX : 03-5253-1593

受 注 埼玉県東南部地域5市1町緑と農の地域資源活用協議会

〒103-0027 東京都中央区日本橋一丁目5番3号

TEL : 03-6214-5740 FAX : 03-3272-6017
